

平成24年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成24年3月6日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成24年3月 6日

至 平成24年3月19日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 1号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第 1号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第 7 議案第 2号 中信地域町村交通災害共済事務組合理規約の変更について

日程第 8 議案第 3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 4号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定
管理者の指定について

日程第10 議案第 5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定について

日程第11 議案第 6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定について

日程第12 議案第 7号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条
例の制定について

日程第13 議案第 8号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一
部を改正する条例について

日程第14 議案第 9号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

日程第20 議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

日程第21 議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）

- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 3 1 予算特別委員会の設置について

平成24年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成24年3月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長	横澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第1号（村長提出議案）説明、質疑

議案第1号から議案第2号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第3号から議案第19号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第20号から議案第25号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1 号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について
1. 議案第 1 号 北アルプス広域連合規約の変更について
1. 議案第 2 号 中信地域町村交通災害共済事務組合理規約の変更について
1. 議案第 3 号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について
1. 議案第 4 号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定について
1. 議案第 5 号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定について
1. 議案第 6 号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定について
1. 議案第 7 号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
1. 議案第 8 号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
1. 議案第 9 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
1. 議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例について
1. 議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例について
1. 議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について
1. 議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
1. 議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
1. 議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
1. 議案第20号 平成24年度白馬村一般会計予算
1. 議案第21号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
1. 議案第22号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第23号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計予算
1. 議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
1. 議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成24年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年11月、12月及び平成24年1月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書並びに平成23年度財政的援助団体等の監査結果報告書が提出されておりますので、お手元に配付いたしましたので、資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境組合議会の開催状況についてを報告いたします。北アルプス広域連合議会平成24年1月臨時会が1月23日に、平成24年2月定例会が2月22日、2月23日に、白馬山麓施設組合議会平成24年度第1回定例会が2月29日に開催をされました。内容については、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。報告にかえさせていただきます。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第12番松沢貞一議員、第1番横田孝穂議員、第2番篠崎久美子議員、以上3名を指名をいたします。

次に、本定例会において、受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりで所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成24年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月19日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成24年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この冬は気象庁の予報にたがわず、ラニーニャ現象による偏西風の蛇行や、ブロッキング高気圧による影響を受け、年末のクリスマス寒波に始まって、日本列島には断続的に寒気が流入し、日本海側の地域では平年の2倍から5倍もの雪が降ったところがあると報道がされております。これは平成18年以来の豪雪であり、総務省、消防庁によると、この冬の雪による死者は、2月16日現在全国で100名を超え、特に高齢者の事故が多かったとのことであります。

県内においても、隣村の小谷村を初めとする北部の市町村では、1月は記録的な積雪となったため、急遽除雪費用を追加するの必要に迫られ、国に対しても財政的な支援を要望したとのことであり、これを受け、長野県においては災害対策本部が設置をされたところであります。

このような状況下、白馬村では幸か不幸か降雪が少なく、1月後半からの降雪で、ようやく平年並みの積雪となりましたが、めぐる季節は繰り返されても、天候の様相が同じになるとは限らない自然の営みの不可思議を強く感じているところでもあります。

低温傾向が続くとこの予報が、最近の長期予報では一転して3月は暖かくなると修正されましたので、これから春に向かっては、気温上昇や降雨による雪崩等が心配をされます。各スキー場においては、引き続き十分な安全対策を取られるようお願いをしたいと思っております。

雪崩といえば、スキー場のコース外でスキーを楽しむバックカントリースキーの愛好者が増えているとのことであります。五竜とおみグレンデ付近では雪崩に巻き込まれて、大切な命を失う事故も発生しております。早いとはいえ、気象状況等を十分把握し、危険を予知したモラルある行動をとってほしいと願うところであります。

2月に入り、イタリア、ドイツ、チェコで行われたノルディックスキーのワールドカップ複合競技で、本村出身の渡部暁斗選手が3度にわたって優勝するという快挙をなし遂げました。渡部選手は今期既に2位2回、3位も2回という安定した成績を残し、総合優勝も視野に入ってきました。また、今シーズン競技に復帰した上村愛子選手も、先日のワールドカップ苗場大会デュアルモーグルで2位になりました。両選手に拍手を送るとともに、あわせて今後の活躍を願ってエールを送りたいと思います。

今シーズンの観光客の入り込み状況申し上げますと、2月末現在では67万8,000人余りと、前年比92.2%で、前年を大きく下回っており、今後の入り込みに期待をしておりますが、大変厳しい状況であり、何らかの対策を講ずる必要性と強い危機感を感じているところであります。

す。

今年は、長野県スキー伝来100周年となり、各地で100周年を記念しての催しが展開されておりますが、白馬村では2月10日からの白馬雪恋まつりを中心に、村内各スキー場でイベントを展開をし、誘客に努めてきているところであります。

また、インバウンド関係の利用者が多い、ナイトシャトルバス元気号冬物語の利用状況は、2月末までの79日間で約1万人、前年比マイナス20%の利用状況となっております。運行ルートや時間帯の見直し、回数券の発行で、海外のエージェントや白馬を訪れる外国人に、このバスの存在が徐々に浸透をしてきておりますが、円高、原発事故等の風評被害が依然として影響し、来訪者が思うように伸びていない状況にあります。

農政関係では、白馬村の24年産米の生産目標量が昨年12月22日の長野県農業再生協議会北安曇地方部会で、前年比100.7%の2,521トンと決定をし、ほぼ前年並みの数量が確保されました。これを受け、2月に農家組合長会、農家懇談会、白馬村農業再生協議会を開催をし、説明をしてまいりました。昨年度から本格実施となりました戸別所得補償制度については、白馬村では10アール当たりの定額補償分を12月に交付をしたところであります。

平成24年度においても、米や水田戦略作物に対する助成のほか、前年に引き続き、畑作物の大豆、ソバも販売目的で生産された場合に、交付金が支払われることとなっております。米の生産調整の役割を担いながら、23年度には農業法人を中心に約110ヘクタールのソバの作付が行われました。ソバの里づくりを目指し、生産向上に資するよう、担い手育成や特産品開発のための支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

住民福祉課関係では、大北社会福祉事業協会が計画をしている特別養護老人ホーム白嶺の20床増床計画が、県の補助金を得てようやく24年度に着工の予定となっております。こうした整備が介護保険料上昇の一因ともなっていますが、少しでも待機者の解消につながり、家族の支援になることを願っているところであります。

2月に入って、A香港型インフルエンザウイルスが5年ぶりに蔓延をし、全国で210万人が感染との報道がありました。下火にはなっているとのことでありますが、この後、B型流行の予想もされておりますので、マスクの着用、手洗い、うがい等による初期予防に努めていただきたいと思う次第であります。

2月10日、国においては復興庁が発足しました。今後、復興に向けたプログラムが円滑に進むことを願っておりますが、2月14日の午後9時47分には、大町市で震度4の地震がありました。本村においても防災対策の一環として、山間地区へ衛星携帯電話を設置し、各家庭には住民への啓発資料である白馬村防災ハザードマップを、年度内にもお配りする方向で準備をしておりますので、今後の防災対策の一助にいただければと願っているところであります。

広域ごみ処理計画は、大町市三日町の断念により振り出しに戻り、改めて候補地を探さなけれ

ばならなくなったことはご存じのとおりであります。2回の失敗から、単に地図上で選ぶという方法では通用しないこと、何よりも地元の合意が重要であることを痛感をいたしました。必要な施設であるということは皆が認識しつつも、自分の近くにはできてほしくない迷惑施設という気持ちを少しでも解消するため、先進施設の視察などを引き続き行い、今後の選定については、当面各市村において地元理解の要素をより重視しつつ、可能性のある地区と、地域の具体的な振興策などの話し合いも交えながら、候補地探しを進めていくこととなりました。議員各位におかれましても、改めて村内での候補地についてお考えがございましたら、お聞かせいただければ幸いに存じます。

一般会計補正予算（第5号）は、4,929万8,000円を減額し、総額を45億6,894万3,000円とするもので、除雪費へ2,000万円、国保会計への繰出金830万円等が歳出の主なものであり、事業費が確定した予算科目の減額に加えて、交付税留保分を予算化することといたしましたので、当初予定した減債基金、福祉基金等の繰り入れ4,340万円は、取りやめることといたしました。

さて、国の新年度の予算案は、景気の低迷により税収が大きく落ち込む中で、相変わらず赤字国債等に依存し、借金が自主財源を上回るという深刻な状況にあり、野田総理は消費税を含む社会保障と税の一体改革をだれかが進めなければ、日本の将来はないと、今後の増税の必要性を説いていますが、これにかかわって与野党内で意見が対立し特例公債法案など、予算関連法案の審議も滞りそうで、24年度予算成立のおくれが心配されております。

こうした状況の中、今定例会で提案をいたします平成24年度の白馬村一般会計予算の概要を申し上げますと、当初予算規模は44億600万円で、前年度に比較しますと8,800万円、2%増の予算となりました。歳入が限られた中、取捨選択を慎重に行い、総合計画の実施計画をローリングをし、地域役員懇談会等の経過も踏まえ、緊急度や事業効果、公平性にもかんがみ、健全財政を視野に入れながら、また自然と共生し、だれもが安らげる環境をつくるなど、基本構想の5つのテーマを意識しながら、予算編成を行いました。

歳入では、村税は約13億400万円で、前年比6,300万円、4.6%の減であります。税収の約70%を占める固定資産税については、評価替えの年に当たり、家屋を中心に現年課税分で約6,400万円の減となりました。このように自主財源の柱である税収が年々減少傾向にあり、前年並みの収入を維持できないため、公債費が3,900万円も減少しているにもかかわらず、財政健全化を見据える上での長期財政計画の予想を困難にしているところであります。

地方譲与税関係は自動車重量譲与税が大きく減って、全体で500万円の減。交付金については地方特例交付金が制度改正等により、900万円近くの前年度からの減となりましたが、地方消費税交付金の伸びを見て、全体で300万円ほどの増を見込んだところであります。

地方交付税については、これまでの実績と国の予算動向から、9,900万円増の16億50

0万円を計上いたしました。分担金及び負担金は、地域公共交通負担金減等により3,300万円の減であり、使用料及び手数料については、IRU契約料等の伸びで500万円の増でありませ

ず。国庫支出金は、制度改正による子ども手当の減額等で3,200万円の減となっており、県支出金は子宮頸がんワクチン接種補助金、ジャンプ台管理委託金等の減により、2,000万円の減となっております。

繰入金は、税込落ち込みや地域経済活性化に対する歳入補てんとして、財政調整基金から4,300万円、義務教育施設整備基金から2,000万円と、7,300万円を基金から繰り入れることといたしました。

村債は約4億8,600万円を予定していますが、臨時財政対策債を除いた起債額は2億2,600万円で、主なものはスノーハープ木橋に5,900万円、道路橋梁整備に8,400万円、プール改修に4,100万円等を予定をしております。

次に、歳出であります。歳入の伸びが見込めないため、今年度も枠配分方式によるゼロシーリングでの予算編成を行い、その後に重点施策分を上乗せして予算化を図ることといたしました。

歳出について費目別に申し上げますと、議会費は議員共済会負担金等の減額により1,300万円の減であります。

総務費は6億6,000万円で、地域公共交通関連の補助事業の終了、戸籍コンピューターシステムの共同化等により1,200万円の減であります。

民生費は、前年度とほぼ同額の9億6,900万円といたしました。子ども手当関連は制度改正により減額となりましたが、介護保険負担金、国民健康保険会計への繰り出しなどが増額となっております。

衛生費では4億2,000万円で、前年度比1,700万円余りの減といたしました。ワクチン接種事業は対象者減等により1,600万円ほどの減となり、クリーンコスモの維持補修には2,000万円の予算を計上することといたしました。

農林業費は2億1,200万円で、前年度比2,500万円の増となりました。主なものとしては、奈良井地区の有効利用整備事業に3,200万円、脱原発の機運が高まる中で、平川頭首工付近で進められる自然エネルギー開発を目指す、県営事業の小水力発電への負担金に1,000万円、特産物開発関連としてソバ栽培に400万円の奨励金等を計上いたしました。

観光商工費は2億1,200万円で、前年度比約500万円余りの増といたしました。白馬尻荘基礎撤去、頂上宿舎や八方池山荘の改修を9年の債務負担行為により、長野県観光協会施設事業として行ってまいります。また、リフォーム補助事業を継続して行うために1,500万円を計上いたしました。

土木費は6億4,200万円で、前年比1,400万円の増であります。村道改良工事や白馬

大橋修繕関係に1億1,800万円を計上し、今後も計画的に橋梁補修を進めることとしております。

消防費は1億6,400万円で、小型ポンプ付積載車更新等で、前年度比約800万円の増であります。

教育費は3億8,000万円で、前年度より約1億1,400万円増といたしました。要望箇所の多い学校施設修繕のために、義務教育施設整備基金2,000万円を繰り入れすることといたしました。また、B&Gプールの改修工事費として8,400万円を計上いたしました。

公債費は6億7,400万円余りで、前年比3,900万円の減となり、年々償還額が減少しております。

次に、特別会計、企業会計の新年度予算についてで、概略を申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計は、保険給付の増に対応するため、給付費準備基金を5,300万円ほど繰り入れすることとし、歳入歳出の総額を12億3,200万円余りの予算といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ6,800万円余りといたしました。主な内容は、歳入では後期高齢者保険料が4,900万円余り、保険基盤安定繰入金1,900万円余りを計上し、歳出では保険料負担金6,700万円余りを計上をいたしたところであります。

下水道事業特別会計は、歳入歳出約5億7,800万円で、前年度当初予算に比べて2,000万円余りの増となっております。長寿化計画調査業務、東部農業集落排水事業施設の公共下水道への統合計画を進めることとしております。

農業集落排水事業特別会計は歳入歳出3,600万円で、前年度当初予算とほぼ同額の予算といたしました。

水道事業会計は、引き続き需要の伸び悩みで厳しい状況にありますが、収益的収入では2億9,200万円余り、収益的支出では2億9,100万円余りを予定しております。資本的収入は借換債等で約4,700万円、資本的支出は企業債償還金等の約1億3,700万円余りで、資本的支出が資本的収入に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

本定例会に当初提出いたします案件は26件ありますが、最終日の本会議には、繰越明許費等に係る平成23年度一般会計補正予算（第6号）と、固定資産評価委員会委員の選任についての同意案件を追加議案として提出することを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議の上、円満なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また規則第154条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第1号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 報告第1号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について。

これにつきましては地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものを、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次のページをご覧くださいと思います。事故の内容につきましては、飯田地区村道1115線にある案内標識からの落雪により車に損害を与えたもので、請求者は宮田豊栄氏で、示談による和解が整い、8万924円を支払うことといたしましたものであります。

なお、専決処分日は2月15日でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これで報告第1号は終了をいたしました。以上をもって報告事項を終了いたします。

議長（下川正剛君） これより、議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第6 議案第1号及び日程第7 議案第2号は、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

日程第6 議案第1号及び日程第7 議案第2号は、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第1号及び議案第2号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、議案第1号及び議案第2号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第6 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（下川正剛君） 日程第6 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更については、大北地域ふるさと市町村圏計画が平成24年3月31日で計画期間が満了となるため、広域計画基本構想の中に位置づけ、引き続き地域振興事業を推進するために、広域連合規約を変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料としておつけした新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第4条では、「ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整」を「広域行政の推進」とし、「ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業」を「ふるさと市町村圏事業の実施」と字句を改めるものであります。

第5条では、「ふるさと市町村圏計画の基本方針」を「広域行政の推進」とし、「ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務」を「ふるさと市町村圏事業の実施」と字句を改めるものであります。

また、第18条では、「ふるさと市町村圏計画に基づく事業」を「ふるさと市町村圏事業」と改めるもので、別表につきましても、第4条と同様に字句を改めるものでありますので、よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第2号 中信地域町村交通災害共済事務組合格約の変更について

議長（下川正剛君） 日程第7 議案第2号 中信地域町村交通災害共済事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第2号 中信地域町村交通災害共済事務組合格約の変更については、第4条に定める事務所の所在地を「松本市」から「北安曇郡池田町」に改めるもので、現在、松

本合同庁舎にある事務所を池田町役場に変更するための規約の一部改正であります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について、朗読説明をいたします。

次のとおり白馬村八方体育館の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1. 公の施設の名称

白馬村八方体育館

2. 指定管理者となる団体の所在及び名称

白馬村大字北城5732番地2

財団法人 八方振興会

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

現在、事務所を体育館に併設している財団法人八方振興会に公募によらず、引き続き指定管理者をお願いしたいものであります。

以上、よろしく願いします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第9 議案第4号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第4号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 議案第4号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定について朗読し、説明いたします。

次のとおり白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を求めます。

1. 公の施設の名称

(1) 白馬村グリーンスポーツ

白馬村グリーンスポーツ施設、白馬村林業展示施設、白馬村歴史民俗資料館、白馬村テニスコート

(2) 夢白馬施設

夢白馬、夢白馬ろまん市

(3) 白馬村山小屋

猿倉荘、白馬岳頂上宿舎、八方池山荘、天狗山荘

2. 指定管理者となる団体の所在及び名称

白馬村大字北城6141番地4

財団法人白馬村振興公社

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

本施設につきましては、平成23年11月14日から平成23年12月28日まで一般公募を行い、財団法人白馬村振興公社1社より応募がありました。平成24年1月23日に外部より3名の審査委員を委嘱し、庁内委員も白馬村振興公社の理事、評議員となっている者を除き、合計8名の委員で審査会を開催いたしました。

審査の結果、審査委員全員一致で、白馬村振興公社を候補者に選定いたしました。

以上、経過を踏まえ上程いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） ただいま説明いただきました、公の施設の名称欄に、（1）といたしまして白馬グリーンスポーツ、そして2つ目といたしまして夢白馬施設、3つ目といたしまして白馬村山小屋とありますが、それぞれの事業形態が異なることから、3施設を一括して公募した内容についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目でございますが、指定管理者となる団体の所在及び名称でございますが、住所はこのままでよろしいのでしょうか。

以上、2点よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

複数の施設の指定につきましては、指定管理者の募集は、同一事業等施設の運営の効率性、合理性の観点から、一括して募集ができることとなっております。昨年9月の定例会の委員会、全協でも一括募集の説明をさせていただきましたが、これらの施設につきましては、観光的利用が主な施設であり、観光サービス提供の収益性の高い施設であることから、同一形態の事業ととらえました。

また、山小屋、グリーンスポーツは季節開設の施設であるため、道の駅白馬と一体的な運営をすることにより、年間を通しての運営や管理体制等総合的に計画ができ、村の指定管理料の増加とならないことを基本に考え、一括の募集をしたものでございます。

それから、管理者の住所でございますが、定款のとおりということでの住所でございますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 議案第5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定について朗読し、説明いたします。

次のとおりオリンピック記念館の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称

白馬村オリンピック記念館

2. 指定管理者となる団体の所在及び名称

白馬村大字北城3476番地

一般社団法人白馬村観光局

3. 指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

本施設は、白馬村観光局と同一敷地に設置されており、維持管理、運営を行う上で一体的に管理をしてもらうことが最良で、引き続き一般社団法人白馬村観光局に、指定管理者として指定したものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第11 議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定について

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定について、ご説明をいたします。

最初に、辺地対策の基本的な事項からご説明をし、そのあとに白馬村の辺地対策総合整備計画の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、辺地の定義であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条において、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんぴな地域で、住民の数、その他について政令で定める要件に該当をしているものと定められております。

具体的には、地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有し、地域の中心から最寄りの駅や医療機関などの距離などを点数で換算した辺地度点数が100点以上の地域が辺地地域となります。白馬村では内山、嶺方、野平、青鬼、落倉の5地域が辺地ということになっております。

次に、辺地対策総合整備計画ですが、さきに述べました辺地地域の交通条件や生活文化水準の向上のために、公共的施設を整備するため作成する財政上の計画であります。この計画は同法第3条に定められ、計画は県知事との協議、議会の議決を得て総務大臣に提出するものであります。

この計画に基づいて実施する公共的施設の整備について、辺地対策事業債の充当が認められ、元利償還に要する経費は、地方交付税の算定に用いる基準財政事業額に算入されることになって

います。

今回策定する計画につきましては、平成24年から平成28年までの公共的施設の財政計画が計上されており、財政計画は試算値でありますので、実際の事業化、予算編成時には事業費が変動することは当然でございます。

なお、総合整備計画の期間は昭和45年の自治事務次官通知により、おおむね5年程度とするのが適当とされており、辺地全体についての対策方針等の整理の必要性を明確化するために、おおむね3年程度ごとに定期的に見直すことが適当とされているところであります。

さて、今回策定いたします計画についてご説明をいたします。平成19年度に策定した計画では落倉、野平、青鬼地区の村道改良、内山地区の観光レクリエーション施設改修を行ってまいりました。いずれの事業も財源には辺地対策債を充当しており、事業に対する起債充当率は100%、元利償還金の80%が交付税を算定する際の基準財政事業額に算入されております。

平成19年度策定の計画は、平成23年度で計画期間が終了いたしますので、今回は平成24年度からの公共的施設整備に対する財政上の5カ年計画を策定いたしました。さきに述べましたとおり、総合計画に掲載された公共的施設の整備事業が、辺地対策事業債の対象事業となるわけでありまして。

それでは、計画の内容をご説明いたします。まず、計画4ページの内山辺地についてであります。観光レクリエーション施設の改修と、村道1001号線の改良事業で、事業費は5年間で6,060万円を計画しております。観光レクリエーション施設として、コース内の木橋改修等を計画しております。

次に、6ページの嶺方辺地ですが、集落内の生活道路である村道1033号線の整備がおこなわれているため、改良と舗装を計画しております。事業費は5年間で1,000万円を計画しております。

次に、8ページの青鬼辺地ですが、集落に通じる村道は平成21・22年度事業で舗装改良が終了しておりますので、整備がおこなわれております集落内の村道等の改良を計画しております。事業費は5年間で300万円であります。

次に、10ページの落倉辺地ですが、村道3101号線、通称ミズバショウ通りでありますけれども、その改良舗装を計画しております。この村道は長年、舗装の要望があったものですが、地元交渉が難航し、平成23年度にようやく測量設計が開始できたものであります。平成24年度から計画的に事業を進めていきます。事業費は5年間で1億3,600万円を計画しております。

次に、野平辺地ですが、集落に通じる村道は平成19・20年度事業で改良が終了しておりますので、集落内の村道3038号線の舗装新設を計画しております。事業費は100万円であります。

各辺地の事業で起債発行要件に適している事業については、辺地対策債の借入れを予定しておりますけれども、その他、小規模で起債発行要件に適さない場合には、一般財源として対応することとしております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第 1 2 議案第 7 号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第 1 2 議案第 7 号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第 7 号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、平成 16 年に地方自治法第 2 3 4 条の 3、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 7 関係が改正され、電気、ガスもしくは水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約が、これまで長期継続契約の範囲とされておりましたけれども、その他政令で定める契約との文言が、その際追加をされました。

翌年度以降にわたり物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、損害契約にかかわる事務の取り扱いに、実際には矛盾と支障を及ぼすことから、そのようなもののうち条例で定めるものとして、事務機器、情報機器、村有施設の管理に要する機器、車両等の賃貸借に関する契約、これらの保守に関する契約、施設及び設備の維持管理等その他役務の提供に関する契約等、いわゆるリース契約と言われるものについては、この 4 月から毎年ではなく、5 年を原則として長期継続契約をできるものとしたものであります。

なお、経過措置として、この条例の施行前に締結しているリース契約については、この条例の規定により提携したものとみなすこととしたいものでありますが、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第 1 3 議案第 8 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第8号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第8号 白馬村特別職員の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、別表をご覧くださいと思いますが、別表中、「体育指導員」を「スポーツ推進員」に、「学校外部評価委員」を「学校関係者評価委員」と名称を改め、伝統的建造物郡保存地区保存審議委員と社会福祉推進委員、食育推進会議委員にかわる報酬を新たに規定するものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第14 議案第9号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第9号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第9号の白馬村税条例の一部を改正する条例につきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

この改正につきましては、平成23年11月30日に決定いたしました国の法律、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定法の一部を改正する法律という法律で、地方税法が改正されました。これによりまして、白馬村税条例に所要の改正を行うものでありまして、主な点は、たばこ税の税率が644円引き上げになりますけれども、県のたばこ税が同時に644円が引き下げになりますので、小売価格の変更はございません。

詳細につきましては、4分の1ページの新旧対照の表の方をご覧くださいと思いますが、第95条につきましては、たばこ税の税率が644円引き下げというものでございます。

附則の第9条につきましては、村民税のこれは退職所得に関する特例でありますけれども、削除になるものでございます。

16条の2につきましては、たばこの3級品ですね、安いたばこのたばこ税、これは305円の引き上げとなるものでございます。

第22条は東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございますけれども、昨年この部分を改正しまして、追加をさせていただいた部分でございますけれども、次のページの2項、4項につきましては削除でございます。あと、用語の改正でございます。

それから、その一番下の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということで、昨年の改正のときにこれもあったんですけども、国や県の方から、この条項につきましては、被災地のみで制定するようという指示がありましたので、白馬村では、この部分を追加していませんでしたけれども、松本の地震ですね、そのときにも、この24条が適用されて固定資産税の特例の適用を受けたというようなこともありまして、万が一、白馬村で大きな地震が起きたような場合には適用になるように、この24条を追加するものでございまして、具体的に被災を受けた場合の手続方法を定めているものでございます。

本文の3ページの方へ戻っていただきまして、附則でございまして、施行期日を定めておりまして、先ほどの第1条の1項1号につきましては、村民税の特例の廃止につきましては、平成25年1月1日から施行と。

それから、2号のたばこの引き上げにつきましては、平成25年の4月1日から引き上げになるということでございます。

第2条は、村民税に関する経過措置、第3条はたばこ税に関する経過措置でございます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第15 議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第10号について、ご説明いたします。

公民館運営審議会委員の選出基準が社会教育法で規定されておりましたが、第2次地域主権改革一括法の成立により社会教育法が一部改正され、市町村条例で定めることになりました。これに伴い、文部科学省令で定める基準を参酌し、本村では運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による者に改正するものです。

また、別表、備品の貸し出しによる使用料ですが、生涯学習用パソコンが古くなり、貸し出しできない状況にあるため、項目を削除するものであります。

附則の経過措置では、現在の委員の任期が平成25年3月31日までであるため、条例改正後において委員を新たに委嘱するのではなく、改正後に委嘱された委員とみなし、新たに委嘱される委員の任期は2年でなく1年とするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第16 議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第16 議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第11号についてご説明いたします。

図書館協議会委員の任命基準が図書館法で規定されておりましたが、第2次地域主権改革一括法の成立により、図書館法が一部改正され、市町村条例で定めることになりました。これに伴い、文部科学省令で定める基準を参酌し、本村では協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による者に改め、委員長及び副委員長と、会議の条項を追加し、表題を白馬村図書館条例に改正するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第17 議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第17 議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

次のページをご覧ください。しろうま保育園の定員を現在の状況にあわせ、変更するというものでございます。3歳以上の定員を10名減らし150名に、3歳未満の定員を10人増やし30名に、それぞれ改めるというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第18 議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第18 議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

これにつきましては、上位法の改正に伴う改正でございます。

地域主権改革一括法による、公営住宅法の改正では、第23条に規定されております公営住宅入居者資格のうち、同条第1号の同居親族要件が廃止されております。これに伴いまして、老人や身体障害者など、例外として単身入居が認められるものを定めた規定及び過疎地域や豪雪地帯などに、同居親族要件を適用しないこととする規定も削られました。同居親族要件の廃止に係る改正については、自治体に対する義務づけ、枠づけの見直しの視点によって行われており、改正後に入居資格を同居親族要件を維持するかどうかは、それぞれの自治体の判断となります。

当村では、改正前の公営住宅法における豪雪地帯に同居親族要件を適用しないこととする規定に該当していたため、同居親族要件は廃止とし、単身入居も可能とする、幅広い入居者募集を行うこととして、今回の条例改正を行います。

新旧対照表の3分の1ページをご覧ください。改正前の第5条第3号については、同居親族要件を廃止したため、削ります。

3分の2ページをご覧ください。以前から、県から指導のあった暴力団排除に関する規定を、今回の改正にあわせて追加をするため、新たに第5条に第5号を加えます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

ただいまより11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

△日程第19 議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（下川正剛君） 日程第19 議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出からそれぞれ4,929万8,000円を減額し、総額を45億6,894万3,000円とするものであります。

5ページ、第2表地方債補正をご覧をいただきたいと思います。

庁舎改修事業については600万を510万円に、観光レクリエーション施設整備事業については4,700万円を2,490万円に、体育施設改修事業については300万円を220万円に、道路新設改良事業は1億4,510万円を1億3,150万円に、公共土木施設災害復旧については560万を450万円に、農地農林施設災害復旧については350万円を220万円に、それぞれ事業費が確定したために額の補正をするものであり、起債の方法、利率、償還の方法等については記載のとおりであります。

次に、9ページ歳入明細をご覧をいただきたいと思います。

地方譲与税の自動車重量譲与税は400万円の減額であり、地方消費税交付金は1,988万円の増額であります。

10ページ、地方交付税については、普通交付税を3,054万9,000円追加するものであります。

土木費分担金については、白馬町八方口の路線の工事中止により335万9,000円の地元負担金を減額するものであります。

12ページ中ほどの、民生費の県負担金であります。国保関連の保険基盤安定負担金を542万6,000円増額するものであります。

13ページ、総務費の県委託金については、県会議員選挙が無投票となったために、340万円を減額するものであります。

繰入金については、減債基金3,000万円、スキースポーツ育成振興基金340万円、次のページに移りまして、福祉基金1,000万円の合計4,340万円の繰り入れを、交付税の歳入確保、事業費確定による減額補正等により取りやめるものであります。

下段の、村債の観光債については、2,210万円の減額であります。橋梁の耐荷重について設計変更したことによる工事費の減額であります。それから土木債については、先ほど申し上げました事業中止にかかわる1,360万円が減額されるものであります。

続いて、16ページからの歳出明細をご覧をいただきたいと思います。

16ページの下段、企画費の371万円の減額の主なものは、広報の印刷費の減と、ケーブルテレビ白馬の施設運営委託料の減140万円が主なものであります。

17ページの下段、賦課徴収費の補償補填及び賠償金の471万円は、債権回収のため事務の中で明らかになった、滅失家屋等への課税更正にかかわる還付金であります。

18ページ、長野県議会議員選挙費については、無投票となったために337万1,000円を減額するものです。

20ページ、スポーツ事業費の施設管理費については、2,215万6,000円の減額であります。先ほども述べましたが、橋の耐荷重について設計見直しをしたことによる減額であります。

スポーツ事業振興費については、スキースポーツ育成振興基金340万円の繰り入れをやめるものであります。

それから、21ページ下段の障害者福祉費については、実績により地域活動支援センター運営委託料400万円を減額するものであります。

22ページ、住民総務費については、国保会計の繰出金831万9,000円を増額補正するものであります。

それから、24ページの塵芥処理費については、山麓環境施設組合負担金362万6,000円の減額が主なものであり、し尿処理費についても、同様に521万4,000円を実績により減額するものであります。

26ページ、観光宣伝振興費344万4,000円の減額については、観光局負担金、海外観光客受皿整備事業にかかわる経費を減額するものであります。

27ページ上段の商工振興費は、住宅リフォーム補助金の精算が終わりまして、実績により300万円を減額するものであります。

土木費道路維持費については、道路の穴埋め等の維持修正に400万円、除雪委託料に2,000万円を追加するものであり、道路新設改良費は八方口、白馬町の道路改良を用地関係で中止したことにより、工事費の1,456万3,000円を減額するものであります。

飛びまして31ページ、実績により現年発生林道施設災害復旧費を226万7,000円、現年発生公共土木災害復旧費を315万9,000円減額するものであります。

32ページの公債費につきましては、減債基金の繰り入れ3,000万円を取りやめ、長期債の利子を実績により245万2,000円減額するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子） 2番、篠崎久美子でございます。ただいまの議案第14号につきまして、3点について質疑をさせていただきます。

まず、17ページ、ページを申し上げますが、17ページ2款2項2目賦課徴収費、こちらの賦課徴収事業補償補填及び賠償金471万円、こちらの内容をお伺いをいたします。

次、ページは変わりまして20ページです。2款7項2目施設管理費、012721スノー

ハープ維持管理事業、先ほど少し説明の中にもありましたが、2, 215万円の減額ということですが、この減額理由、内容を再度お伺いいたします。

続きまして21ページ、3款1項3目障害者福祉、013133の地域生活支援事業、地域活動支援センター運営委託料400万円の減額でございますが、この内容を再度お伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 賦課徴収事業の補償補填及び賠償金470万円の内容につきまして、ご説明を申し上げます。これにつきましては、固定資産税の家屋に関する課税の誤りでございまして、それに対応するためのものでございます。白馬村村税等過誤納金補填金支払い要綱という要綱に基づき補填金でございまして、家屋の滅失の把握漏れ3件に関するものでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 地域活動支援センターの減額の理由ですが、平成22年5月に就労継続支援B型作業所というのが白馬村の中に開所をいたしました。地域活動支援センターに通所していた利用者が、平成23年の4月から開所した就労継続支援B型作業所に移ったことによって、23年度からの利用者と利用期間が大幅に減少したということで、減額ということでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 次に、平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） スノーハープの維持管理費2, 215万6, 000円の減額理由でありますけれども、当初4, 708万円です。2号橋の永久橋への全面改修と、4カ所のコース改修を予定しておりましたけれども、地質調査、詳細設計を実施した結果、既存の橋台がそのまま使用できることが判明したため、その部分の減額と、入札差金によるものであります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

**△日程第20 議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）**

議長（下川正剛君） 日程第20 議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

第1条になります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,287万9,000円とするものでございます。

なお、補正の内容のほとんどは、年度末に当たり国の負担金等が決定したことによるものでございます。

では、補正内容を説明しますので、5ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項1目療養給付費等負担金、これを1,075万5,000円減額するものでございます。

2款2項1目財政調整交付金は、特別調整交付金を753万3,000円の減額です。

3款1項1目療養給付費等交付金は、退職者分として766万5,000円を追加するというものでございます。

6ページをお開きください。7款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分ということで、831万9,000円の追加するというものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。1款2項徴税費です。1目賦課徴税費は報酬から賃金への予算の組みかえということでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源内訳の変更ということですが、療養給付費負担金と特別調整交付金を減額し、保険基盤安定繰入金保険税軽減分の繰入金と一般財源を追加するというものでございます。

8ページをお開きください。2款1項2目退職被保険者療養給付費も、財源内訳の変更ということでございます。

9ページをご覧ください。一番下段になりますが、7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、医療費拠出金の110万3,000円の追加ということですが。

10ページをお開きください。7款2項1目保険財政共同安定化事業拠出金は、389万8,000円の減額ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

**△日程第21 議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）**

議長（下川正剛君） 日程第21 議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明します。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,508万円とするものでございます。

では、補正内容を説明しますので、5ページをお開きください。初めに歳入です。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、額の確定により7万円を減額するというものでございます。

4款1項繰越金も、決算により10万3,000円を減額するというものでございます。

6ページをお開きください。歳出ということです。2款1項1目広域連合分賦金の保険料等負担金を17万3,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第22 議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第22 議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明をいたします。

歳入のみの補正でございます。5ページの歳入明細をご覧ください。確定している繰越金について、年度末に補正をするものです。

2款使用料及び手数料1目下水道使用料を666万6,000円減額し、5款繰越金1目繰越金を同額増額とします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第23 議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第23 議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。これにつきましても、歳入のみの補正でございます。

5ページの歳入明細をご覧ください。確定している繰越金について、年度末に補正をするものです。

1款使用料及び手数料1目使用料を10万9,000円減額、2款繰入金1目一般会計繰入金を100万円減額し、3款繰越金1目繰越金を110万9,000円増額いたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第24 議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第24 議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

予算第3条の収益的収入及び支出については、収入では、1款水道事業収益1項営業収益が水道使用料等520万円の減額で、支出は、1款水道事業費1項営業費用が検満メーターの固定資産除却費などで916万5,000円の増額、2項営業外費用が消費税等が155万5,000円の増額でございます。

予算第4条の資本的収入及び支出でございますが、5%超の高い利率の簡易水道事業債について、財務省の承認がいただけたため、繰上償還して借りかえをするものでございます。

収入では、1款資本的収入1項負担金が150万円の減額、4項企業債が新たに1,800万円でございます。

支出では、1款資本的支出2項企業債償還金が1,835万9,000円の増額でございます。

ページをおめくりください。第4条の起債の目的等でございますが、公営企業借換債で、限度額1,800万円、利率は3.5%以内とします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。2ページになりますけれども、収益的支出1款水道事業費用1項営業費用6目資産減耗費1節固定資産除却費でございますが、これが1,010万円が計上されていますが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

また、同3ページ、4ページにあります。先ほどご説明がございましたが、企業債借りがえということで計上がされております。その件数並びにこれによる効果、利率による効果になるかと思いますが、その辺はどのくらい見込みになっているか、その辺について、以上2点お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、初めに固定資産除却費でございますが、1,010万円の内訳でございますが、まず構築物として消火栓9基、約140万円。それから機械及び装置として取りかえた検満量水器、水道メーターでございますが、こちらが2カ年分で1,000万円。また、同じく更新をしました水道管理システム、こちらの方が180万円、合計で1,320万円。当初予算では310万円見てあるので、今回差額の1,010万円を補正をするものでございます。

続きまして、企業債の借りがえの効果でございますが、借りかえる起債は1件でございます。平成2年度に借り入れたもので、金利は6.6%です。今回借入れを予定している起債の利率は0.55%ですので、年間の利子の差額は約70万円となりまして、償還が9年あるので、合計で630万円の効果となります。

また、次年度についても高い金利の起債については、借入れを申請していく予定でございます。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第19号までについては、お手元に配付してあります平成24年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

△日程第25 議案第20号 平成24年度白馬村一般会計予算

議長（下川正剛君） 次に、日程第25 議案第20号 平成24年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。説明は各課ごとに行いますので、提案理由の説明をお願いをいたします。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 私の方からは歳入全般と議会、会計、総務課にかかわる部分の歳出について説明をいたします。そのほかの歳出につきましては、順次、各担当課長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度白馬村の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ44億600万円とするもので、債務負担行為、地方債については、この後ご説明をいたします。一時金の借り入れについては、限度額を15億円と定めるものであります。

次に、予算書の9ページをお開きください。第2表債務負担行為をご覧くださいと思います。山小屋改修事業のために、長野県観光施設協会から借り入れする2,200万円と、白馬尻荘基礎撤去、登山道整備のために同協会から借り入れる2,495万8,000円に対する9年間の債務負担行為であります。

次に、第3表地方債をご覧くださいと思います。交付税の不足を補う臨時財政対策債は、限度額を2億6,050万円とするものであります。庁舎施設改修事業については、非常用蓄電池更新に210万円。農業農村整備事業は、奈良井地区整備等に3,600万円。観光レクリエーション施設改修事業は、スノーハープクロスカントリーコースの橋梁等を年次的に改修しているもので、5,860万円を予定しています。体育施設改修事業については、B&Gプールの改修工事に4,050万円。道路新設改良事業は8,350万円の起債で、防災対策事業は南部分団積載車購入に伴う500万円の起債であります。

なお、それぞれの起債の借り入れ方法、利率、償還等については、ご覧のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、13ページ、歳入明細をお開きいただきたいと思います。原則として、私の方からは500万円以上の主なものを中心にご説明をさせていただきます。

村税であります。村民税は前年並み、固定資産税は評価替えに当たり、家屋を中心に評価額が減少することを見込んで6,350万円の減を見込んでいます。

14ページ、軽自動車税、村たばこ税、入湯税は前年並みの見込みであります。

15ページ、地方譲与税については自動車重量譲与税は790万円の減、地方揮発油譲与税は前年より300万円の増を見込みました。交付金については、利子割、配当割、株式等譲渡所得割交付金は前年並み、もしくは微減であり、16ページの地方消費税交付金は1,370万円の増を見込みました。自動車取得税交付金は約130万円の減、地方特例交付金のうち減収補てん特例交付金は370万円の増、児童手当特例交付金は制度改正により、皆減としております。

17ページ、地方交付税については、前年の実績等から9,930万円の増で、そのうち普通

交付税は14億2,500万円、特別交付税については1億8,000万円を見込みました。

18ページ、分担金及び負担金については、民生総務費負担金は老人福祉施設入所負担金が440万、保育料負担金が2,840万、総務費負担金では地域公共交通会議負担金2,570万が補助事業の中止により、皆減となっております。

下段から20ページにかけての使用料及び手数料につきましては、総務使用料関係でIRU契約利用料等で330万円、民生使用料でデマンド利用料210万円ほどが増となっており、その他は前年並みでございます。

20ページの国庫負担金については制度改正により、児童手当負担金が2,500万円の減、身体障害者福祉費負担金は880万円の増となっております。

21ページの国庫補助金について主なものは、神城山麓線工事を前倒ししたことから、土木費補助金が850万円減の4,250万円、教育費補助金は伝建事業が若干増で760万円、農林業補助金は間伐事業の制度改正や事業の終了により、皆減であります。

22ページの国庫委託金については前年並み、県負担金については、それぞれの項目が伸びて1,560万円の増となっております。

23ページの県補助金については、総務費補助金がオリンピック施設償還補助で1,040万、緊急雇用創出事業は700万減で500万円、民生費補助金は、制度改正により自立支援対策補助金が皆減となっておりますが、身障者医療給付に前年並みの1,000万、乳幼児医療給付も前年並みの550万円、それから衛生費補助金については、合併浄化槽補助金も前年並みの460万円、子宮頸がんワクチン接種補助が対象者減で前年比800万円の減となっております。農林水産業費補助金は中山間地域直接支払事業に470万円、地籍調査補助金540万円が主なものであります。保育所の人件費に充てている電源立地地域対策交付金につきましては、450万円であります。

24ページ下段からの県委託金については、ジャンプ台管理委託金が1,130万減の4,060万円。徴税费委託金は前年並みの1,510万円であります。

25ページ下段からの財産運用収入につきましては前年並み。

27ページの繰入金は歳入減、村内の経済活性化のため、財政調整基金から4,300万円、義務教育施設整備基金から2,000万円等を繰り入れ、昨年より2,630万円増の基金取り崩しといたしました。

28ページの繰越金については、23年度不用額を1,800万円と見込んでおります。

28ページ諸収入のうち、貸付金の元利収入については、商工振興資金預託金回収金2,000万円が主なものであります。

29ページからの雑入については、大きなものは、ごみ袋の販売手数料が910万円、粗大ごみ処理委託手数料が630万円、消防団員退職報償金が400万円、介護給付金が1,930万

円、県市町村振興協会宝くじ交付金が500万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金が400万円、介護保険地域支援事業受託金が2,230万円、SAJオリンピック施設整備補助金500万円、B&G財団の助成金3,000万円等が主なものとなっています。

村債については、最初に第3表の地方債で説明したとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、歳出でございますが、32ページの議会費をお開きいただきたいと思います。

議会費につきましては1,270万円の減であります。議員年金にかかわる議員共済会負担金810万円の減と、職員人件費減が主な理由であります。

33ページ、総務費の一般管理費は、特別職及び総務関係一般職員や区役員、各委員等の人件費減を計上している課目であります。従来は19節としていた退職手当組合負担金を、本年度から3節に計上をいたしまして、すべてこの総務費に計上をしてございます。そんなことで、前年度比2,140万円ほど増となっておりますが、この分が各課の予算、19節の負担金が減額となっておりますので、よろしく申し上げます。

36ページからの財産管理費は、庁舎等財産管理にかかわる費用を計上している目であります。庁舎管理賃金に460万円、光熱水費570万円、建物の災害共済保険料500万円等が主なものであります。

37ページ、交通安全対策費、防犯対策費は安協、防犯協会への補助金が主なものであります。

姉妹都市提携費は河津町、太地町との姉妹都市提携にかかわる経費でございまして、本年度は河津町への親善訪問等を予定をしております。

企画費は、北アルプス広域経常費負担金に960万円、庁内グループウェアソフト使用料、サーバーの保守等に対する情報化対策事業に540万円、いこいの杜借上料として800万円、地域づくり事業等補助金は額を上積みして440万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業として1,250万円の予算化をいたしました。ケーブルテレビ白馬管理運営事業についての内容は、施設運営委託料が370万円、電柱添架使用料等に690万円を盛り込んでおります。

なお、地域公共交通会議の負担金は、補助事業の中止により皆減といたしましたので、前年度比較で1,890万円という減額となっております。

それから39ページ、会計管理費は会計室にかかわる経費で、前年並みであります。

それから、電算業務費は1,090万円の減となっております。広域基幹系システムの移行に伴う負担金は670万円となっておりますが、共同化により維持管理費は減額となっております。

次に43ページ、選挙費でありますけれども、今年度は大きな選挙が予定されておられませんので、前年度に比較して減となっております。

45ページからの統計調査費も大きな統計調査がないため、前年比60万円の減となっております。

それから46ページ、監査委員費は監査委員にかかわる人件費等の経費であります。

ずっと飛びまして88ページ、消防費をお開きをいただきたいと思います。非常備消防費は前年並みの2,460万円であります。消防団員の報酬や出動賃金、公務災害補償掛金、消防行事にかかわる経費等が主なものであります。

常備消防費は前年比330万円増で、北アルプス広域連合への負担金1億2,615万円が主なものとなっております。

消防施設費は、南部分団消防車両の購入に伴い630万円の増であります。入湯税500万円を特定財源として予定しております。

防災費は耐震診断等委託料の減により、前年より減となっております。

次に107ページ、公債費をご覧ください。長期債元金は5億8,470万、長期債利子は8,890万円で、合計して前年比3,860万円の減となっており、確実に減少していることがおわかりかと思えます。

諸支出金は、基金利子の積み立てにかかわる歳出であります。

110ページ以降116ページまでは、給与明細書であります。

それから、118ページから120ページまでは、債務負担行為に関する調書をまとめたものであります。それぞれご覧をいただくことで説明は省かせていただきます。

また、121ページからは地方債に関する調書であります。平成24年度末の村債残高については、57億4,900万円を見込んでおり、そのうち災害財政特例債以外の起債残高は32億6,300万円となる見込みであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 予算書の40ページをお願いいたします。2款2項徴税费につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

1目税務総務費でございますけれども、6,866万2,000円、148万5,000円の減でございますが、この目につきましては人件費が主なものでございます。

次のページの、2目賦課徴収費でございます、2,655万円で前年比299万5,000円の減でございます。これにつきましては、賦課徴収事業では2,087万1,000円で100万円ほどの減でございますけれども、主なものは、13032賦課徴収業務電算委託料が1,131万3,000円、190万円ほどの減でございます。これは23年度は固定資産税の評価替

えがありましたので、それが終了して、その分減っているというものでございます。

それから、14021ハードソフトウェアリース料等で191万8,000円、180万円ほど増えておりますけれども、下の債権回収事業の方から滞納整理システムのリース料をこちらの方へかえておりますので、その分増えているということでございます。

村税還付金及び還付加算金は300万円、債権回収事業では567万9,000円でございます。13001の検索・公売関係委託料135万4,000円で、先ほど申しました滞納整理システムのリース料を組みかえましたので、その分減っているということでございます。

次のページの、長野県地方税滞納整理機構負担金でございますが、23年度と同様、20件を予定しております、同額の337万円を予定しております。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 42ページをお願いします。それでは、住民福祉課関係について説明をいたします。

2款3項1目住民基本台帳費は、戸籍、住民基本台帳、外国人登録に関する費用です。職員の人件費と電算の委託料が主な支出となっております。

少し飛びますが、49ページをお願いします。1目社会福祉総務費は、職員の人件費、民生児童委員の報酬と委託料、社会福祉協議会への補助金2,574万7,000円が主な支出でございます。

2目老人福祉費でございます、説明欄をご覧ください。老人福祉事業では高齢者のみ世帯を対象とした雪害救助員の賃金。50ページになります、老人福祉施設措置費2,555万円は養護老人ホームへの入所費用でございます。介護予防・地域支え合い事業は高齢者の生活支援に関する費用で、配食サービスや在宅介護支援センター運営などの委託料、緊急通報装置の使用料が主な支出でございます。

次のページをご覧ください。乗り合いタクシーの運行事業は運行委託料1,056万2,000円が主な支出となっております。昨年度までは、この財源に国の補助金を充てていたんですが、24年度からは本格運行ということで、村の単独費で予算組みをしてございます。国、県の方からは補助制度もあるというようなお話を聞いておりますので、この事業に合う補助事業がありましたら、補助を申請してまいりたいというふうに考えております。

3目障害者福祉費は、障害者の自立した生活を支える各種の給付と、地域生活を支えるサービス等の費用でございます。説明欄、心身障害者福祉事業を説明しますので、52ページをお開きください。中段にあります自立支援給付費7,471万円は、ケアホーム等の施設入所や障害児通所支援にかかわる費用でございます。次に、地域生活支援事業ですが、次のページになります。障害者自立支援センター運営負担金は、日常生活用具給付費が主な支出となっております。

4目社会福祉施設費は、保健福祉ふれあいセンターの維持管理に要する費用と、主に大北地域で整備された福祉施設に対する北アルプス広域連合などへの負担金でございます。保健福祉ふれあいセンター維持管理事業は、光熱水費が主な支出でございます。

54ページをお開きください。社会福祉施設事業の北アルプス広域連合負担金は、特別養護老人ホーム建設に対する補助金、鹿島荘の整備費用や運営費用として支出するものです。

5目介護保険費は1億8,186万7,000円を計上いたしました。説明欄、介護保険事業1億3,502万7,000円は北アルプス広域連合への負担金で、主には介護給付にかかわる費用でございます。介護保険指定居宅介護支援事業所運営事業は、村で行っているケアマネジャーの業務に要する費用で、人件費にかかわるものが主な支出となっております。

55ページをご覧ください。地域包括支援センター・地域支援事業は、北アルプス広域連合からの委託により介護予防事業を実施する費用で、職員の人件費や、56ページにあります、よりえプラザ等の委託料が主なものでございます。

6目住民総務費は、国民健康保険や後期高齢者保険等の費用でございます。57ページをご覧ください。国保会計への繰出金が1億1,056万2,000円、後期高齢者医療事業が9,136万8,000円と、それぞれ計上してございます。

7目福祉医療費は、医療費自己負担分の軽減にかかわる費用で、乳幼児医療給付費1,900万円、重度心身障害者医療給付費2,200万円が主な支出となっております。

58ページをお開きください。2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費は、放課後児童クラブの指導員の賃金が主なものでございます。

2目子育て支援費は1億5,193万3,000円で、子どものための手当を支給するものでございます。59ページの説明欄2行目に、児童手当15,162万5,000円というふうにあります。これが子どものための手当ということでございます。

60ページをお開きください。3目保育所費は1億3,213万1,000円で、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費用でございます。しろうま保育園運営事業は、園児約170人の保育等を行うための職員20人余りの人件費が主な支出となっております。

少し飛びますが、62ページをお開きください。中段にあります子育て支援ルーム運営事業は、休日保育、一時保育のサービスにかかわる費用で、人件費が主な支出でございます。

63ページをご覧ください。3項1目年金総務費は438万9,000円で、人件費が主な支出となっております。

少し飛びますが、66ページをお開きください。2目保健予防費は、予防注射やがん検診等の費用でございます。説明欄、保健予防事業は麻疹、風疹、日本脳炎、高齢者のインフルエンザなどの予防注射、各種のがんや妊婦などの検診に伴う支出が主なものでございます。下段のがん検診推進事業は、女性特有のがんと大腸がんの検診を行うための費用でございます。67ページを

ご覧ください。子宮頸がん等ワクチン接種事業は、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌のワクチン接種にかかわる支出となっております。

3目医療対策事業は、説明欄の医療対策事業北アルプス広域連合負担金は、広域で取り組んでいる病院群輪番制や、平日夜間救急医療などにかかわる負担金でございます。白馬村索道協議会と協力して行っておりますスキー傷害診療事業は、200万円を予定しております。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 64ページをお願いいたします。環境衛生費ですけれども、人件費のほか、13061雑排水収集処理委託料、その下の北アルプス広域連合負担金、これはごみ処理広域化推進費と火葬場運営費でございます。あと毎年計上してございますけれども、水道事業会計への補助金は、簡水統合時の約束事で、嶺方落倉簡水の償還元利金の2分の1を補助するものでございます。

65ページの方では公衆トイレ管理事業、17カ所の公衆トイレの管理費でございます。

その下の合併浄化槽整備事業につきましては、建設水道課の所管となっております。

次に、68ページをお願いいたします。1目の塵芥処理費でございますが、消耗品400万円については指定ごみ袋の製作費でございます。中ごろの塵芥処理委託料約4,000万につきましては、ごみの収集運搬処理にかかわる11業務すべての委託費でございます。その2つ下に、看板等設置工事費64万円、これは初めて計上してございますけれども、不法投棄の防止看板をつくりたいものでございます。

山麓組合の清掃センター負担金、また2目のし尿処理費の方のクリーンコスモの負担金につきましては、先ごろの山麓議会によって決定いたしました来年度の白馬村の負担分でございます。

69ページの方の温暖化対策費には、新たに太陽光発電の補助金事業を始めたいということで計上してございます。キロワット当たり3万円、上限12万といたしまして、とりあえず10件分を計上したものでございます。

次、飛びまして86ページをお願いいたします。土木費の中の都市計画総務費でございますけれども、こちらは審議会関係、オオタカ保護監視委員の関係、そのほかに廃屋対策事業補助金を計上してございます。補助要綱を改めまして、今年は最高額で80万円まで出せるようにいたしました。

2目の都市公園費につきましては、大出公園の維持管理事業で、前年比とほぼ同額でございます。以上です。

議長（下川正剛君） 次に、横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） それでは、観光農政課関係の説明をさせていただきます。説明欄を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

5款1項1目の農業委員会費は、前年より330万円ほど増えておりますのは、1名の臨時職員対応部分を人件費として計上し、職員2名分を計上いたしました。

次に、70ページになります。2目農業総務費は職員人件費と農業振興協議会負担金が主なものでございます。

3目農業振興費になります。71ページの中ほどでございますが、農業戸別所得補償制度推進事業費補助金を計上してございます。その下、白馬産米調査は県農業試験場とともにカドミウム対策調査にかかわる費用でございます。産地づくり対策事業につきましては、昨年同様、米の生産調整対応として、奨励作物ソバを生産していただく収量等の向上対策の助成や、転作奨励作物トマト、アスパラ、リンドウの苗代助成を行うなど、特産化に結びつく意欲ある生産者の育成などが主なものとなっております。

72ページでございます。中山間地域等直接支払事業でございます。675万7,000円でございますが、急傾斜の農地等生産条件の不利な地域を支援するもので、第3期計画の3年目となり、7地区が対象となっております。

4目の農地費は前年より3,100万ほど増となりました。奈良井の有効利用に補助事業等導入のための計画作成委託、及び一部用地取得のための費用を計上をいたしました。

それから下へまいりまして、農地・水保全管理支払交付金事業は、農地、農用水等資源、農村地域環境を守る地域ぐるみの活動を支援する事業でございます。平成24年度から2期目となります。1期目同様6地区と、新規3地区を見込んでございます。

続いて73ページでございますが、地域用水環境整備事業でございます。県では自然エネルギー活用の取り組みを強く進めていく方針でございます。平川用水活用の水力発電事業を県営のモデル事業第1号として実施するものであり、その負担金を1,000万円計上をいたしました。

それから、74ページをお願いいたします。林業費でございます。1目の林業振興費は昨年より900万円ほどの減となりましたが、これにつきましては林道細野線の補助事業の減によるものでございます。

それから、林道整備事業の公的森林整備事業委託と、75ページの森林づくり推進支援事業委託は、切り捨て間伐による緩衝帯整備を行うもので、嶺方ほか2カ所を予定をしております。

それから、75ページになります。間伐等の促進事業補助金は260万円でございます。地域で行う事業に、村もかさ上げ助成を行うものでございます。それから中段になりますが、有害鳥獣被害対策事業は猟友会への駆除委託に225万円、それから獣駆除者の免許等の登録費用の補助に50万円を計上いたしました。電気さくによる防止事業の補助として、村単独の補助事業を含め128万9,000円を計上をいたしました。

次に、76ページをお願いいたします。森林病虫害防除、ナラ枯れの伐倒委託、それから薬剤

代を県の補助を受け実施するもので、200万2,000円を計上いたしました。

それから、3項の地籍調査費は北城15区、16区の継続と、新規に北城17区として遭難対策センター北側付近を進めてまいります。それらにかかわる費用でございます。

続いて77ページ、観光商工費でございます。1目観光総務費は、観光局派遣を含む人件費4名分の人件費でございます。それから、観光総務費関係負担金に、グリーンスポーツ指定管理者の実施事業としまして行われる白馬の夏祭りの花火協賛金を100万円計上をいたしました。それから、長野県観光協会事業では、頂上宿舎と岳の湯が平成24年度までで償還終了となっております。

78ページをお願いいたします。2目観光施設整備費の平地観光施設管理事業中ほど、施設管理等委託料は、観光施設地区への委託料33万5,000円と、駅前観光案内所管理運営委託料385万円でございます。山岳観光施設維持補修事業の施設維持管理料308万5,000円は、白馬岳ルート、槍ルート、五竜ルートの登山道整備の委託、猿倉線交通整理委託が主なものとなっております。79ページ、記念館維持管理料は前年と同額を計上してございます。

3目観光宣伝費でございます。21観光戦略事業の業務委託料42万円は、観光客のCS調査を、日本交通公社が実施したものを活用分析する委託料でございます。観光局負担金は7,802万円で、管理経費分、人件費分、事業費分の算定を基本とし、24年度は白馬村スキー伝来の100周年となることから、記念特別事業分を含めたものとなっております。

それから、海外観光客受け皿整備事業は、地域公共交通活性化再生事業が終了となったため、補助金相当額を除いた額で計上をいたしてございます。新規補助事業等模索中ではありますが、決まった段階で補正対応をしてみたいと思っております。

4目観光安全浄化対策費は前年同額でございます。

80ページをお願いいたします。5目観光特産費、中段の観光と農業推進事業の特産品開発促進事業負担金200万円は、前年同額を計上いたしました。白馬ガレット、ソバ記念日等、特産品のブランド化として商工会へ負担するものでございます。

次、81ページにまいりまして、6目遭難対策費は前年並みでございます。

続いて、2項商工費の関係になりますが、1目商工振興費は、前年より1,400万ほど増となっております。これは82ページをお開きいただきたいと思います。住宅リフォーム補助事業を本年度実施することで、当初予算に計上をいたしました。事業規模は1,500万円で、実施に当たっては、一、二カ月程度の周知期間を設け、実施をしてみたいと考えております。

以上で、観光農政課関係の説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 次に、太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 白馬村一般会計予算の建設水道課関係につきまして、説明をいたします。それでは、予算書の65ページをお開きください。

1目環境衛生費の説明欄の一番下にございます、合併処理浄化槽整備事業補助金でございます。これは下水道認可区域外で設置をされる、合併浄化槽に対する補助金1,380万1,000円でございます。

続きまして、土木費の説明をいたしますので、82ページをお開きください。最初に、土木総務費でございますが、これにつきましては職員の人件費が主なものでございます。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料173万1,000円が主なものでございます。

2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業は、村道の維持管理に要する費用で、光熱水費240万3,000円は道路照明等の電気料で、修繕費では内山、佐野、沢渡、三日市場地区の通学路の街灯をLED化し、経常経費の節減を図るものでございます。原材料費700万円は、各行政区で行っております、共同作業に必要な資材の購入費用等でございます。

84ページをお開きください。除雪事業の光熱水費644万円は、無散水消雪施設3カ所の電気料でございます。除雪委託料1億5,200万円は、民間事業者を除雪をお願いする委託料、機械借上料の313万8,000円は、定置式の凍結防止剤散布機6基分のリース料。原材料費580万円は道路凍結防止剤の購入費用でございます。

3目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業は23年度に策定をしました、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕工事でございます。交付金のつき方にもよりますが、今のところでは旧国道通地区の村道3143号線の楠川橋の架けかえを予定しております。道路改良起債事業は八方口地区、塩の道の歩道設置工事や舗装を主に、7路線の工事を予定しております。その下の村道改良単独事業は、野平地区の村道3037号線の舗装工事でございます。

次に、4目交通安全施設整備事業は、村道のガードレール、センターライン等、交通安全施設を整備する工事費です。

86ページをお開きください。3項河川費1目河川費工事請負費150万円は小姫川の背面修繕工事費、負担金補助及び交付金は砂防事業に係る負担金が主なものでございます。

4項都市計画費3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金2億6,800万円でございます。

5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅17戸分の管理費用でございます。

以上で、建設水道課の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、平林教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 教育課、スポーツ課の関係につきまして、ご説明いたします。

予算書の46ページをご覧ください。スポーツ事業費スポーツ事業総務費は、職員3名分の人件費であります。

次の施設管理費1億6,145万円余りは、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理経費であります。スノーハープ維持管理費は7,489万円余りで、メイン会場北側1号橋の改修事業費5,007万円、機械の更新費860万円を計上し、辺地債を予定しております。

47ページ、ジャンプ競技場の維持管理費は8,656万円余りで、特定財源として県委託金4,010万円、リフト使用料3,045万円、SAJ補助金500万円を予定しております。施設改修工事費504万円は、アウトライン人工芝の張りかえを予定しております。

次の、スポーツ事業振興費は3,723万円余りで、次のページになりますが、スポーツ拠点づくり推進事業補助金、全国中学生マウンテンバイク大会であります400万円。スキークラブ補助金232万円余り、スキー選手育成事業補助金1,000万円、白馬高校スキー部補助金100万円、白馬少年スキー大会に380万円、各種スキー大会負担金としましてFISサマーグランプリ白馬大会に550万円、サマーフェスティバルに90万円、全日本スキー選手権ジャンプノルディック大会に750万円、全日本スキー技術選手権大会に100万円、合計で1,490万円計上してあります。

次に、90ページをご覧ください。教育総務費教育委員会費は、教育委員4名分の報酬と、大北教育委員会連絡協議会負担金が主なものであります。

次の事務局費6,624万円余りは、教育長、職員3名分の人件費と、小中教職員福利厚生補助金174万円、幼稚園就園奨励費補助金318万円余りと、92ページになりますが、小中学校等の環境整備事業2,036万円余りが主なものであります。小中学校等の環境整備事業の内訳でありますけれども、南小の校内放送、電話改修、北小の北校舎の屋根の塗装、中学校の生徒用機の更新、共同調理場の床改修であります。

次の教職員住宅費は、3棟8室分の維持管理費であります。

次の小学校費は、学校管理費として1,990万円余り、教育振興費として3,828万円余りを計上してあります。昨年度と比較しまして188万円余りの減は、指導書の方であります。

96ページ、中学校費では学校管理費959万円余り、教育振興費2,711万円余りを計上してあります。

次に、99ページ、社会教育費社会教育総務費1,573万円余りは、職員2名分の人件費と、ウイング21自主公演委託料150万円が主なものであります。

次の、公民館費273万円余りは、次のページになりますが、運動会、文化祭の経費及び各種講座の講師謝礼が主なものであります。

次の、図書館費980万円余りは、司書の人件費640万円余りと、図書購入費100万円が主なものであります。

次の、文化財保護費は1,527万円余りで、伝統的建造物郡保存事業としまして、次のページになりますが、青鬼地区母屋1件、屋根の修理1件1,333万円余りの補助金を計上してあ

ります。

次の、保健体育費保健体育総務費は1,042万円余りで、職員1名分の人件費と、次のページになりますけれども、体育協会への補助金200万円余りが主なものであります。

次の体育施設費は1億2,257万円余りで、ウイング21、南北のグラウンド、南北の体育館、B&G体育館、プールの維持管理経費であり、平成24年度はB&Gプールの大規模改修と、グリーンスポーツハウスのトイレの修繕を予定しております。

105ページ、学校給食費の南小学校給食事業は1,262万円余りで、栄養士、調理員3名分の人件費と、牛乳保冷庫の更新が主なものであり、共同調理場給食事業は2,808万円余りで、調理員7名分の人件費と準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 各課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は課ごとに行います。

まず初めに、総務課関係で質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。予算書になりますが、9ページの第2表債務負担行為の関係でお伺いをしたいと思います。

まず、上段でございますが、山小屋施設改修事業のために長野県観光施設事業として借り入れた債務に対する元利償還金、それからまた2,200万円に対するこの内容。それから下段になります白馬尻基礎解体撤去、登山道整備のための長野県観光施設事業として借り入れた債務に対する元利償還分の2,495万8,000円の内容について、お願いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） それでは、私の方から債務負担行為の関係、2点質問が出ましたので、お答えさせていただきます。

この債務負担でございますが、観光施設の整備については起債がなく、単年度の村負担が大きくなるため、長野県観光協会事業を活用し、村負担の平準化をするためのものでございます。長野県観光協会が事業主体となり、償還を村の方でしていくものということでございます。

最初に、山小屋改修事業の関係の内容でございますが、頂上宿舎、それから八方池山荘の既存地下タンクが、消防法改正に伴い油漏れを防ぐための対策を講ずる必要が生じたための工事をしたいものでございます。それから、頂上宿舎天狗山荘の発電機が老朽化のため、交換工事をしたいものでございます。また猿倉荘のトイレ、それからサッシの関係を改修をしたいというものでございます。事業費については2,200万円を予定するものでございます。

それから、白馬尻荘基礎解体撤去、それから登山道の関係につきましては環境省、林野庁との協議により、白馬尻荘の跡地に残ったコンクリート基礎部分を解体撤去し、原状回復するものでございます。それから登山道整備は、大雪溪下から長走までの間、荒れた箇所を路面等の整備を

実施したいものでございまして、雪解けを待って設計をしまいたいというものでございます。事業費につきましては、両方あわせて2,495万8,000ということでございます。撤去の方につきましては、およそ2,400万円弱を予定をするものでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。よろしく申し上げます。一応、事業主体が県の観光協会になるということでございまして、余り関与できない分野だとは思いますが、入札に対しまして、地域の業者が参画が可能なのかなのか、その辺について、もしおわかりでしたらお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） ただいまの件につきましては、できるだけ地元業者の活用というようなことで、観光協会の方に村の方も話をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、住民福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、環境課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、観光農政課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑はありませんので、質疑なしと認めます。

次に、建設水道課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課及びスポーツ課関係では質疑はありませんか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。それでは、ページ数46ページになりま

すが、2款7項2目の施設管理費のうち、012721スノーハープ維持管理事業において、設計監理委託料が757万円、施設改修工事費4,250万円、さらに備品購入費ということで869万円が計上されて、予定されておりますが、この内容を再度お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） スノーハープの維持管理費の設計監理料と施設改修工事費でありますけれども、メイン会場北側の木橋であります1号橋、橋長につきましては16.04メートル、幅員が14.89メートルの全面改修を予定しております。

また、備品購入費の869万円の内訳でありますけれども、コースの整備及び除雪に使用するホイールローダー618万4,500円、スノーモービル136万5,000円、軽トラック105万円の更新と、あと掃除機9万円であります。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、確認のような質問になりますけれども、議案第6号の方へ上がってきております辺地の事業整備計画に上がっている部分の辺地債が、当該工事の部分の財源になるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 先ほど言いました、掃除機9万円を除く設計料、工事費並びに備品すべて辺地債を予定しております。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第26 議案第21号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第26 議案第21号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 特別会計予算書の4ページをお開きください。

議案第21号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明いたします。

特別会計予算書の4ページです。第1条をご覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,158万5,000円で、23年度予算額と比べ8,270万4,000円の増額となります。

第2条の一時借入金の限度額は、5,000万円と定めました。

歳入から説明しますので、11ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康

保険税は低所得傾向ということで、1,280万円減額の2億5,760万円を見込みました。

2目退職被保険者国民健康保険税は、100万円減額の2,462万円というふうにした。

12ページをお開きください。2款1項国庫負担金は1,498万1,000円増の2億4,514万9,000円で、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金などに対する負担金でございます。

2項国庫補助金は7,876万円で、調整交付金でございます。

13ページをご覧ください。3款1項1目療養給付費等負担金は2,834万4,000円増額の8,759万5,000円で、退職被保険者にかかわる健康保険組合などへの医療保険者からの交付金でございます。

4款1項1目前期高齢者交付金は1億7,600万8,000円。

5款1項1目共同事業交付金は2,333万3,000円を見込んでおります。

14ページをお開きください。2項1目保険財政共同安定化事業交付金は9,699万1,000円、7款1項1目一般会計繰入金は1億1,056万2,000円で、保険基盤の安定、人件費、事務費等にかかわる繰入金ということでございます。

15ページをご覧ください。2款1項1目給付費準備基金繰入金は歳入不足を補うため、前年度より3,189万8,000円増額の5,276万4,000円の基金を取り崩して、医療給付費に充てるというものでございます。

17ページをお開きください。10款1項県負担金は1,033万3,000円で、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対するものでございます。

2項県補助金は6,426万円で、調整交付金ということでございます。

18ページをお開きください。歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、職員の人件費にかかわるものが主な支出でございます。

19ページをご覧ください。2項1目賦課徴税費は、臨時職員の賃金と電算の委託料が主な支出でございます。

20ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、1,300万円増額の6億1,300万円、21ページになりますが、2目退職被保険者療養給付費は6,200万円で、いずれも過去の医療給付費の動向等を見て、計上をいたしてございます。

22ページをお開きください。3目一般被保険者療養費は800万円、4目審査支払手数料は227万5,000円で、レセプトの審査の手数料でございます。

23ページをご覧ください。2項高額療養費です。1目一般被保険者高額療養費については、一般被保険者分ということで7,200万円。2目は退職被保険者分ということで1,000万円というふうにしてございます。

24ページをお開きください。4項1目出産育児一時金は1,260万7,000円。

25ページをご覧ください。6項1目精神給付金は108万円でございます。

26ページをお開きください。4款1項1目後期高齢者支援金は5,022万2,000円増額の1億7,415万1,000円でございます。

28ページをお願いします。6款1項1目介護納付金は8,682万円。

7款1項1目高額療養費共同事業拠出金は3,333万4,000円でございます。

29ページになります。2項1目保険財政共同安定化事業拠出金は1億776万9,000円でございます。

30ページをお開きください。8款1項1目特定健康審査等事業は、健診の委託料が主な支出です。

2項2目疾病予防費は人間ドックの補助金が主な支出でございます。

31ページをご覧ください。10款1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金ということでございます。

32ページをお開きください。2項国庫支出金等返納金は、療養給付費負担金の返納金です。

12款予備費は200万円といたしました。

33ページ以降につきましては、給与費明細書でございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第27 議案第22号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第27 議案第22号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 特別会計予算書の38ページになります。議案第22号平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

第1条をご覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ6,793万7,000円で、23年度予算額と比べ、268万4,000円の増額となります。

第2条の一時借入金の限度額は1,000万円と定めております。

43ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、保険料の改定に伴い23年度と比べ156万4,000円の増額となっております。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は保険料の軽減分としての繰り入れでございます。

45ページをお開きください。歳出について説明をいたします。1款1項1目徴収費は、納付書等の消耗品や電算委託料など、徴収にかかわる支出でございます。

2款1項1目広域連合負担金は6,666万円で、白馬村が徴収した保険料などを広域連合へ支払うものでございます。

46ページをお開きください。4款諸支出は過年度還付金で15万円。

5款予備費は10万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

ただいまより2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

△日程第28 議案第23号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第28 議案第23号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第23号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。予算書の48ページをお開きください。

下水道事業特別会計予算は第1条にありますとおり、予算総額5億7,791万1,000円で、23年度当初予算額に比べ2,020万5,000円の増額となります。

第3条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページをお開きください。第2表地方債です。金利3.5%以内として、1億1,000万円を予定しています。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたしますので、54ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

1款の分担金は150万円。2項負担金は350万円を見込みました。

2款使用料及び手数料は新たな下水道への接続を考慮して、270万円増の1億8,007万2,000円を。

3款国庫支出金は、東部農集排統合事業の実施設計業務と浄化センターの長寿命化計画策定のための調査業務に対する補助金1,250万円をそれぞれ見込みました。

55ページをご覧ください。4款一般会計繰入金は2億6,800万円を。

7款村債は、歳入の不足を補うための資本費平準化債で、1億1,000万円を予定しております。

歳出の説明をしますので、56ページをお開きください。

1款下水道費1目一般管理費は1,669万6,000円の増額となっております。東部農集排統合に係る実施設計費用1,500万円と、浄化センターの長寿命化計画策定費用1,000万円が主なものでございます。

57ページの2目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道管の維持管理にかかわる費用でございます。主な支出は電気料、委託料で、委託料については運転管理、汚泥処理、水質検査、マンホールポンプ等に係る委託料です。

58ページをお開きください。2項下水道建設費1目公共下水道建設費は、公共弁の設置工事費200万円、共同排水設備設置等補助金100万円が主な支出です。

59ページをご覧ください。2款公債費1目元金は3億4,302万1,000円。2目利子は695万8,000円減の1億2,724万4,000円をそれぞれ見込みました。24年度末の地方債残高は、64ページにありますとおり57億303万円となります。

60ページ以降は給与費明細書等でございますので、説明は省略いたします。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第29 議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第29 議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明をいたします。

予算書の66ページをお開きください。24年度の予算は第1条にありますとおり、予算総額3,602万円です。23年度と比べ2万8,000円の増額となります。

一時借入金は第2条にありますとおり、限度額を2,500万円といたしました。

歳入歳出明細により、予算の概要を説明いたしますので、71ページをお開きください。

歳入から説明をいたします。1款使用料及び手数料は、過去の使用料を参考に852万8,000円を。

2款一般会計繰入金は前年度同額2,500万円をそれぞれ見込みました。

諸収入の雑入は、東部地区と野平地区からの償還金に対する地元負担金が主なものでございます。

72ページをお開きください。歳出を説明します。2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼動に関する支出で、光熱水費は主に電気料で244万2,000円、汚泥処理料175万円、運転管理委託料205万8,000円が主な支出となっています。

73ページをご覧ください。2款公債費1目元金は1,964万1,000円。2目利子は675万4,000円を見込みました。

74ページをお開きください。24年度末の地方債残高は1億9,129万円となります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第30 議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算

議長（下川正剛君） 日程第30 議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書の76ページをお開きください。第3条は収益的収入及び支出の予定額です。収入では2億9,154万1,000円、支出では2億9,057万3,000円で、96万8,000円の黒字を予定しております。

77ページをご覧ください。第4条は資本的収入及び支出です。収入は4,669万9,000円、支出は1億3,727万8,000円で、不足する額9,057万9,000円は、地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんすることとしております。

第5条は企業債ですが、5%超の高い利率の簡易水道事業債を借りかえるもので、限度額は3,970万円で、利率は3.5%以内としております。

78ページをお開きください。第6条の一時借入金は1億円を、第8条の棚卸し資産の購入は4,000万円を、それぞれ限度として定めております。

79ページをご覧ください。予算の実施計画を説明します。収益的収入では水道使用料2億8,020万3,000円が主なものでございます。

80ページをお開きください。収益的支出です。1目の浄水費は二股浄水場の各種施設の維持管理に係る委託料595万3,000円。修繕費1,333万8,000円、動力費は電気料で、504万円が主なものです。

2目配水及び給水費は、配水管及び配水池等の維持管理にかかる経費であります。嘱託職員1名の報酬、自動検針関係工事の臨時職員2名分の賃金、水質検査、上水道台帳補正等の委託料348万9,000円、水道メーター交換等の工事請負費775万円、動力費は配水池の電気料で1,392万円をそれぞれ予定しております。

4目総係費は、水道料金の賦課徴収に係る経費でございます。

82ページをお開きください。5目減価償却費は1億1,619万7,000円を。2項営業外費用では起債償還利子等の支払利息と消費税で3,572万3,000円をそれぞれ見込んでおります。

83ページをご覧ください。1款資本的収入は、加入負担金と工事費負担金で150万円。出資金は統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの補助金549万9,000円を見込んでおります。

84ページをお開きください。資本的支出です。1項1目配水設備工事費の工事請負費は沢渡地区の送配水管布設替え、大楯川水管橋取りかえ、楠川水源の改修等で2,620万5,000円といたしました。

2目営業設備費1,080万円は、計量法の規定により8年間ごとに行う水道メーター交換に伴うメーターの購入費用でございます。

2項の企業債償還金9,252万5,000円は、元金の償還でございます。

24年度末の企業債残高は、6億7,523万円となる見込みでございます。

85ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第31 予算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第31 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第20号から議案第25号までは、いずれも平成24年度予算の案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までの議案は、

議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から3月の13日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会等を行い、3月の14日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日から3月13日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会等を行い、3月の14日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時25分

平成24年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成24年3月14日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成24年3月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第2番	篠崎久美子	第8番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第10番	小林英雄
第5番	太田修	第11番	太谷正治
第6番	柏原良章	第12番	松沢貞一
第7番	田中榮一	第13番	下川正剛

4. 欠席議員

第1番 横田孝穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田忠
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	横川宗幸	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長	平林豊
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成24年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 第1番横田孝穂議員から、所要のため欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告をされた8名のうち、5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番太田伸子でございます。今回は村政運営について、スノーハープ活用について、ゴミ処理施設について、3問質問いたします。

東日本大震災は、昨年の定例会中のことでありました。ちょうど、この3階の全協室で総務社会委員会の真っ最中でした。大きな揺れを感じましたが、これほどの大きな被害になるとは思いませんでした。地震、津波、追い打ちをかけるように放射能と、災害に遭われた皆様に、1年が過ぎた今、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今、東日本の災害の報道を見るたびに、白馬の平穏な生活を幸せに思います。この白馬の生活を守ろうと、村長は2度目の旗振り役を買って出られました。1期目の政策の3本柱から、2期目には4本柱に増えています。特に1期目にはなかった政策、財政の健全化が1番目に掲げられています。これは村長が、1期目の村政で重大な課題であるとお感じになったことからの政策であると思っております。ここ2期目も半ばになって、村長の政策4本柱、財政の健全化、観光の活性化、身近な村政の創出、社会福祉・教育施策の充実の達成度をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、3つの質問をいただいております。

まず最初の、村政運営についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず最初に、財政の健全化についてであります。加えて、この2期目の公約についての達成度がどうかというご質問でありますけれども、順次お答えをさせていただきたいと思います。

財政の健全化の具体的な内容として、地方債の順調な返済、基金の堅実な積み立て、以上の2項目を掲げさせていただきました。まず、地方債の順調な返済ですが、私が第1期の任期中に策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、順調に公債費負担は減少をしております。公債費の決算額で見ますと、平成19年度に9億円余りあった公債費は、平成22年度には7億6,000万円余りとなっております。起債残高で見ますと、19年度の起債残高が70億1,800万円余り、平成22年度の起債残高が60億6,200万円余りと、順調に減少してきております。

公債費負担の重さをあらわす実質公債費比率も、平成23年度決算では18%を下回る見込みとなり、公債費負担については、着実に目標を達成している状況であると言えます。

次に、基金の堅実な積み立てについてであります。財政運営のために財政調整基金、減債基金の取り崩しを始めたのは、平成14年度からになっております。取り崩す前の基金残高は9億300万円余りでありました。その後4年間で3億9,000万円余りを取り崩しております。

私が就任した平成18年度からは、毎年、基金への積み立てができるように転じており、平成22年度決算では、取り崩しを始めた基金残高を6,000万円余り上回る9億6,600万円余りの基金残高となっております。また、その他特定目的基金につきましても、保育所建設などの取り崩しにより、平成19年度には1億3,000万円余りの残高になりましたが、その後に積み立てを行い、平成22年度には3億8,000万円余りの残高まで積み立てを行いました。

不測の事態や大規模な修繕などの蓄えとしては、まだまだ不足をしていると考えておりますが、基金積み立てについても、着実に目標を達成している状況であると言えます。総じて、健全財政への道筋が見えてきたと思っているところでございます。

2つ目の、観光の活性化については、日本を代表する山岳景観と冬季オリンピックを開催した会場地として世界に発信した知名度も、新しい世代やスキー産業の縮小から、白馬の知名度も比例してきているのが現実であります。

そのような状況の中で、観光客の動向に影響を与える要因の1つである、メディア報道であります。村、観光局、観光関係者を初め、県とも連携するなど、メディアへの働きや番組制作協力を積極的に取り組んでまいりました。23年度は村民の多くの方から、白馬が取り上げられているとの話をお聞きし、局の誘客活動に向けての取り組みが理解されてきたのかと思うところであり、今後も予算が厳しい中ではありますが、テレビ、雑誌等の取材協力やコラボレーションをしながら、引き続きメディアへの働きかけ等、取り組みをしてまいりたいと考えております。

大自然を生かした企画の実現では、白馬小径の整備として、平成22年度に長野県の元気づくり支援金を活用し、白馬小径の全長35キロを5つのコースに分割し、各コースが10キロ程度

の距離となるよう、村内の観光スポット、景勝地等を結ぶコースをつくり、実施をいたしました。加えて白馬小径の道標61カ所に、次のポイントまでの時間等を表記したサイン看板を設置をし、マップもエリア版及び全村版の計6種類を作成をし、ご利用いただいているところであります。

フットパスは歩きながら楽しむ道の意味であり、観光ニーズの多様化により、旅行スタイルも森林や田園風景、地域にある、ありのままの風景を楽しみながら歩くことが、雑誌などで多く取り上げられるようになり、健康ブームとともに、これから注目を集めてくるものと考えております。従来の白馬小径に地区の観光スポット、食情報などを取りまとめた情報一覧を作成するなど、地域と連携しながら整備をし、魅力ある白馬小径にしたいと考えているところであります。

インバウンド事業では、白馬村と小谷村の9スキー場を掲載した、白馬山麓エリアとしてのスキー場コースマップの制作に取り組むほか、豪州、中国、台湾でのプロモーション、招聘事業として、韓国や台湾教育旅行関係者、香港やロシアのメディア招聘に取り組んできております。また、在日外国人をターゲットに、雑誌広告やツアー造成に取り組むとともに、長野県やJNTO（日本政府観光局）と協力しながら、情報発信、誘客に引き続き努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

3つ目の、身近な村政の創出につきましては、地デジ対策と自主放送設備の完成による情報の公開、村民が主役の行政運営、事務事業評価制度の充実という大きな3本の柱を掲げました。このうち地デジ対策につきましては、既にご承知のとおり、昨年4月からケーブルテレビ白馬として運営を開始しておりまして、1つの成果として挙げられると思います。今後はさらに加入率の増加、番組内容の充実等に努めてまいりたいと考えております。

村民が主役の行政運営につきましては、公聴機会の充実や集落懇談会の開催を通じ、村民の皆様のご意見をお伺いし、それを施策に反映すべく努めてきたつもりであります。一方で、行政に対する村民要望も年々多様化してきている中で、それを1つにまとめ上げていくことの難しさも実感をしているところでございます。

事務事業評価制度につきましては、信州大学鈴木先生のご協力もいただきながら、外部評価を行っております。制度の運用面では、一定の方向性を見出せたものと考えております。今後、任期後半で、これら事業評価の内容を各施策に反映できるよう努めてまいりたいと思います。

4つ目の社会福祉、教育施策の充実についてであります。お答えの最後になりますけれども、15歳までの医療費の無料化、保育料金の引き下げ、妊婦健診に対する助成の拡大、3歳児までを対象とした乳幼児健診、23年11月からは、ながの子育て家庭優待パスポート事業を開始するなど、安心して子どもを産み育てられる環境整備に努めてまいりました。平成24年度からは5歳になったお子さんを対象に、5歳児相談を実施する予定で進めております。この相談は、集団行動の中のお子さんの特徴を理解し合い、よりよい保育や入学準備を行うもので、この実施に伴い、臨時的保育士1名を採用する予定にしているところであります。

少子高齢化社会により、地域や家庭における子育て力が低下していると言われております。子育ては各家庭が責任を持ち進めることが求められていますが、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することも必要であります。村では、子育て支援の拠点として子育て支援ルームを設置して、休日保育、一時保育だけではなく、育児相談や育児講座などを行っていますが、地域全体で子育てを支援するという点に関しましては、心配りはしているものの、まだまだの状態でございます。

デマンドタクシーは平成20年11月からの運行開始、本年度で実証運行が終了します。この間、アンケートの実施などにより運行時間、運行便数等の変更、対象者の拡大などを行ってまいりました。デマンドタクシーの登録者は、試験運行も含め20年度末559名、21年度末632人、22年度末665人、23年9月末695人と順調に増加をし、利用者数も21年度は6,141人、22年度は7,190人、23年度上半期は前年度より286人多い3,658人と増えてきております。また、昨年9月に利用者アンケートを行った結果、各質問項目において、よい印象をいただけていると思っております。

なお、いろいろなご意見やご感想をお寄せいただいておりますので、今の運行形態にこだわることなく、喜ばれるものにしていきたいと考えております。

特別養護老人ホーム白嶺の増床は、議会冒頭のあいさつで申し上げましたように、平成24年度に着工の運びとなりました。白馬村における子育て支援や福祉については、まだまだ課題が多い状態だという認識を持っておりますので、今後とも頑張っていきたいと考えております。

教育施策の充実については、学校現場の施設整備や、子どもが地域で生き生きとすこやかに育つような施策を進めるための研修会、防犯対策等を進めてまいりましたが、行政区のない地域への働きかけという点では、その手法で少し足踏みをしている状況であります。24年度予算では基金を崩しての学校教育施設の改修や社会体育施設充実のために、B&Gプール改修等を行うこととしております。

掲げた公約の進捗状況を申し上げましたけれども、これですべて完結をしているということではなく、まだまだ1年、2年と続く課題であるというふうに認識をしております。その充実に向けて、今後とも頑張っていきたいと思っております。

以上で、村政運営についてのお答えとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今、政策の4本柱の村長から見たその進捗状況、いろいろお聞きいたしました。それで、この細かい項目、15ほど村長も挙げられておりますが、ほとんどがうまく達成していったり、順調に財政健全化のために運営がなされていっているというところはわかります。それで、白馬村の中の基金としても9億6,600万まで戻されて、健全になってきているというところ、今まで村長が村政を担われたときに、白馬村の財政基盤が弱いというところをすごく

感じられて、財政基金を積むというところに力を入れられていた。それで実質公債費率も十分に下がってきているというところで、村政運営がうまくいっているように思えます。

観光の活性化にしても、今年になってメディアに取り上げられるというところも多く感じています。また、社会福祉の中でも村長が掲げられた事柄に関して、達成されていっているというところもすごくわかります。白馬村が、これだけ財政も円滑になってきているようなところで、なぜ村民の方々が、まだ経済的に、みんなで協力し合おうというようなところへ、話がなかなかいかないのかというところを、もう少し検証してみればいかがかなというふうに思います。

観光局で、今年100周年を記念して雪恋祭もされました。とてもいい企画でした。村民が楽しく参加しているというところを、お客様が見ていただいて、やっと白馬村が元気だなど、白馬に来てよかったなどという、お客様の印象になるのではないかと思います。まだまだ村民の方が参加されるというところ、せっかくいい企画をいろいろされていても、村民がなかなか参加していないというところ、もう少し村づくり考えていかなければいけないかなというふうに、私は思いました。

次に、お聞きしたいと思います。スノーハープの利活用についてであります。

1998年にオリンピックを開催したこの村で、オリンピックマークをつけた施設というものは大切にしたいものです。何カ所もありますが、長野オリンピックといっても、もう14年になります。小さな子どもだった人も大人になり、大人の方で長野オリンピックということを知っていると今、成人になったばかりの人はとても少なくなっています。ここでしっかりとオリンピック施設に手を入れて、オリンピックマークがきれいなままで残していないと、白馬へお見えになってご覧になったお客様にも、ああ、せっかくオリンピックマークが、こんなになっているというふうにお客様に失望を与えたいと思います。いま一度、村長さんにもじっくりと、この施設のオリンピックマーク見ていただきたいと思います。

白馬村のグリーン期の観光を考えたときに、現在、内山地区が進めている蛍の保護、また夏のクロスカントリー大会、マウンテンバイクの大会など、スノーハープを利用した観光でも大変誘客されています。しかし、現在の競技場の状態では、来場したお客様たちにも、選手にも、大変不評をいただいております。クロスカントリー競技場の土壌の状態を考えたとき、現状で、このまま維持できるのでしょうか。また、村の夏の観光、白馬の涼しい環境というところで、ぜひスポーツ観光の充実と考えるおつもりはありますか。

辺地債事業見直し年度に当たりますが、事業計画の中で辺地債を起債したときに、せっかく財政も円滑になってきたというところで、村の財政に与える影響というものはどういふものなのでしょうか。お聞きいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、2つ目のご質問でございます。スノーハープを現状のままで維持

できるのかというご質問ですが、現状では雨天が続いた場合、排水が悪く、それに伴う悪臭により、利用者がよりよい環境で使用していただくには非常に問題があると考えております。

そうしたことも含めて、スノーハープのメイン会場に、一部400メートルのトラックをつくりたいとする場合においても、また現状のまま多目的広場として使用する場合にも、利用者によりよい利用環境を提供するためには、排水対策、悪臭除去は必要不可欠なものでございます。

現在、芝生養生のために利用基準、サッカーのコートで申し上げますと、3面は辛うじてとれるわけでありましてけれども、3面のうち同時使用できるのは2面というようなこと、1面当たりの連続使用は3日以内と、利用は試合のみで1日3時間以内と、こういう定めの中で、かつ芝生の状況を見ながら使用をいただいているというような状況でございます。決して、利用者を満足させるような状況の中で、ご利用をいただけていないというのが実情でございます。

今後については、スノーハープの利活用を図る上で、スポーツ観光に結びつけるためには抜本的な排水、悪臭対策、南北の高低差の解消を講じていくことが何よりも必要だと、このように考えております。

2つ目の、村のグリーン期の観光、スポーツ観光の充実という観点から、どのように考えるかというご質問ですが、長野県が実施をしている観光地利用者統計の調査結果におきましても、平成16年以降グリーン期の観光客層が、ウインター期を上回る状況となっております。

白馬村のグリーンシーズンでは、冷涼な自然環境を生かし、それぞれの営業施設でもグラウンドやコート、体育館などを持ち、合宿などの受け入れを行っております。また、村の体育施設等もグリーンシーズンは村民開放よりも営業施設向けに貸し出しを行っており、高い貸出率となっているのが現状で、村としても引き続き営業施設向けの貸し出しをしながら、支援をしてまいりたいと考えております。

太田議員ご指摘のとおり、グリーン期の誘客をスポーツ観光といった観点でとらえ、登山、トレッキングといった商材での誘客を進めてきており、加えてパラグライダー、ラフティング、写生、フォトスポット等、長期滞在が可能な資源を活用した商材が多くあり、観光局を初めとして、そのPRに努めているところであります。近年は、山ガールといった女性の登山ブームもあり、登山大好き委員会、好日山荘、L. L. Bean（エル・エル・ビーン）といったアウトドア関連会社との連携による誘客も進めております。

また、新たなスポーツ合宿といった商材につきましては、白馬村ではスポーツ観光推進会議を立ち上げ、検討を始めましたし、長野県においても平成24年度新規事業として、スポーツ合宿誘致推進事業を計画していることから、長野県県内関係市町村との連携を強化し、従前にも増してグリーン期の誘客を推進したいと考えているところであります。

3つ目の、辺地対策総合整備計画は、今後の防火訓練の中での整備化計画について、財政上の計画を策定をするものでございます。太田議員、この辺地債が村財政への影響はないのかという

ご質問というふうに理解をしておりますが、村では財政上可能な投資計画を策定し、長野県知事と協議の上で、議会に上程するものでございます。この辺地対策総合整備計画に沿った公共施設整備や、財政上の特別措置として辺地対策債が充当されますが、事業への充当率は100%と、単年度の財政負担ではなく、後年度の元利償還金についても80%が、普通交付税の算定に使用する基準財政需要額に算入され、後年度の負担が軽減されるものであります。普通交付税に算入されるとはいえ、公債費支出は増加をすることになります。そういった面までを十分考慮して、財政上では問題がない範囲で、辺地対策総合整備計画を策定していることをご理解をいただきたいと思っております。

以上で、スノーハープの利活用について、また観光関連についてご答弁をさせていただき、答弁いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今、いろんなところでお話が出ていますスノーハープの利活用ですけれども、今、村長もおっしゃったように、土壌の調査から始めなければいけないというところは、いろんなところで、まだ議論される要素があると思っております。調査した結果も踏まえながら、いろんなところへ考えていくというのは必要なことだと思っております。

その前に、今、内山地区の方々がとても力を入れていただいて、蛍を観光につなげていただいています。観光バスが何台も来て、夏はとてもにぎわっているというふうに聞いています。また見に行っても、蛍が飛んでいるとき、とてもたくさんのお客様が来られています。あそこまでするために、今、冬の時期に側溝というんですか、あの溝のところ泥上げをしたりとか、地元の方々がとても力を入れ、また、ご苦労いただいているというところが話の中に全然出てこない。

また、対策というか、クロスカントリーのこの今の辺地債ではないですけれども、そういうところに出てこないというところで、もう少し今現状で、村民の方々が力を入れているというところにも、村の方で応援していただくというお気持ちを聞かせていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。太田議員から内山地区が長年にわたって培ってきた、あの蛍の発生する場所として、ご苦労をいただいてきたわけでありましてけれども、ようやく日の目を見るようになり、議員おっしゃられたように、大型バスも何十台にもなる見物客がお越しをいただいているということは、地域の皆さんからお聞きをいたしております。

しかしながら、集中豪雨、雨量の多いときには、その蛍が発生する一番もとになるカワニナが水によって流出してしまうと、そういう状況を何とか改善をしてほしいというのが、内山地区の皆様方の要望として、地区懇談会等でも再三出ているところでございます。そうしたことも今後やはり観光の目玉として、さらに大勢のお客様にお越しをいただくためには、周辺の環境整備をしなければいけないということで、今回スノーハープを利活用する一環の中に、その工事も取り

入れながら、安定したやはり流水によって、カワニナの生存も安定して生存できるようになれば、さらに蛍の数も増えるというふうに専門家のお話も聞いておりますので、そうしたことも踏まえ、さらには東側の観覧席等の整備もあわせてやっていきたいということは、お話をした経過もあるというふうに認識をしております。

今、調査をする段階の中で、今ご指摘のことも十分承知をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 地元の方々は蛍の時期でないときから、幼虫などの調査をされたり、また周りの土壌、集中豪雨による流出がないようにというところでお力をいただいております。その辺、よくご理解していただいていると思っておりますが、ここでもう一度、念を押させていただきました。

次に、ごみ処理場の施設についてお伺いしたいと思います。

広域で進めていますごみ処理施設についてお伺いいたします。飯森を断念し、大町の三日町を選定してからは、白馬でごみ問題は減量化と集積場の設置をお願いすることを中心にしてまいりました。しかし、昨年、三日町も断念することになり、候補地選定は白紙になりました。

先日の白馬山麓環境施設組合の説明で、白馬の処理場も大変老朽化が進んでおります。これから毎年1億円近いお金をかけて改修しても、あと5年が限度ぐらいではないかという説明もありました。また、これだけのお金をかけても、処理能力が改善され、施設がよくなるというわけでもなく、維持されていくというだけだそうです。現在の処理能力というのは、その施設の大体50%ぐらいを維持するのが精いっぱいだそうです。3村広域で処理場を建設するという、広域1本でいくということは、私たち議会の中でも議決しており、一日も早い広域の処理場が必要だと思っております。

大町の三日町が断念された今、白馬、小谷、大町の全体を考えると、処理場の位置というのは、白馬に処理場があればいいなというふうにも思いますが、村長のお考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、3つ目のご質問であります、ごみ処理施設についてでございます。お答えをさせていただきます。

今回、飯森地区、そして大町の三日町、2度に渡る失敗を経て、連合長のお考えもあり、地区の仕上げ方式での候補地探しをする計画を立てております。ごみ処理施設イコール迷惑施設という受けとめから、住民の皆様からは、どうしても遠巻きに眺められてしまっていることを感じているところでございます。しかしながら、先ごろ実施した先進施設の視察、エコパーク寒川には、定員40名で募集をしたところ、あっという間に管内から60名の参加希望者があり、大型バスのほか、小谷村からバスを出していただき、希望者全員に行っていただいたところでございます。この問題が住民それぞれに自分たちの身近な共通の課題としていただくことが、なかなかできな

いところがございますが、3度の失敗は許されないという気持ちは、3市村それぞれの住民の皆様のお気持ちにあると思っており、できるだけ関心を持っていただくよう、今後も努めてまいりたいと思います。

議論の場が少ないということでもありますけれども、白馬村としては、まずスタートは4月13日に予定している新年度第1回の区長会議と位置づけております。可能性のある地区と地域の具体的な振興策などの話し合いも交えながら、候補地探しを進めていくという方針についてお伝えをし、地区での真剣な議論を促したいと考えております。太田議員初め、議員各位におかれましても、地域住民との議論に加わっていただき、ご助力いただければありがたく思うところがございます。

ごみ処理場施設の建設については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 広域のこういう施設をつくるということは、もう何年も前からの課題であります。今さらながら住民の方々に関心を持っていただきたい、そういうふうには村長もお考えだとは思いますが、私たちがいろんな説明会などに行っても、来られている、関心を持たれている方は決まった方々です。いつも同じ人たちがお見えになる。それで意見は同じような話が出る。そういうところで、私たちもどういうふうに説明すればいいのかということも、いろいろ課題になるところだと思っています。

それで連合長もおっしゃっていましたが、この見学会、40名の定員のところが60名あったと、大変関心いただいている。これ何人の広域の中での60名ですか、やはりこれがバス何台にもならなきゃいけないぐらいにあったというふうに考えないといけないのではないかなというふうに思っております。

白馬の中で、区長会議でお話をされるということですが、区長さんの中で新しい区長さん、1年目でまずなられたばかりの新区長会議だと思います。今、もう手挙げ方式でやるのではないと言われていたときに、この前の区長さんにもお話をしたりとか、そういうふうに、今、私たちは待つてはられないのではないと思うのですが、村長どう思われますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 恐らく、そうじゃないかと思っております。なかなか情報をお伝えをする手段として、それぞれの地区の代表者をお願いをするという手法を、今までとってまいりましたけれども、お集まりいただけるメンバーはいつも一緒というようなことも十分に想定をしながら、今回、そうした経験を踏まえながら、いかに地域の皆様に周知をいただけるかという方法もあわせ考えていきたいと思っております。

今回、三日町がだめになるに当たっても、我々行政側は一步下がった姿勢の中で、民間の皆さん方を中心とした検討をしていただく検討委員会を立ち上げていただき、我々周りから見ていて

も、本当にできる限りの情報公開をし、できる限りの努力を尽くしてきたつもりでありますけれども、なかなか住民の皆様にご理解をいただけない。時によっては、唐突にそんな話を出して何だというような、本当に逆戻りするような話も聞かれたわけではありますが、実は私も大変残念に思うと同時に、今度はそういうことはあってはならないということで、対策を講じていきたいと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今、村長がおっしゃられたように、できるだけ多くの皆様に情報を公開する、知っていただくということが大切だと思います。そこで、今、私が先ほど私が言ったように、新しい区長さんたちのところで説明をする、けれども、今はまだ区長さんでおられる方にも説明をする。そうすると地区では最低2名の方には説明ができていくという、そういう理解がしていただけたらと思います。区長さんになられて、大変ご苦労いただいている方々に足を運んでいただくということも、大変行政としても心苦しいのかもしれませんが、やはりこのことを知らせたいという、その気持ちをぜひ持っていただきたいというふうに思います。

私たちは、広域で一本でごみ処理場をつくっていくというところに、しっかりと議会でも確認をしておりますので、ぜひその辺を進めていただきたく、要望をして終わります。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。今回の定例議会の開会に当たりまして、村長さんのごあいさつの中に、今シーズン観光客の入り込みの状況は、2月末現在で6万7千800余名ということでお伺いをしました。前年対比では92.2%というようなご報告でございます。スキーシーズンも残りわずかとなりましたが、大勢のお客様にお越しいただけるよう期待をしているところでございます。

さて、12月の定例議会の一般質問で、平成24年度の主要施策、そしてまた予算編成についてお伺いをし、3月定例議会で詳しく説明との答弁をいただいているところでございます。政治は50年、あるいはまた100年先を見据えてとよく言われております。今回は5年、あるいはまた10年を考え、大きく2問に分けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、活性化施策について。また2つ目といたしまして、滞納金徴収方法についてをお伺いさせていただきます。

まず第1点目の、活性化施策についてお伺いをいたします。

県は、未利用財産の活用に向け、ただ所有しているだけではなく、経営感覚を取り入れて活用していきたいとの賃貸制度を推進する基本方針の策定の報道がございました。世界的な経済不況に加え、円高、そしてまた東日本大震災に伴う原発事故等の影響で、村の観光関連事業の低迷が

懸念をされているところでございます。安全・安心で活気ある観光地を取り戻すべく、グリーンシーズンに向け、村の活性化策として公的な財産、そしてまたご賛同いただける私有財産等のグラウンド、あるいはまた体育館等を、観光施設として幅広い活用をしていくことが急務となっているのではないかと思います。そんな中のご質問をさせていただきます。

1 問目といたしまして、雇用の確保と定住者の流出防止について。

2 点目といたしまして、村有施設の体育館、それからグラウンド等の利用状況と、今後より一層の活用をどのように図っていくのか、その辺につきまして。

また、3 番目といたしまして、村内の観光施設一般リストをつくったり、あるいはまた、そういった受付窓口を統一化していったらどうだろうか、そんなことについてお伺いをしたいなと思っております。

また、4 点目といたしましては、インバウンド事業に非常に大きく影響が出ております安全・安心に対する配慮された宣伝方法をどのように考えているのか、その辺についてお伺いをします。

また、5 点目といたしまして、指定管理者である振興公社の公益事業の位置づけをどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

また、6 番目といたしまして、岳の湯の利活用方法と、それから開始時期、そしてまた予算づけがどのようになっているのか。以上6 点、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田修議員から、観光に関連して、観光活性化施策についてのお尋ねでございます。

まず、第1 番目の雇用の確保と定住者の流出防止策についてであります。福祉など観光以外の分野では、直接、特に影響はないと思われましても、特に夏に観光が中心の当村では、長引く観光の低迷が大変大きく影響しております。私としても、以前より機会あるたびに、企業等の進出についてアプローチしてきたところでありますが、結論的に申し上げれば、一番大きな問題は、高速交通網から離れたエリアには、なかなか進出企業が目を向けてくれない、進出に向けて目を向けてくれないというのが現状であります。

そうしたような状況の中で、現在、高規格道路の概略ルート案を、昨年7 月に長野県が公表するなど、新潟県側とも整備に向けて動き出しつつあることは、1 つ弾みになるのではないかと、こんな思いをしているところであります。

現在は、南側南部地区においては安曇野市でルート案の住民説明会が行われ、また安曇野大町間についてもルート案の検討がされております。北部においては直轄小谷道路が平成2 5 年度に全線開通、雨中バイパスが平成2 4 年度着工という状況となっております。

今後とも関係市町村と連携をして、全線のルート検討、早期着工、早期定着に向けての関係機関

に強く要望をしておりますが、整備が完了するまでは相当な期間を要することから、すぐに期待できるものではないということは太田議員もご承知のことと思います。したがって、村としては、とにかく観光の振興を図ることが雇用や定住につながるものにとらえ、景気が悪くて大変厳しい状況ではありますが、少しでも観光客の増加につながるよう、施策を考えてまいりたいと思いますので、議員におかれましても妙案がございましたら、ご提案をいただければと思うところでございます。

2つ目の、村有施設の体育館・グラウンド等の利用状況と、今後の活用策についてのご質問でございます。平成23年度社会体育施設の利用者の見込みは、ウイング21アリーナで延べ2万6,400人、南北BG体育館で延べ3万5,200人、南北グラウンド延べ4万1,000人、開放施設の学校体育館とグラウンドが延べ1万5,700人です。また、プールにつきましては6月18日から9月3日までの開設期間中、延べ2,644人の利用者がありました。

体育館の利用者は平成21年と比較しますと約1.5倍、グラウンドにつきましては約2倍という伸びになっております。体育館は総合型地域スポーツクラブによる健康スポーツ教室などによる伸びで、グラウンドは各種大会の開催増によるものと思われるところであります。

夏季の合宿期間は使用申し込みが重複するため、会議で調整の上、お断りをしている状況であります。今後、合宿地としての環境を整備することにより、スポーツ合宿の聖地を目指してまいりたいと考えているところでありますので、またご支援、ご協力のほどお願いをしたいと思います。

3つ目の、村内観光施設リストの作成と総合窓口の設置についてでございます。村内の観光施設リストの作成と総合受付窓口ということについて考えてみますと、村内の観光施設のうち、公共施設につきましては、行政ホームページに公共施設というコンテンツにおいて、白馬村関連の施設を掲載をしており、そのコンテンツ内に白馬村体育施設として、グラウンド・体育館につきましてもリストアップをしてお覧いただけるようになっております。

また、民間の施設につきましてはリストはございませんが、白馬村観光局が作成している、白馬めぐりマップに記載を行っているところでございます。総合受付窓口につきましては、現在、公共施設関係の利用の大半を占めておりますのは体育施設関係で、ウイング21が受付窓口となっており、それ以外に利用される施設につきましては、補助事業導入の経過と行政財産の管理面などから、農業体験実習館は観光農政課、役場の隣の多目的研修集会施設は総務課など、所管課が受付窓口となっているところであります。

なお、民間施設を含んだ総合窓口の設置につきましては、民間の各施設の意向を確認した上でなければ、簡単に開設はできるものではないと考えております。以前、白馬村観光局の前身である白馬村観光推進本部が設立された際に、同様の窓口を設置するため、民間各社と調整が行われましたが、各社の利害関係の面で実現しなかった経過もございます。

お客様にとっては、1カ所で村内の観光施設の受付ができればメリットが大きいと考えておりますが、民間までをも含めた総合窓口の設置は、現時点では問題が大きく、難しいものと考えているところであります。

4つ目の、安全・安心に配慮した宣伝方法についてのお尋ねでございます。

まず食の安全・安心への配慮という関係では、県は放射性物質に関する不安を払拭するため、県産品の安全性のPRに取り組み、風評被害対策を行っております。内容としては、県内で飼育、出荷されている肉用牛の全頭検査の実施や、県内産農畜産物の安全性のPRと需要の回復を図るため、三大都市圏や県内主要駅等でのイベント活動を実施するとともに、中国、シンガポール等からバイヤーを招聘してのPRの実施、東南アジア地域を中心とした新興国市場を取り込むため、シンガポールへの駐在員の派遣、外国人観光客対策として、県内在住外国人に対してマーケティング調査の実施や、中国、タイでの現地説明会でのPRの実施、インターネット、ツイッターなどインターネットを活用した発信など、安全・安心のPRを行っているところでございます。

また、白馬村で生産された農産物は、米の放射性物質については国レベルの調査となっており、指示に従い、村内圃場で栽培された米を調査し、不検出となったところであります。畑については、作物ではなく土壌についての検査を行いました。こちらも不検出となったところであります。その他については栽培履歴の報告、栽培基準に基づく生産を行っており、野菜等についても、直売所へ出荷する場合は栽培履歴の報告を行ってきているところであります。

また、北城地区の一部の農地で問題となった米のカドミウム含有についても、毎年、対象区域の全圃場の水稲のカドミウム量の分析調査を行って、調査結果を広報等で公表をしているところでございます。

次に、防災対策の宣伝であります。昨年6月に上高地で土砂災害が発生したとき、多くの観光客が孤立をする事態が発生をいたしました。観光地においては、災害から守るべき対象が住民に限定されない、つまり情報伝達や避難誘導といった災害発生時の初動活動においては、観光客をも含めた防災対策が必要であるということでございます。これに関連する取り組みとして、現在、白馬村で進めている3つの事業についてご説明させていただきます。

1つ目は、防災ガイドマップの作成であります。これは地震、洪水や土砂災害といった自然災害による被害を想定し、その被害範囲を地図化したものでございます。大規模な災害が発生した場合の被害想定、災害時の備えや避難するときの心得などを再認識していただくことを目的に作成をいたしました。日ごろから、ご家庭や地域の方々との話し合いの中でご活用いただくとともに、万が一の備えとしてお役立ていただきたいと考えております。このガイドマップは3月中旬に全戸へ配布する予定です。同時にホームページにも掲載する予定でありますので、観光客の誘客面でも、大いにご活用いただけるものと考えております。

2つ目は、避難所案内看板の設置でございます。簡明化した標識を設置することで、避難所の

存在を明確化することを目的に、本年度から5カ年計画で、村内27カ所に統一的なデザインの案内看板を設置をいたします。平成23年度はウイング21ほか5カ所に7つの看板を設置したところでございます。

3つ目は、エリアメールサービスの開始でございます。エリアメールとは携帯電話会社が提供するサービスで、気象庁が発信する緊急地震速報や地方公共団体が発信する災害避難情報などを、対象エリア内にいる利用者限定して送信することができる、携帯電話向けのサービスでございます。長野県北部地震が発生した昨年3月12日以降、気象庁から緊急地震速報が携帯電話に何回か送信されていまして、サービス内容はご想像いただけると思っております。

白馬村では、3月にNTTドコモが提供するこのサービスに申し込みをしますので、4月からはこのサービスを利用して災害避難情報などを発信することができるようになります。例えば、ある地区に避難勧告を発令した場合、避難情報と対象エリア、皆さんに求める行動をエリアメールにより発信すると、白馬村エリア内にあるNTTドコモの端末のすべてにメールが送信され、災害の脅威が迫っている状況を伝えたり、速やかな避難行動を促すことができるようになります。このエリアメールは、同報系防災行政無線の補助的な位置づけではありますが、その効果は十分期待できるものと考えているところでございます。

このほか長野県では、上高地で発生した土砂災害の対応を踏まえ、県地域防災計画において観光客への対応を強化しますので、その内容と白馬村の地域特性を考慮しながら、村の地域防災計画にも反映してまいりたいと考えているところであります。

次に、防犯対策についてもご説明させていただきます。白馬村においては、残念なことに毎年100件前後の窃盗事件が発生をしており、特に冬期間のスキー場や宿泊施設のスキーやスノーボード等の盗難、登山シーズンの車上荒らしなどが大きな問題になっております。犯罪のない、安心して観光を楽しむことができる環境づくりは、観光地としての必須条件であると考えております。白馬村としましては、大町警察署や観光事業者、防犯協会との連携、協力をさらに強化し、官民一体となった、窃盗を初めとする犯罪の防止に積極的に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、全国的に見ても防災に対する関心が高まっている時期でありますので、観光客をも含めた防災対策を地域ぐるみで考え、整えていることは、観光地にとって大きな強みになるものと考えておりますので、実効性のある防災、防犯対策により、観光客や旅行関係事業者に対し安全・安心を訴求してまいりたいと考えております。

また、原発事故に関して、観光客に対する安全・安心の情報提供として、環境課では4月より購入した放射線量計を用いて、学校などの公共施設だけではなく、代表的な村内観光施設においても空間放射線量を測定し、直ちにホームページで公表していくことを予定しているところでございます。

次に、指定管理者である白馬村振興公社の公的事業の位置づけについてのご質問であります。

24年度から26年度までの3年間、白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋につきまして、地方自治法の規定に基づき、財団法人白馬村振興公社を指定管理者の候補者として、本定例会に議案を上程したところであります。

3施設の設置目的としましては、グリーンスポーツは運動不足ぎみの子どもと大人に豊かな自然と、腹の底から沸き上がる感動と喜びをもたらせること、昔ながらの山林風景であるカヤぶき民家や、民具が失われつつある現象を憂慮し、急激な村の歴史の変遷を記録にとどめ、資料を保存し、後世に伝えていくことを目的として、平地観光の拠点として位置づけているところであります。夢白馬は道の駅の認定を受けており、情報発信、農業と観光の一体化の推進を図ることを目的とし、山小屋は山岳観光の振興を図るとともに、緊急避難小屋として、登山者の安全を図ること等を目的としているところであります。このたびの指定管理者の募集に当たっては、募集要項の中で、それぞれ施設の設置目的をうたい、管理、運営方針に施設の設置目的、施設の特徴を踏まえた基本方針に基づいて運営するように定め、募集をしまいたったところでございます。

白馬村振興公社の目的は、白馬村が策定する長期計画に基づき、白馬村の恵まれた風土と美しい自然の元で、豊かで潤いとゆとりある村づくりのために事業を推進するとともに、山小屋その他の公共施設の提供を行い、もって村政の発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とし、目的達成のために住民の健康づくり、青少年の健全育成に関する諸事業の実施、援助、住民相互及び住民と旅行者の交流のためのレクリエーション活動、山小屋の運営管理、白馬村が設置する公共施設の受託管理などとなっております。

したがって、白馬村振興公社自体が公益性の高い組織であり、その組織が村の施設の運営をすることであり、公益性の高い運営と言えるかと思えます。このことについては振興公社の職員として、また局長として長年勤められた太田議員は、私以上に詳しいものと思っておりますので、また、ご支援、ご協力を、またご提言をいただければと思うところであります。

6つ目の、岳の湯の利活用方法と実施時期及び予算についてのお尋ねであります。

財団法人長野県建築士事務所協会を受託者として、国民保養センター岳の湯の耐震1次診断を委託しておりますが、受託者から1次診断の結果が示されました。1次診断は、耐震性には問題はないとの結果でありました。耐震性に問題がないとなったことを受け、今後は昨年12月27日に岳の湯施設利用検討委員会から提出されました利活用計画をもとに、検討委員会の意見をお聞きをするとともに、庁内での調整もしながら、さらに議会の皆さんとも相談しながら、利活用のための施設改修に取り組んでまいりたいと考えております。

予算については、村の財政状況を勘案しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、まだ未確定ではありますけれども、新たな動きもあるやにお聞きをしておりますので、確認をしながら検討委員会、庁内会等にも諮りながら、結論を出してまいりたいことをお示し

て、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。

1の雇用の確保と定住者の流出防止の関係でございますけれども、一応、この点につきまして
は3月1日現在で、9,000人をわずか2名ほど割っているというような状況でございます。

また、村長さん言われましたように、白馬での企業誘致は非常に難しいんだというようなご説明
でございますし、また全くそのとおりで思っております。こういった困難な立地条件であり
ます白馬村は、やっぱり荒廃地、あるいは休耕田等を活用したりする中で、村の観光農政課、あ
るいはJAさん、あるいはまた営農センター等と連携をしながら、何とか冬の関連産業、スキ
ー場等を中心とした産業がたくさんあるわけでございますけれども、その辺との連携をとりながら、
法人化は難しいものか、お伺いをしたいと思います。

それから、2番目の村有施設の利用状況等につきまして、非常に今年度は利用率が上がったと
いうような内容でお伺いをいたしました。これにつきましては、東北等の地震もあって増加につ
ながったのかなあと思っております。これがどこまで、どういう形で続いていくのかというこ
とも、難問があるのではないかなあと考えております。

また、3問目の中で、当初、私が説明の中で申しましたように、白馬はそれぞれの施設がたく
さんあるんですけれども、これが有効に活用されているかどうかというところが、一番の問題点
であると思います。そんな中で賛同いただけるところを洗い出しをし、もう少し広域的な中で、
ブロック等でも構いませんけれども、何とかもう少し有効利用を図れないものか、単純な考えで
ございますが、一応思いとしては、どのようにお考えになっているかをお伺いをしたいと思います。

私の調べた中でございますけれども、区あるいは個人で持っている施設では、グラウンドが約
13施設、体育館については村内8施設があるのではないかなと思っております。また冬期間使
用していますスキー場関係の駐車場等も、これを活用の仕方によっては、もっともっと幅広い活
用ができてくるのではないかなと思っております。何か1つ前へ進んでいけるような方策はないものか、
お伺いをしたいと思います。

それから、指定管理者の関係でございますが、一応、公社の目的等を今お伺いをしまして、全
くそのとおりで思っております。ただ、議会初日の中で質問をさせていただいたんですが、公
社が3つの事業をやることは非常にいいことであるし、むしろ応援をしたいと思っております。
本当に公社が本来の目的達成ではなくて、公社自身が経営的に、あるいは財政的に守っていかな
ければならない手段の1つになっているのではないかなと思えて仕方ないわけでございます。山小
屋、それからグリーンスポーツ、そしてまた夢白馬、それぞれの施設が本当に公益的な立場から

公益性を考え、村民益につながるような、そんな運営を何とか考えてほしいとの思いで質問させていただきました。

その辺について、ぜひ村長さんのご答弁をいただきたいなと思います。

議長（下川正剛君） 太田議員、2番目の質問の内容は何だったか、もう一度お願いします。2つ目の法人化の、1つ目は法人化の考え方、それから、2番目は何ですか。

第5番（太田 修君） はい、2番目については、利用状況がこういった形で、今年度、非常に増えているという状況の中で、今年はそれなりのいろんな条件があったと思われれます。今後、村の施設を有効利用、活用していくために違う施策、あるいはもう1つ踏み込んだ施策があるのかの質問でございしますが、よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） ちょっと、もう一度確認しますけれども、1点目が法人化の考え方、それから施設の洗い出し、それから3問目については、指定管理者の関係での所期の目的が達成されているのかどうかという、そういうことの3点でよろしいでしょうか。

第5番（太田 修君） それともう1つ、すみません、お願いします。

議長（下川正剛君） グラウンド、体育館の有効利用ということですか。

第5番（太田 修君） はい。

議長（下川正剛君） それでは、その4点について、村長の答弁をお願いいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問にお答えをしまいたいと思います。もし不足の点があれば、また担当課長がいますので、答弁させますので、よろしく願いをいたします。

最初にお尋ねの、雇用の安定にかかわる点でございますけれども、先ほど、太田議員十分にご理解をいただいている上での質問というふうにとらえましたけれども、とにかく、この白馬村は観光が基幹産業の村であり、それにより発展をしてきた村であります。この人口の流出原因は、主に観光産業の停滞が一番大きく影響していると思っております。こうしたことから、この状況を少しでも改善をしたいということで、企業誘致に私なりに、相当訪ねて話をしたところの結果として、企業がこの雪のある白馬へ進出をしても何のメリットもない、また、そのメリットをクリアできるほどの条件を白馬村は提示できるのかと、大変厳しい質問を受ける中で、結果として企業の誘致は難しいと。

それよりも観光地でありながら、お客様の減少によりペンション、ホテル等をやめざるを得ない、民宿をやめざるを得ないというような人たちが、新たな起業、業を起こす方の起業に転向できるような環境整備をすることが必要ではないかというようなことで、観光と農業とを連携させる製品の、商品の提供、まさに農産物を活用した特産品開発に力を入れたいというようなことで、今、その方針を出して、ご相談をしているところでありますので、そういった意味での流出防止策について、また議員の立場で、何か妙案があればお示しをいただければと、このように思っているところであります。

それから、起業を目指す人については、国の農業施策が新たに提示されました、農地・人プラン、そういう事業で新規就労者を迎え入れる制度もできました。その延長線上としては、NPO法人の立ち上げとかいうところへもつながるような組織になっておりますので、そうした新規就農者をどうやって呼び込んでくるか、またはその農地確保をどのような形でしていくか、それから、今までの担い手、実際には3法人おりますけれども、そういう分野を侵さないようにということも決めの中にはありますので、そうしたところをすべて総合しながらも、新しい制度に乗っかっていかれるような、そんな環境づくりを今後はしていく必要もあると、このように認識をしているところであり、施策の1つとして、この取り組みはしていきたいと、こんなふうに思っているところでもあります。

それから、村の体育施設の有効利用について、施設の数についてお示しをいただきましたが、それ以上に今まだ空いている大きな駐車場等の利用方法は考えられないかということでもありますけれども、その使用日数が1日、2日、特にご承知だと思いますけれども、新田の大きな駐車場なんかは消防操法大会に使わせていただいているというようなこと。それから、あそこのゴンドラも営業しているということを考えれば、常に民間施設を我々の都合で使うというわけにはいかない事情もあろうかと思えますし、一時的には駐車場を利用してというのは、ほかの施設でもございますので、そうした利用できる状況にあるというような情報を流していくことは、1つの方法かと、こんなふうに思っておりますので、これについてもいろいろ案があれば、またお聞かせをいただければと、こんなふうに思っております。

それから指定管理者の、振興公社への指定管理者の件でありますけれども、私も詳しいことはわかっておりませんが、この振興公社の発足というのは、当初、山小屋経営をだれに委託するか、どういう運営にするかということで振興公社が立ち上がったというふう聞いております。その後、グリーンスポーツができ、道の駅ができ、当時はこの管理が一番いいかということで、冬対策等も含めながら、振興公社がふさわしいということで選定をした経過がございますが、今言った、こうしたことに基づいて、振興公社のあり方が今のあり方が適切であるかどうかというところへも言及をされるご質問だと、こんなふうに思っておりますが、振興公社は振興公社なりに、村から補助金をもらうことなく独自の経営をしております。その中で振興公社は公社として努力をしていることはご理解をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

しかしながら、全くこの3つとも、それぞれ違う業種であることを踏まえ、今後さらに、それぞれの部門を有効利用、そして充実させていくためには、内部での今後の改革、組織のあり方、そういうものについては、この24年度中に手をつけてまいります。ぜひまた温かく見守ってやってほしいと思うと同時に、提言、経験を踏まえた、太田議員、長年の経験を踏まえてアドバイスいただければと、こんなふう思うところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。雇用の確保と定住者の流出というところで、第4次総合計画を見ておりましたら、その少子化対策の中で、各種団体との連携を図り、地域あるいは職場を超えた結婚支援への取り組みを推進しますという欄があったわけですが、何となく村の方でも、ひとつサポートができるような方法があったらというようなことで、お伺いをしたいと思います。

また、振興公社の関係でございますけれども、毎年、雪害があったりする山小屋の関係です。雪害があったり、そしてまた発電機とか、あるいは地下タンク等のそうした修繕等が、今年度も県の観光協会が事業主体となって2, 200万ほどかけて行われるというような状況の中で、本当にこういった状況で、山小屋を守りながら、保養センターを切っていくということが本当にいいのかなのか、非常にこれから論議すべき点になってくるのではないかなと、そんなふうに思っております。

岳の湯の方の関係に移りますけれども、本年度の予算書を見ますと、温泉施設利用高齢者助成金で108万円を計上されております。本当に村民が福祉施設として求めていることが、今の考えている、あるいは行っていこうとするものに対して食い違いがないのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、あと保養センターの方の具体的な開始時期、あるいはまた予算等の内容が聞けてこないというのと、予算書を見ても実際のところわからないという感じがするんですけれども、本当に何とかあの施設をやっていくのかなのか、再度質問させていただきたいと思います。

また過日、全協の中で通所型の介護施設の閉所に伴い、それらも検討したいというようなお話も聞いております。進展状況についてもお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めますが、時間が大分迫っておりますが、太田村長、簡潔に短くお願いします。

村長（太田紘熙君） 再々質問にお答えをいたします。結婚支援等には、地域の枠を超えて何か考えていることはあるかというご質問のようにとらえましたが、もし、それであるとするならば、今は結婚支援については、村の方では具体的にご提示するような考えは持っておりません。

それから、山小屋の件でありますけれども、やはり山小屋という、特殊な地域での建物であります。雪害は常について回るものだというふうに思いますし、そのために一挙に多額の資金を出さないように保険に入って、負担を軽減しているという、とれる最善の策はとっているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、地下タンクについては、これは法の改正によるところ、今まで既にやらなければいけなかったところが指摘をされたことで、延ばす

わけにいかないということで実施をするものでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思
います。

それから、保養センターを切るというお話でありましたが、毛頭そんなことは考えておりませ
んし、ただ、本来の保養施設としての役目は、これだけ、ほかに本当の源泉が増えてきている中
で、沸かし湯として、その機能を果たすかどうかということをいろいろ検討した結果、保養セン
ターとしての役目は終わったのではないかと、おふろとしての役目は終わったと。それを考えれ
ば、今後、保養センターをいかに利活用するかということで、検討委員会を立ち上げて検討しま
したが、議員もその委員に入っておられますので、切り捨てとかそういうことは、ただの一言も
話しておりませんので、誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） すみません、1問目で1点だけお伺いをさせていただきます。振興公社の
局長を公募するといった、全協で説明があったかと思うんですが、この件については、今現在ど
のような状況になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 過日の全員協議会の中で、振興公社の人事につきましてご相談を申し
上げ、村の考えを示したところであります。その後、振興公社の理事会を行いまして、内容につ
いてご説明を申し上げましたが、さまざまな意見が出ました。内部から、あるいは役場からの派
遣、それから公募といったような意見が出まして、最終的に理事長であります村長と相談申し上
げまして、公募という形につきましては、今回はとらないということで検討を進めてまいります
ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 村長さんの答弁にもありましたけれども、私も振興公社の方に長くお世話
になっておりまして、非常に気がかりなところがあります。何とか本当に振興公社が村民益につ
ながるような、いい公社になってほしいという観点からお伺いをさせていただきました。ぜひ、
振興公社、これから検討されるということでございますので、どうか村のためになる振興公社で
あるような検討を、ぜひお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間の関係もありますので、2問目の方に移らせていただきます。

滞納金の徴収方法についてでございます。これにつきましては、非常に今、財政状況が厳しい
中でございますけれども、先ほどの活性化計画等にリンクしまして、何とか体質改善をしていく
ことが必要ではないかという観点から、質問をさせていただきます。

五輪会場地として大型プロジェクトが集中し、競技会場施設やインフラ整備等が急速に実施さ
れたところであります。村の自主財源であります村税は、平成9年度23億円をピークに減少の

一途をたどり、平成22年度決算では15億2,955万円であり、また、滞納金は8億7,675万円と計上をされているところでございます。県下市町村別の固定資産税徴収率は53.5%と、長年にわたる最下位は何とか脱却したものの、依然、厳しい状況下にあると思われ
ます。

村民が公正・公平にサービスを受けるためにも、徴収率を高めていくことが必要であると考え、次の事項についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、長野県地方税滞納整理機構への委託分の徴収効果と、そしてまた、それ以外の徴収がどんな状況になっているのか。

それから、2つ目といたしまして、平成24年度実施の滞納整理機構への人事派遣の対応について、どのようになっているのか。

そして、また3点目といたしまして、現行の自主納付制度による徴収方法で問題点はないのか。

そしてまた、4番目といたしまして、以前、行政改革大綱集中プランの中で、全庁体制による徴収チームを構成し対応するということがあったわけですが、その後どのような形の徴収方法を考えられているのか、その辺について。

そして、また5番目といたしまして、徴収委託員制度を見直す計画はあるのかどうか、その辺について。以上5点でございます。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、滞納金の徴収方法についてのお尋ねでございます。5点にわたっての質問ですが、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、滞納整理機構での効果の面ではありますが、6月から本年5月までの1年間での滞納整理となりますが、1月末までに3,238万円ほどの徴収実績となっております。2月末現在での前年同月比、村税の全体の徴収状況は徴収率で2.7%アップの状況であります。

滞納繰越分の収納率は個人県民税が3.2%、固定資産税が3.6%、軽自動車税が4.1%、それぞれ上げているところであります。

現年課税分では、個人県民税が0.4%、法人住民税が1.7%、固定資産税が2.8%、軽自動車税が0.6%と、それぞれアップをしております。

移管件数は24年度も20件を予定しておりますが、白馬村の滞納者数から見れば、わずかなものであり、移管しない滞納につきましては、今までどおり、当然村で対応をいたします。議員がおっしゃるように公平性の確保のために、今後も力を入れてまいりたいと考えております。

次に、平成24年度実施の滞納整理機構への人事派遣についてのお尋ねですが、17名の職員を構成団体の長野県及び市町村より派遣を受け、運営をしている滞納整理機構でございます。17名の内訳は県から3名、市から11名、町村から3名と人員を割り振り、派遣団体に依頼をしているところであります。町村では26年度まで予定が生まれ、その中で白馬村が24年

度、25年度の2年間、1名の派遣を依頼されておりますので、この4月から1名の派遣を予定しているところであります。

次に、現行の自主納付制度による徴収状況についてのお尋ねでございますが、徴収率につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたが、納税は憲法で定められた国民の義務であり、みずから納めなければならないということになっております。納付の方法につきましては、金融機関の窓口での納付、口座からの振りかえが主なものでありますが、口座からの自動引き落としのほか、手振りかえという方法がありまして、特に滞納金の支払いにつきまして、納税者の希望するときに希望する金額を振りかえるということができますので、このような方法を利用されたい方は、税務課にご相談いただければ対応をすることとしております。

次に、全庁体制による徴収につきましては、数年前からやめておりますが、各課の課長が徴収に当たっても徴税吏員ではなく、今までの経過もわからないために、納税に結びつく納税相談が十分ではなかったことによるものでありまして、21年度からは徴収係を1名増員して対応を行っております。

次に、徴収嘱託員につきましては、定例集金的な徴収はしないようにしてきております。高額な滞納がありながら、少額な納税で納税している気になってしまう人がいること、滞納を完納するための有効な納税相談ができないこと、少額分納により滞納処分が滞ること、また滞納者に対し集金という便宜を図ることはいかなるものかという意見があること等が主な理由でございます。第4次総合計画後期計画でも、自主納付の推進について記載をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

滞納金の徴収方法については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。滞納整理機構でかなりの徴収率がアップされているということでお伺いをさせていただきました。

滞納整理機構の関係で再度質問させていただきますが、これはお願いする件数、それから内容等について、年度ごとに見直しをかけられていくのかどうか。

そしてまた、2点目といたしまして、その委託以外の徴収率をアップしていくために、どのような考え方を進めていくのかについてお伺いをしたいと思います。

それから、派遣の関係でございますけれども、1名で2年ということでお伺いをしたわけなんです、要請にこたえるのが主のものか、あるいは徴収にかかわる教育的な意味合いのものでいくものかについて、お伺いをしたいと思います。

それから、3点目の自主納付の関係でございますけれども、今、答弁を聞いていますと、なるほど、すごくいいシステムという気もしてはいるんですけども、経過を見ますと、なかなか自主納付ができなくて滞納につながってきているのではないかという気持ちが、どうしても強く持っ

ているわけでございます。確かに納税義務も法律でも定められておりますし、そういったことを考えれば、一番いい方法ではあるんですけども、本当にそれだけで、滞納が増えていくような心配がないかについての、これは見込みでしかご返事できないかと思いますが、お伺いをしたいと思っております。

それから、最後の徴収員の見直しということで、確かに集金とかいろいろな形の中で、難しい問題で徐々に配置をなくしていくという考え方になってくるのかなと思うんですけども、自主納付と直結して、本当にその方法がいいのかどうなのかについてお伺いをしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） お答えいたします。まず徴収機構への移管件数でありますけれども、昨年も20件、それから今年も20件ということでありまして、徴収機構の運営も全体で1,000件ということで予定しておりまして、そのための運営の収入、あるいは運営の人員を確保してやっていくということになっておりまして、原則としては人数といいますか、移管の件数は20件のままでいくという考え方でございます。

それから、この20件の選ぶ考え方でありますけれども、まず大口ですね、大口滞納者、それから、その次が困難滞納者、徴収困難滞納者、これが主なものでございまして、村の方針としましては大口の順に数年、一、二年で納められない人を対象にしているというやり方でやっております。

それから、徴収率のアップ策でございますけれども、やはり法律にのっとりました徴収ということが、ここ数年その変えてきて正しいというふうに、またこういう研修会に行っても、法律どおりにやるのが一番徴収率のアップになるんだよというようなことも聞いてきているわけでございます。納付期限までに納まらない場合には、督促状を出して、それで納まらない場合には、もう滞納処分をするんだよということは、法律でしなきゃいけないということで、法律でうたわれておりますので、これに沿ったやり方をしていくということが原則となっております。

その中では、納税相談というようなことも当然重要でありますし、納められない場合には、どう理由で納められないということを相談していただければ、こちらもそれに沿えるのかどうかというようなことを検討しながら、徴収に当たっていきたいということでもあります。

自主納付、それから徴収ですね、その関係では、やはり以前は村税が一番後、国税、県税払って、一番後というような感覚で、どうしても後回しにすると残ってくるというようなことが多々あったのではないかなというふうに思いますけれども、やはり国や県と同じ対応を村がしていかないと、後回しにされてしまいますので、これは徴収率を上げる上でも大事なことはないかなあというように思っております。

それから、徴収員につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、いろんな理由

で、定例集金的な徴収は、もう22年の後半からしないようにしてきておりまして、現在では、22年度までは税務課の所属だったんですけども、23年度は住民福祉課の所属になって、国保税、それからそのほかの水道・下水の料金等を主に担当をしてきたというふうなことでありまして、これは、こういうふうにしてきたから徴収率が上がってきているのか、そうでないのかという分析は、なかなか難しいですけども、やはり法律に沿ったやり方が、一番アップにつながっているんじゃないかなということを感じております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は終了をいたしました。第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。

思い起こせば、昨年の3・11の東日本大震災、そして続きまして起こりました3・12の長野県栄村を中心とした震度6の地震、さらには、6月末には松本市南部を中心とした震度5の地震等々がありました。あのときに感じた、日本じゅうを襲った、えたいの知れない不安感や悲しみ、そして尽きぬつらさ等々、そしてまたその後には続きます「絆」という言葉をキーワードにいたしました復興の様子を見ますと、やはり自治体の責務というのは、さまざまな側面から住民の安全・安心、そして心豊かに暮らせること、これを実現することがますます重要であり、ますます求められているところであると、改めて感じております。

そのようなことも踏まえまして、本日は通告に従いまして、大きく4つに分けて質問をさせていただきます。年度の変わりということもありまして、質問が少々多岐にわたっております。どうぞ端的なご答弁をいただきますとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

本日は、在宅福祉について。そして下水道受益者負担金の条例について。次に、人口減少、また定住化への取り組みについて。最後に、県の雇用創出関係基金の活用について。この4点についてお伺いをしたいと思います。

1番目の質問でございます。在宅福祉についてですが、本年、この平成24年4月には、改正介護保険法が実施されることとなっております。また北アルプス広域連合においては、第5期の介護保険事業計画や、当村においてはそれと一体的に計画策定され、その実施年度を、この24年から26年度とする白馬村高齢者福祉計画、いきいきプラン長寿白馬21という名称でうたわれておりますが、それが策定され、この後期計画が策定され実施されることとなっております。そ

ここで、当村の介護事業や高齢者福祉についてお伺いをしたいと思います。

本年、平成24年、年が明けまして24年の1月末ですが、この地域の在宅介護や通所介護を支えてきました施設であります、これは民間経営であります、通所介護施設が閉所を迎えました。村内に3カ所ありました通所介護施設が1つ減ったということです。これに対して、この際、村としてはどのように対処をし、また、これからこの先の通所介護を村としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

そして、この改正介護保険法等を見ますと、在宅介護については、さらに国としても施策をそちらの方に重点的に移してきていると思われませんが、村としての、この在宅介護についての方向性と取り組みについてをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から、4つの項目にわたってのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、在宅福祉について、2つお尋ねをいただいております。通所介護施設の減少に対する対応と今後の方針についてのお尋ねであります。

ご質問のとおり、今年1月末をもって、通所介護施設が1カ所閉鎖されましたことは、まことに残念に思っております。村の方々から、困る、どうしてという問い合わせをいただいているところでございます。行政といたしましても、通所施設が1カ所でも増えるように、現在、各所にお願いをし、開所できる場所を探しているところでございます。また白馬村社会福祉協議会でも、開所の実現に向けて模索をしているところでございます。一日も早く、通所介護施設が開所されるよう、村としてもできる限りの支援をしてみたいと考えております。

介護保険サービスは、高齢者福祉の一翼を担うものですが、事業という一面も持ちあわせておりますので、需要と供給の関係や、介護保険事業者等のご意見も参考にしながら、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、在宅福祉の方向性と取り組みについてであります、国からは在宅福祉重視の方針が既に示されているところであります。村では平成24年4月からの高齢者福祉計画を、現在、策定中であり、現在計画案を示し、パブリックコメントを募集中であります。その案の中でも高齢者一人一人が可能な限り、住みなれた地域で尊厳ある自立した生活を営むことができるよう、地域全体で住民同士を支え合い、住民と行政の協働による地域福祉の村づくりを進めると、在宅福祉の重視を基本理念に掲げております。

この計画の策定には、白馬村社会福祉推進委員の皆様にご苦勞をいただいております、委員会の中では買い物への支援、玄関から道路までの雪かき支援など、介護保険にないサービスの必要性や、地域における見守り、声かけ、助け合いといった共助の必要性など、さまざまなご意見をいただいておりますので、ご意見に対する具体的な方針や施策を今後検討をし、実現できるものは速や

かに実施をしてみたいと考えております。あわせて現在実施している高齢者福祉サービスの充実にも努めてまいりたいと思っております。

また、北アルプス広域連合が作成した第5期介護保険事業計画の中で、白馬・小谷地区に整備が計画されている認知症対応型通所介護と、小規模多機能型居宅介護に対しましては、関係機関と協力をし、その実現にも努力してまいりたいと思っております。

住みなれた場所で、いつまでも生活したいという声を、大勢の高齢者の皆様方からお聞きをしていますが、介護者の声を聞きますと、なかなか在宅での介護が難しいと答える方も多くいらっしゃるのも事実であります。皆様のお知恵をいただきながら、白馬村の介護事業を初めとする福祉をよりよいものにしていきたくと努力してまいりますので、よろしく願いをいたします。

在宅福祉については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいまご答弁をいただきましたが、この1月のときの閉所のときにですね、村としては、どのようにこの閉所を迎える施設に対しての対応をされたのかというところを重ねてお伺いしたいと思います。と申しますのは、現場と役場なり、役場の中でも例えば包括支援センター、住民福祉課、あるいはちょっと性格は違いますが、訪問介護をやっております社協の方等々、いろいろな部署でこの高齢者福祉に対して対処していただいているわけですが、それらの中での情報の共有がいかんできていたのかというところが、私には見えませんでした。

例えばですね、以前に配食サービスのところが、これが所得制限が出まして、実際、今まで受けられていた人が受けられなくなったというようなところをご相談に申し上げたところ、ご利用者さんは、そういうことを言っていますというふうにおっしゃっているんですね。ところが、じゃあだれに言っているのかっていうと、いやあ、あの人に言ったとかって、ここへ行って言ったとかっていうんですけれども、それをじゃあ役場の中の住民福祉課にお話をすると、いや聞いていませんというようなお話があったり、あるいは今回のこの閉所に関しても、なかなかその連携がとれていないように見えます。

なので、再度お伺いいたしますが、村として、この閉所に向けたときの取り組みはどのようなものであったのか、また村の中の各関係する、高齢者福祉に関係するそれぞれの部署が、どのような形でそれぞれに連携をとって、そして現場の声を生かすような対策をとっている、あるいはシステムをとっているのか、そこのお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 閉所に対しては、まず事業所の方から、1月末で閉所ということをお聞きしてございます。その中では、引き続き頑張ってくださいたいと。村でできるというところで、場所の問題というところが1つありました。場所については、一応わかっている範囲内で探したりはして、結果、今回の事態になったというところでございます。

情報の共有については、閉鎖という情報については、一応、住民福祉課内、地域包括支援センターも含めて、一応その中では閉所というところは担当、それぞれの福祉に携わる関係者というか、住民福祉課内の職員は承知をしております。それでその辺について理事者の方にも、その旨は話をしております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 大事なことは、ご利用者様、ご家族様、現場の声、そして民間であれば事業者様の声、事業者の声、そして行政の声、それらがうまく連携したり、それぞれの意見の中で、じゃあ次どうしていくかという、そういうところがうまく働かないと、やはり福祉というのはいかに働かないか私は思っていますし、現場の声、事業者の声をやはり聞いて、聞くだけではなくて、それを生かすようなシステムを、やはり今後考えていっていただきたい。当然、今あると思うんですけども、なかなかそれが日々の中で忙しくて、うまく運ばないのかなというところも見られましたので、ぜひ、そこのところはお願いしたいところだと思っております。

あと、もう1点お伺いしたいと思いますけれども、今年度、新しく介護保険法が改正されることの中、特にその介護保険利用に結びつかない部分ですね、そこの高齢者の方に対して、自立や社会参加、意欲の高い方、そういう高齢者に対しての場の提供をというところがうたわれております。ここのところは村としてはどのようなふうを考えていらっしゃるのか。例えば、村の中で空いている施設等々ございますけれども、そういったところを使ったり、あるいは高齢者の方たちの持っているお知恵、持っている技術等を発揮できる場、そういう場をつくるということもできるかと思っておりますけれども、ここの、今言いました自立や社会参加意欲の高い高齢者についての場の提供というものに対して、お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 今言われた自立、高齢者の方で自立している、社会参加について積極的にやっけていらっしゃる方という方については、村で言うところの老人クラブ、それですとか生涯学習というところに、積極的に参加していただいている方々だというふうに思っております。その方々に対してということではなくて、それよりさらに一歩進んで、家から外に出たくないという高齢者に対する施策というのが大事だというふうに思っております。その施策の中で言えば、よりえ〜プラザですとか、まめった講座等々の参加について、今まで以上に積極的に参加を促していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） この介護保険が最初に制定された、その理念の中には、先ほど村長のご答弁の中にもありましたけれども、介護サービスをみずから選ぶ、そして自立した生活を営み、結局は自宅で最後まで、自宅を使って最後まで人間らしく生きる、自分がサービスを選んでいくんだ、自立していくんだということが、この介護保険法の理念の根底にあると私は思っております。

す。そしてそれに関しては、例えばご本人だけ、事業者だけ、あるいは村だけではなくて、その周りを包む地域とかご家族様等々に、そういった考えの周知と啓蒙ということも必要だと思しますので、これからその部分についても、ぜひ積極的に動いていただければと、要望を申し上げておきたいと思えます。

それでは、2番目の質問に移りたいと思えます。

次は、白馬村の下水道の事業についてでございます。下水道事業の中にあります下水道受益者負担金条例についてお伺いしたい点がございまして、質問させていただきます。

この白馬村下水道事業に関しては、白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例というものが中にありまして、その第11条未納金等の取り扱いというところで、その3項ですね、「第1項の規定にかかわらず排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部又は全部を3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課がえをすることができるものとする。」とうたわれております。それで、この加入金規則に賦課がえというところは、こちらの新たにあります白馬村下水道加入分担金徴収規則というところにうたわれることになります。

この目的として、前段は省略いたしますが、「投資及び償還の財源に充てるため排水設備を下水道に接続する際に、加入分担金を徴収することを目的とする」ということで、この規則が施行されているということですが、この、まず負担金条例の第11条3項における加入金規則への賦課がえ、賦課がえという行為の法的な裏づけをお伺いしたいと思います。

次に、加入分担金徴収規則への賦課がえが3年で発生するというものの、その根拠、期間的な根拠及び分担金額が負担金額の1.5倍相当となる根拠をお伺いします。負担金に関していえば900円ですが、分担金になると1,350円になるというところがございます。その根拠をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員2つ目のご質問であります。

下水道受益者負担金条例についてのご質問でございますが、条例改正は事務的な処理でございますので、今日に至るまでの経緯、相当前からの経緯もございまして、担当課長の方から詳しく説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 篠崎議員のご質問に対してお答えをいたします。

平成13年3月に、白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例を改正して、白馬村下水道加入分担金徴収規則を新たに制定した背景について、初めに説明をいたします。

当時は、第3期拡張事業の2年目で、南部は飯田西地区、佐野沢渡地区、中部はエコーランド地区、北部は切久保地区に着手をしておりました。なお、事業の完成は平成17年度です。

下水同区域は、年々広がっていきましたが、特に宿泊施設では、既に多額の費用を投資して浄

化槽を設置している施設がほとんどであったため、下水道には接続をせず、受益者負担金を滞納する件数が区域を拡張するごとに増加していったと思われます。また、建物が建っていない受益地についても、特に村外地主が多い分譲地等で滞納が増加していき、平成12年度末の滞納額は8,700万円になりました。なお、平成22年度末の下水道接続状況は、全体で75.4%、半分に満たない低い地区は、エコーランド地区が38.4%で、山麓地区が39.4%です。

受益者負担金は公法上の債券ですので、時効は賦課して5年を経過すると成立します。差し押さえも可能ですが、建物がある土地もあり、いろいろ問題も多いため、実施しなかったところもあります。

差し押さえによらず、滞納物件の時効を防ぐためと公平性を確保するため、平成13年3月の第1回議会定例会において、当時の下水道課が趣旨を説明し、ご審議をいただき、条例を改正して規則を制定しました。また、1,000平米以上の体育施設用地及び地目が山林、原野である土地については、受益者負担金の対象にするということは個人的に負担が大きいと、加入分担金を賦課するものとししました。

本会議における委員長報告の議事録では、負担金の賦課及び徴収について、負担金の賦課がえや徴収方法の変更によるもので、細部にわたって審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしましたとあります。なお、都市計画法上では問題がありますが、地方自治法第149条の権限における加入金の徴収に基づくものと判断したのではないかと思います。

翌4月には、その時点での滞納者全員に、改正をした条例と制定した規則についての説明と、納付の意思確認、賦課がえの同意について通知を送付いたしました。条例の第11条第3項にある「3年経過しても」としたのは、滞納物件が多く、処理と対応に時間がかかるため、時効が成立する2年前としたのではないかと思います。

また、加入金の額についてですが、滞納せずに支払った人との不公平感を生じさせないために、滞納の年利率と同じ14.5%の5年分を上乗せをすることとして試算値を出したようで、900円に5年乗じますと1,552円になりますが、これは900円の1.7倍であり、滞納の最初の1カ月は7.25%ということもありまして、区切りのよい数字である1.5倍としたのではないかと推測をされます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま、当時の背景まで詳しくご説明をいただきました。ある意味、下水道事業を進めていくため、やむにやまれぬというところもあったのも確かではあったと思います。お伺いする範囲では、あったのかもしれませんが。

しかし、その条例そのものについて、私がお伺いしたいのは、今現在それを、皆さんがそれへのとって仕事をされていく中で、賦課がえをする行為そのものですね、それについての法的な

根拠というものをどこに求めて、ふだんの仕事を実施されているのかというところなんですね。例えば、時効についてお伺いしますと、事務的な手続期間であるとか、時効を防ぐためということで、3年で賦課がえが発生するようにしたのではないかということでもありますけれども、例えば時効、5年間を待たずに賦課がえをすることについて考えてみますと、逆を言えば、時効ということも住民の持つ1つの権利でありますし、行政は根拠なくその時効の完成を免れることはできないはずであります。逆を言えば、この時効制度そのものを崩すようなことにもつながりかねない。それは行政がしてはいけないことだと私は思うんですけれども、その時効制度に対して、時効5年間を待たずに賦課がえをするということについて、今どのようにお考えになるかということをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 11年前に条例改正をし、規則を新たに制定したわけなんですけど、それ以来脈々と、その改正条例、また定めた規則に基づいて、既にかかなりの件数を賦課がえをしております。

そういったところで、先ほども申し上げましたが、地方自治法149条の権限における加入金の徴収というものがございまして、私としては特段、特段といいますか、今後この改正した条例、それから制定した規則について、改正をしていくという考えはございません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それではですね、この下水道事業に関しては、負担金に関していえば、都市計画法第75条を後ろに持っているのが当然考えられます。そしてまた受益者分担金は、これ分担金の規則のところを見ていただくとわかりますけれども、地方自治法第224条となっております。これ背景にある法令が、ここでかわっているわけですね。そうすると3年間払わなかったことによって、やっている事業は1つなのに法令がかわる、要するに根拠とする法令がかわる性格のものであるのかということ、そのところについてはどのように思われるかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） ちょっと的外れなお答えになるかもしれませんが、地方自治法第224条につきましては、公平の原則の維持ということであり、受益者負担金にかえて加入分担金を徴収するという行為については、あくまでも地方自治法149条というふうに考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） この分担金224条に関しては、結局、それは下水道事業に対して言っているものではないということが、読んでいただくと当然にわかると思うんですが、そのところ

ろに関して、なぜ下水道事業なのに、そこにかわってしまうのかというところを、私はお伺いしたかったわけです。

いずれにしても、これに関して、この条例に関して、私がなぜ今回ここに質問を出したかといいますと、この条例が果たして、これ正しいのかという声が上がってきているということなんです。ですからあえてここに出したということです。これは例えば、当然自治体にしてみれば、地方分権等々進み、条例制定権の拡大等々もありまして、自分たちの中で条例というものは制定されいくわけなんですし、具体的にそれが法にのっとっているのかどうなのかというところは、言えは違憲審査権の範囲でありますので、ここで言うことはできませんし、私も判断はできませんけれども、例えば住民から、そういう疑義が上がったときに、そういう適法性をどこまで主張できるのかということは、私は危惧しております。

自治体がやる仕事としては、やはり先ほど村長の答弁の中に一言ありましたが、法にのっとって、これ第1問目の答弁の中に、法にのっとってという言葉がありましたけれども、やはり常に法にのっとった行為をすることが求められているわけでありまして、あるいは、その法というのをどこに求めるか、例えば現場の人は条例というところであれば、その条例の適法性を常に自分たちがつくったものであれば、常にやはり検証していくことが私は必要だと思います。

ぜひ、そのところをどこか頭に置いていただいて、自浄作用がもし働くとすれば、いや、検証していただいて、もう絶対これで大丈夫と言え別ですけども、この条例に限らずですね、やはり自分たちがつくるものに関しては、どこかそういった目も、ひとつ持ってやっていただくことが大事ではないかなと私は思っております。

それでは、第3問目に移りたいと思います。

第3問目は、この村の中の人口減少について、あるいは定住化への取り組みについてお伺いしたいと思います。

先ほど、同僚太田議員の質問にもありましたけれども、村内の人口の減少というものは非常著しいものがありまして、また、この3月1日には9,000人を切るというような状態を迎えてきております。自治体としては、やはりこの人口の減少に対して、何らかの対策を考えるべき時が来ていると私は思います。統計を見ますと、自然減少というのが結構多くて、どんどんそのところが増加してきていますので、そのあたりも考えた上での取り組みというものがあればいいなあと思います。

そこで、次お伺いしたいと思います。新年度で例えば結婚や出産、育児などへの新たな支援策というものはお持ちになっていらっしゃるのでしょうか。

2番目として、定住するための雇用の場、やはり定住していただくには雇用がないといけません。その創出をするため、雇用や起業する場合への支援があるとよいのではないかと思います。これは私が前々回ですかね、その前にちょっとお伺いしたときに、起業する方への支援というの

はどうですかということ、質問の最後にお伺いしたときがありましたら、それもいいですねということで、村長さんの方からお言葉をいただいておりますので、具体的なところがあればいいなと思って、あえてお伺いさせていただきます。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員3つ目の質問であります。

人口減少、定住化への取り組みという題で、結婚、出産、育児などへの新たな支援策について、どう考えているかというお尋ねでございます。

出産、育児については、平成24年度から取り組む事業については、太田議員に答弁したとおりでございますけれども、私が就任以来、元気な子どもの声が聞こえる地域にしたいということで、お母さん方、ご家族の皆さんも含め、子どもを安心して生み、そして育てられる環境づくりに行政がお手伝いができる点はどこまでかというようなことを考え、当面の課題として、生んだ子どもたちの保育に相当、力も注いできたつもりでありますし、また保育園等に上がっても、それなりきの費用負担の軽減を図りながら、取り組みをしたきたつもりでございます。

しかしながら、本当にお子さんをお持ちの方々が、それだけで安心して子どもをどんどん産める状況かといえば、一方的に行政だけの力では解決できない面も多々あるかと、こんなふうにも考えているところでもありますけれども、こうした前向きな取り組みについては、今後も継続をしていきたいと、このように思っているところであります。

その中でも結婚については、新しい施策として具体的なものは今持ちあわせておりませんが、行政がやるという以上に、民間の方で、こうした結婚相談所というようなことも、これは考えの中の1つであろうかと、こんなふうにも思っておりますし、福祉という観点においては、担当課に対して、子育て支援も含めて提案を求めているところでもありますので、それが具体化してくれば、またお知らせをしていきたいと、このように思っております。

次に、定住のための雇用の場の創造のために、雇用や起業をする場合の支援についてのお尋ねでございます。

先般、長野県から大町公共職業安定所管内が、地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域に該当することとなった旨の連絡をいただきました。長野県では地域指定を受けるため、長野県大町地域雇用開発計画を策定し、国に提出をしたところであります。提出した計画が厚生労働大臣の同意を得た場合、早ければ、この4月から国の支援が行われることとなります。国の支援は事業主に対する助成で、事業所の設置、整備に伴う地域求職者を雇用した場合、雇用人数の下限等の基準がありますが、1年当たり40万円から900万円の助成が行われるものであります。計画期間が3年以内と短いものの、景気が低迷する現代、新たな雇用や起業を促すための有益な支援と考えているところであります。

なお、計画終了後における白馬村単独事業による支援につきましては、村の財政状況が厳しいこ

とから、現時点では考えておりません。

次に、農業関係では、新規就農者に対して平成24年度から国の新しい施策として、青年就農給付金制度により、みずから独立して農業を開始する場合は、年間150万円を最長5年間受給でき、農業技術の研修を受ける場合は、年間150万円を最長2年間受給できます。また農の雇用事業により農業法人等への就職をする場合は、年間最大120万円を最長2年間受給できる内容のものであります。村でもこの制度の実施に向け、地域農業マスタープランを平成24年度中に策定するよう進めてまいりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思ひます。

つけ加えまして、先ほどの質問にありましたように農業制度が変わったことを申し上げましたが、それと同時に、今、村、私自身もこの人口流出の一番の原因は、やはり観光産業が非常に低迷していることから流出しているというのが、一番の理由だと思っております。そうした流出をされる方は、若い世代のご夫婦の方、お子さんも当然おいでになりますけれども、何とか、そういう人を引きとめるためにも、この新たな農業施策、あるいは本当に雇用人数が少なくとも1つの起業を目指すというような人があれば、私は積極的にそれを応援していきたいと、こんなふうに思っておりますし、まだ非公式ですけども、それぞれ個人に、その気持ちのある方に声かけをしたり、それから農業委員会を通しながら、そうした雇用の創出につながる企業を求めていきたいという話もしながら、今、一歩多少踏み出した、踏み出せる状況にあるかなと、こんなふうに思っているところでありますので、また手法等について、また新たな提言等も、ぜひあればお聞かせいただければと、こんなふうに思っておりますし、村としては何としても前向きに考えたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 例えば子育て等々に関してはですね、行動計画等々もあつたりですね、村の施策の中で、非常に例えば医療費でありますとか、そういった健診の部分、妊婦健診等々も含めてですけども、あるいは予防接種等々、そういったところも非常になかなか充実してきて、このごろはうれしいなあと非常に思っているところでありますし、ぜひそのところに上乘せして、足りないところがあれば検証していただいて、足してやっていただけたらと思っております。

それにつきましては、子育てに関する相談窓口ということなんですけれども、ホームページなどを見ますと、住民福祉課にどうぞ、あるいは子育て支援ルームにどうぞ、あるいは教育に関しては、教育課の方にどうぞというような形になっているんですけども、特に小さいお子さんなんかをお持ちのお母さんの場合は、改めてそこに行くというよりも、どこか1つの相談窓口に行って、制度的なことも、自分の悩みも、あるいは自分のこれからの仕事のこととかって、こういういろんなことを、できれば一括でお話ができるような、あるいはそういう情報が一括でもら

えるような、そういうところがあると非常に心強いところでもあると思いますし、お母さん方の情報の交換の場というところも、もしかして、そこにあるといいのではないかなあとと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細かい部分については、担当課長にも答弁をさせますけれども、私自身も考えているのは、できることなら窓口は1本ならばいいと思いますけれども、抱えている問題をそれぞれ私なりに分析をしますと、一括して受けるには、それなりきのマンパワーを備えなければいけないということもあろうかと思えます。そうしたことから、今できる点と言えば、今、療育の面で5歳児に対しては学校との連携を密に保てて、その子どもためにという制度を、これから導入をすることとしておりますし、それでお母さん方が、非常に何というか核家族化した中で、子どもの教育になれないお母さん方が非常に多くなってきているというふうにお聞きをしております。そういうお母さん方、自分なりに一生懸命子育てをしておりますけれども、今までの経験がないところからストレスがたまって、いろいろ問題を起こしている事例も多いことは、篠崎議員十分ご承知のことだと思いますが、多少なりとも、そういうことが解消できるように、未満児保育の中で親御さんたちが話し合いができる、そういう場を設けたりというようなことで、今対応をしているところでありますので、さらにこれを充実するようなこと、さらには窓口が一本化できるものなのかどうか、再度また担当課の方とは、そしてまた出先の保育所等とも意見交換をしてみたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 村長がお答えしたとおりで、私の方からは特にございません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 子育て支援ルームなども非常に定着してきまして、非常によいことだなと思っておりますし、例えば、そこに私の思うには、マンパワーというところであれば、専門が違いますので、ただそこへ行って例えば制度的なことが聞きたいとかいったときに、そういった紹介するようなトータル的な資料みたいなものがあるだけでも、ああ、ちょっと違うかなと私は思っています。それで、こういうことが、こういうのがあるし、村ではこういうこともやっているし、ちょっと住民福祉課に行ってみとか、ちょっと社協行ってみとかって、例えばファミリーサポートなんかもそうですけれども、そういったときに、どこへ行って、どのサービスを得られるのかというところがちょっとあると、資料があるだけでも大分違うのかなと私は思っております。そんなところから始めていただけたらいいかなあと思っております。

次に、結婚に関して今お話がありましたけれども、これこそ民間の力をお借りしたらどうかなと私は思います。民間事業者の中で、いろんなそういう出会いの場をつくるイベントですとか、ツアーですとか、いろんなところが、例えば近隣で言えば、松本等々でもすごく盛んですし、ほ

かの自治体なんかを見ると、自治体そのものではやっていませんけれども、こういったものがありますよと、例えばちょっと背景はわかりませんが、その事業に対して、幾らか助成金が出ているのか、その辺はちょっとわかりませんが、そういったご案内も幾つかあるというところもありますので、そこそ民間パワーを活用されて、ネットワークをつくっていかれたらどうかなど、それは提言としてお話し申し上げます。

次に、定住化についての今お話をたくさんいただきました。それでぜひ、そのハローワークの方の国の支援というのが受けられたりするといいと思いますし、人・農地プランのところの成年の就農の部分ですとか、そういったところを活用していただける方が、いっぱいいるといいなと思いますけれども、村としてこの定住と雇用を合わせた対策として、例えば土地でありますとか、空き家、家でありますとか、仕事とか、子育てはこうですよとか、そういう総合的な情報発信をする窓口っていうものが、1つあってもいいのではないかなと思うんですね。それは、常に人がそこにいなければいけないというものではなくても、インターネットでも十分に、今は若い方はもうネットで情報をどんどん得る時代ですので、1つそこにトータル的な住むところ、暮らすところ、子育て、仕事とか、こういったものがトータル的な窓口案内としてあると、非常にいいのではないかなと思いますし、外の方にアピールするという意味でもいいのではないかなと思います。

例えば、ほかの自治体の例ばかりで申しわけないんですが、若い方が定住していただくために、雇用もそうなんですが、例えば住宅を新築する場合に年齢制限、例えば40歳以下の方で、ここに10年間住んでとかっていう条件があるにしても、そこに補助金を出している自治体もあつたりとかですね、あるいは自分が持ち家を新しくしたときとか、あるいは取得したとき等々に関しても、その固定資産税の一部に関して、条件つきではありますが、助成をしているというような自治体もありますので、やり方としては、魅力の発信としては幾らでもあるのかなと、ちょっと思いました。

ハローワークの話が今出ましたけれども、ハローワークの求人情報なんですが、あれはハローワークのインターネットサービスのところが、村の中では情報発信になっているんですが、実はそこへ行くと、さまざまところを経て自分たちが、例えば大町のハローワークの管轄で、私たちは大町のハローワークと管轄わかっているんですが、外から来る方は、白馬がどこの管轄かわからないということもありますので、すぐそこに入っていられるような、情報がすぐ載っているようなところとあわせて、インターネットなんかに出したりするというのも、これは1つの有効策ではないかなと思います。そうすると、外から来る方ばかりでなく、村の中で職業を求めている方、例えばお母さん方もそうですが、ちょっと子どもさんが落ちついたので、ちょっと働きたいとかっていったときに、すぐ情報が見れる。そうするとここに、村の中ですぐ雇用に結びつくような自分としての行動ができるということが、ストップなしでできるということは、

非常に大事なことだと思います。

1つ、これはちょっとお考えを伺いたいんですが、村として、例えばその起業に対してというときに、起業する方に、例えば地産地消のことに關してやるんだとか、あるいは村の中の、さっきもありましたが、福祉的なことをやるんだとか、地域づくり的なことをやるんだとか、そういった方たちに対して、条件をつけるという形になりますけれども、特にその辺をバックアップして、起業に対してのバックアップをするということに關してはどうでしょうか。そういったことのお考えというものはどうでしょうか。

あと、先ほども言った定住という部分で、一貫性のある窓口を村の中に置くという、情報発信をするという、その2点についてどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 1つ目の、定住を促進するための起業家の誘致、育成ということについては、考え方としては福祉の面でもおっしゃられたとおりに、いろんな場面があろうかと思いますが、私は当面、観光で生きる村として、もう今は間違いなく、この食と農と、もう観光から切っても切れないような状況にあるし、それを求めてくるお客さんが、今の観光客の流れだと。ちょっと言い方は大げさな言い方かもしれませんが、そうした実情がある中で、私は何とか、観光と連携できる食、地産地消、特産品、そういうところへの起業をする方が出てくれないものかと、こういう思いの方が強かったのが事実であります。

ですが、今ご指摘のように、ここで、ここに住んでいる方々が新たな仕事につきたい、起業をしたいというような人については、それぞれ定めるところによって、やっぱり実行をしていくということになろうかと思えます。まだ具体的に細部には詰めてありませんけれども、今、そういう方向に向けて考えていきたいという、一步を踏み出したところでもありますので、これから充実できるように努めては行きたいと思えます。以上です。

それと、情報の件でありますけれども、今、村のホームページの中へ、1つのコンテンツとして、そういうことを専門的に外に向けて発信できる方法があるのではないかというお話をお聞きしましたので、それはまた、ひとつ大いに参考になろうかと思えますけれども、私も専門家ではありませんのでわかりませんが、その職業紹介をするというような、そういうところまで立ち入ったの仕事というのは、我々ができる範囲をちょっと超えているんじゃないかと、こんな思いもしておりますが、ただ、私も非公式ではありますけれども、非公式というか、自分の見解でありますけれども、今、青鬼地区なんかは伝統的建造物群で指定をされておりますけれども、住む方がおいでにならないというようなことから、本当に白馬のああいうところで住んで、農業を営むというような人がいて、なおかつ本当に信頼できる人たちがいれば、地域の活性化として、そういう1つの選択方法もあるのではないかと、そんな思いもしておりますし、ただ、外へ向けての優遇政策だけを打ち出しますと、当然、今度この村内に住んでおられる方からいただく税金を

使うことになりますと、ある程度やはり限度も保たなければいけないというような、いろいろな問題が錯綜してこようかと思っておりますので、そういうところへも配慮した考え方をしていかなければいけないと、こんなふうにも思っておりますので、今、具体的に我々も外へは発信しておりませんので、ぜひこういったことを進めるに当たって、ご提案をいただければと、こんなふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 誤解のないようにと思っておりますが、ハローワークの件は、あくまでも情報をそこに、職業紹介という意味ではありませんので、情報を出すという意味でございますので、今、お伺いしましたように、さまざまな考え方から、こういったことは複合的にやっていかないと、人の一生にかかわることでもありますので、さまざまな視点もありますし、さまざまな角度からの検証も必要ですので、ぜひ今後続けて、新たにそういったところも重点的にやっていっていただけたらと思っております。

それでは、時間がありませんが、最後の質問に入りたいと思っております。

雇用創出関係基金の活用状況について、最後にお伺いしたいと思います。

当村におきましても、県の雇用創出関係基金、ふるさと雇用再生特別基金等を活用して、人材の確保をしてきたという経緯がございますけれども、この2月ですね、ほかの自治体で規定にのっとらない活用事例というものが報告されました。そこで当村の状況、以下をお伺いしたいと思います。

基金が創出されました20年度以降ということでしょうかね、20年度以降ですが、当該基金の活用事例というものはどれぐらいあるのか、年度、活用事業件数、金額等々をお伺いしたいと思います。

また、活用にあたって規定されている公に募集する部分というのは、どのように行われていたものかをお伺いいたします。

そして、また県への報告状況というものを伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員最後のご質問であります、雇用創出関係基金の活用についてのお尋ねであります。お答えをさせていただきます。

先月16日に、南信地域の自治体の雇用創出関係基金事業にかかわる補助金の不適正受給が、新聞紙上で大きく取り上げられた件に関して、白馬村の同事業の実績等についてお尋ねをいただいたものと思っておりますが、従前から予算説明、決算説明で説明申し上げているとおり、村も平成21年度から同事業を活用し、補助金を受給しております。

活用事例は、まだ実績報告前の23年度を含め3年間で、延べ14事例、補助金は6,460

万2,000円となっております。

主な内容を申し上げますと、同事業で村が実施したのは、緊急雇用創出基金事業とふるさと雇用再生特別事業で、前者は21年度以降、村直接事業で子育て緊急雇用事業として臨時保育士、給食調理員や養護学校スクールバスの介助員の雇用に、教育文化緊急雇用事業として小中学校講師の雇用に、地上デジタル移行緊急雇用事業として事務臨時職員の雇用などに活用し、補助金額は21年度、22年度、各1,300万、23年度は見込みですが1,200万円となっております。いずれの職種についても公募をしており、具体的にはハローワークを通じた求人、広報誌やホームページへの掲載による募集をしています。

また、委託事業では22年度に公有財産情報データベース化業務を、民間業者に委託をし、補助金額は973万円であります。受託業者に確認をしたところ、同業務に従事する者の求人はハローワークを通じて行っており、証拠書類の提出もされております。

ふるさと雇用再生特別事業は、村の観光振興発展に向けた、新しい観光戦略事業の展開を図ることとし、平成21年度以降3年間、白馬村観光局へ委託をし、実施しております。同事業を活用し、プロパー職員3名を雇用し、補助金額は3年間合計で1,500万円となっております。観光局でも、雇用に当たってはハローワークに求人を出しており、適正に公募をしております。

県では今回の不正受給発覚を受け、即日、県内全市町村に対し全事業の公募状況を調査することとし、村へも通知が参ったところですが、全事業につき、毎年提出している実績報告に基づき調査書類を作成し、公募で求人したことを証明する求人票の写しや、広報誌の写しを添えて、県に報告をしたところでございます。

雇用創出関係基金の活用については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁を含め1分少々です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 大変丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございました。この検証が非常に速やかに行われたということ、村民の一人として、高く評価したいと思いますし、これらのような、似たような補助金活用の場面が今後あると思いますけれども、ぜひ今後とも適切な運用方法にのっとり、効率的に活用していくことをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了しましたので、第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

次に、第11番太谷正治議員の一般質問を許します。第11番太谷正治議員。

第11番（太谷正治君） 11番太谷正治です。3問の質問をしたいと思います。

1番目に、観光全般についてですが、このような天気の良い日で、平日であります、ゲレンデは真っ白で、お客さんが見当たらないのが昨今でございます。これは、白馬だけではなく、

どこのスキー場でも見られる状況ですが、よかったのは高速道につながるスキー場では、かなりお客さんを取り込んでいる状況が見られます。これはお客さんにすれば便利であるということ、晴天率がいいこと等々で、やっぱりその状況がいいことが、お客さんの足を引っ張るような形になるんじゃないかなあと思っております。

ちょっと飛んで申しわけないですけども、いろいろちょっと気がついたところからしたものですから、あちこち飛びますので、ご理解をお願いいたします。

新民宿事業で、新しく参加した民宿はございますか。秋ごろ、いろんな事業の説明会、民宿についての説明会等々ありましたが、その効果はあったのかどうか、お聞かせください。

また、観光局が営業を委託している新田にあります庄屋丸八の営業の途中経過と言ったら何ですが、どのような状況にあるのか教えてほしいと思っております。いいのか、悪いのかちょっとわかりませんので、よろしくお聞きしたいと思っております。

山麓線は神城側は完成する運びとなってきましたが、平川を渡って、当初の計画だった岩岳までのルートを進めるつもりはあるのかどうか。計画があるのかどうかをお聞かせください。

4番目としまして、花三昧が10年目を迎えるわけでございますが、新しい節目の企画はあるのかどうか、また新たな企画はあるのか教えてもらいたい。

5番目としまして、インバウンド事業や旅行会社で行っているリフト券がありますが、日本人向けにはアルペンリゾート券、これは八方・岩岳・柵池スキー場で使える券や、白馬オールマウンテン券、これは白馬・小谷の10のスキー場で使用できるリフト券でございます、の5日券、6日券は販売されておられません。平日の活性化のためにも村が率先して、日本人向けと言ったらおかしいですけども、宿向け等々で当たってもらえないかどうかをお聞きします。

6番目としまして、観光局でイベントの計画を立てておりますが、例えば花三昧、雪祭り等々の決定は、間近でないとお聞かせしてもらえない状況でございます。対エージェント等々をお願いするには、これじゃあ遅いわけでございます。先ほど観光局の説明も、昨日行いましたけれども、終わった説明だけで、これからのという、これからまた計画を立てるといような形でございますけれども、もうエージェントは桜に向けて計画ができておまして、また夏の計画もできておまして、それに乗っけてもらうには、いかにも遅すぎりゃしないかなと思っておりますので、その辺の対応を、長であります村長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から、大きく3つのご質問をいただいております。

最初の、観光全般について、6項目にわたってのご質問にお答えをさせていただきます。

観光全般についてのご質問ですが、内容的には観光局での取り組みの事業でありますので、細部までは説明のできないところもあろうかと思っておりますが、よろしくお聞きをいたします。

最初に、新民宿事業で新しく参加した民宿はありますかとのお尋ねでございますが、新民宿事

業は観光局の第7期の事業として、2件の民宿をモデルとして取り組んでまいりました。第8期においては、この事業をまとめ、昨年12月に会員にお集まりをいただき、報告会を開催をいたしたところでございます。お集まりをいただいた人数は多くはございませんでした。その中で賛否両論があったところでございます。

ただ、現在の観光の流れとして、やはり白馬にはホテルもあり、ペンションもあり、民宿もありという施設が、それぞれが充実することが、やはり通年観光を目指す村の基盤としては必要なことだと、このように考えております。ただ、新民宿という表現がよかったかどうか、お隣の村では農家民宿というようなことで、予約も、もう既に入ってきているようなお話も聞きます。

そういった点から、新民宿にこだわることなく、やはり新しい民宿タイプの受け入れというものにも、やはり心配りをしていかなければいけないのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。本年度、具体的な取り組みをする計画とはしておりませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、観光局が営業を委託している庄屋丸八の営業の途中経過についてのお尋ねであります。

村では白馬村観光局を歴史的民家、庄屋丸八の指定管理者としておりますが、観光局では株式会社王滝と契約をして運営をしておりましたが、昨年11月30日で3年間の契約が満了したため、12月から平成25年3月31日までの1年4カ月の延長の契約を、株式会社王滝としたところであり、村にも報告がされているところであります。

この件は、議会の全員協議会でも説明をさせていただいたところでございます。営業の途中経過はいかがかのご質問ですが、具体的な人数は差し控えますが、12月から2月までの3カ月間を昨年同期と比べますと、2倍強という状況になっていることをお伝えをさせていただきます。

次に、山麓線についてでございますが、ご質問の神城山麓線を延長して、神城地区と北城地区を道路でつなげるには、数々の難しい問題がございます。まず、平川にかける橋梁についてですが、護岸上部から橋梁路面まで3メートルほど高くなるため、両側が高い盛土となってしまいます。オリンピック大橋をイメージしていただければおわかりをいただけたと思いますけれども、かけるところよっての違いはございますけれども、右岸は47スキー場の駐車場を分断をし、左岸は、みそら野地区の土地が多く必要となるというような現況でございます。ジャンプ台線に接続することを想定をいただきますと、かなりの別荘や営業施設の移転が必要となってまいります。また、別荘地が道路で分断されることが理解していただけるかどうかという問題もございません。加えて莫大な事業費も必要となってまいります。このような理由から当面、実行に移す計画は難しいと、このようにとらえているところでございます。

次に、花三昧が10年目を迎えるが、新たな企画があるかのお尋ねでございますが、これは白馬村に花でお客様を迎えることをコンセプトに始まった白馬Alps花三昧は、太谷議員が言われましたとおり、今年で10年目を迎えております。観光局では今年もこのイベントを継続す

る方針のもとに、現在、事務局レベルでは主要会場関係者や交通関係者、さらには白馬村にとどまらず小谷村とも連携し、今年の白馬A1ps花三昧の企画会議を開催をしているところであり、そして2次交通としても利用しているバス運行の充実を考えているところがございます。

白馬村としましては、10年目を記念とした1回限りのイベントというよりも、花三昧会場のみならず、白馬村全体が花でお客様をお迎えするために、観光事業者はもとより村民が花でしつらえる取り組みが最も重要だと考えておりますので、花の里づくり推進協議会とも連携して、お客様を迎える観光地としての整備に関する施策を一層推し進め、次の10年につなげてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド事業者や旅行会社で行っているリフト券がありますが、日本人向けは八方、岩岳、栂池スキー場で使えるアルペンリゾート券や、白馬オールマウンテン券、白馬・小谷10のスキー場で使用できる券でございます。5日券、6日券は発売をされております。平日の活性化のためにも、村が率先してこの券の発券に努力をしてもらえないかというお尋ねでございますが、アルペンリゾート券は3カ所のスキー場共通券ですので、私からは白馬村全スキー場に関係するオールマウンテン券についてお答えをさせていただきます。

スキー場のリフト券共通化につきましては、スキー客が年々減少する中であって、索道事業者で前向きに取り組んでいただき、現在は小谷村のスキー場を含めた白馬・小谷両村のスキー場共通の2日券から7日券がございます。このうち4日券から7日券をインバウンド用としてつくっていただきました。太谷議員からは、スキー場共通の5日券、6日券が直接お客様や宿泊施設が購入できる仕組みについて、村が率先して当たってほしいとの要望に関するご質問をいただきましたけれども、議員が言われるように、白馬・小谷地域のスキー場のリフト共通券が買い求めやすくなることは、利用者側にとってもありがたいことであることには間違いがございません。しかしながら、その一方で索道事業者としてのお考えもあろうかと思えます。こうした要望があることは白馬村索道事業者協議会にもしっかりとお伝えをして、検討していただくようお願いをし、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、最後の観光局で行うイベントの計画などの決定は1年ぐらいの期間がないと、エージェントの旅行案内に載せてもらえないので、早めの決定と通知をお願いをしたいというご質問であります。旅行会社のツアーが最高のおおむね半年前までにつくられ、販売される仕組みに沿って、イベントや詳細の情報提供をしていかなければならないことは、太谷議員が言われるとおりでございます。村や観光局では、単年度ごとに予算編成を行うなど、事業計画と執行予算の承認を必要とする組織としてのルールもあり、後手に回ることがあることもありますが、先々を見据えて企画を進め、あわせて実行予算の目途を立て、組織決定しながら、旅行会社に提案できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

長野県では、旅行商品商談会を4月中旬に東京、金沢、富山で開催をいたしますので、観光局

でも参加するように考えております。

また観光局では、ウインターシーズンに向けて旅行会社との商談会も計画する予定となっておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ただいまは、いろいろな質問にお答えをいただきました。お答えは結構なんですけれど、新民宿事業につきましては、民宿自体が家族経営ということで増えてこないんじゃないかなあと、跡継ぎがないんじゃないかなと私が勝手に想像をしました。ですから、村長はいろんな客層、いろんな宿泊の形態があるからという答弁でございましたけれども、新民宿自体が、ちょっと無理があるんじゃないかなあと私は思っております。

次の、丸八でございますが、2倍強の売り上げが人数があったということで、これはたびたび入っている事業者が、新聞広告でいろいろな宣伝をしております。そういった意味で、そういう効果があらわれているのかなあと思っております。

山麓線につきましては、全く村長やる気がないというふうに私は受けとめをしてきました。橋の両側が高くなって、別荘、ペンション、移動がしてもらわなくちゃいけない。費用がかかる。私はそんなことを聞いているわけじゃございません。やる気があるかどうか、今の道を少しだんだん広げていけば、お願いしていければ、やる気さえあればできることではないかと私は思っております。

それから、次の花三昧ですが、県では各市町村の花三昧という形でパンフレットをつくっております。そういう意味では、白馬は主導になったのかなあとという意味で、非常にうれしく思いました、私それを見たときに、でもやっぱり次の企画、新鮮な企画というのがないと、みんないいと思えば始まりますので、そういった意味では白馬は観光で生きているところですから、指導をどんどん進めていただきたいなあという意味でございます。

それから、リフト券ですが、我々議員の中でも、こういった券があるよというのは知らない方が大分いるんじゃないかなと思って、こんなような話をさせてもらいました。確かに平日がひどい状況でございます。土曜日1泊でお客さんは帰っちゃいます。そんなことで、こういう券があるのでぜひ利用できればなあ、私の思いもありますし、宿屋全体の思いもありますので、そういった意味で、村が指導をとっていただければありがたいかなあと思っておりますので、今後を期待したいと思います。

イベントの件ですが、私、聞いていて、こんなこと言っちゃいけないんでしょうが、ちょっと組織が大きくなっているんじゃないかなあと、もっと先行して、観光を担っている観光局、村の観光課自体がどんどん先を進んでもらわないと、我々にこんなことを言わせるようではいけないんじゃないかなあと思っております。

今までの質問の中で、ちょっと言わせてもらいました。そのまた中で、この質問についてはお答えをいただきたいと思いますが、冬季のインバウンド事業で白馬に来る交通のアクセスが大変重要であり、利便性がないとお客さんが来てもらえません。例えば北海道では大型飛行機が着陸できます。東北地方では新幹線に乗れば簡単に行かれます。上越地方もしかりでございます。そういった競争の中で、非常に交通の便が悪いところというのが、こちらの大北地方になりはしないかなと思っております。

先ほども申し上げましたけれど、バス会社と共業で輸送面でひとつ先手を取り、お客さんの移動を利便性を図るために、村の皆さんが指導をよろしくお願いできないかなあと、とってもらえないかなと思っております。個人で始めている方、また幾つかのホテルでやっている方等々、3社くらいで3台くらいのバスを動かしていると思いますけれども、そういうのをまとめてもらった中で、白馬へ行くのには成田へおりたら、こういうバスがあるんだよといったことで指導をとってもらえれば、バス会社にメリットさえあればできるのではないかなあと考えております。現在でも東京行きのバス、各地へ行くバスが動いておりますが、やっぱり便利、お客さんさえ乗っていただければ動くのではないかなと思っておりますので、そういった意味での村長の指導をお願いしたいわけでございます。

また、夏でも冬でもだんだん長期の滞在者が増えてきております。合宿も十分見込みがありますが、白馬の中での観光というのは、長期になればなるほど、ちょっと無理があるんじゃないかなと思っております。雨であったり悪天候であったり、そういった日などは、ちょっとどこかへ遊びに行きたいなという意味での案内、交通の利便性というのは必要ではないかなあと考えております。

民間ではスノーモンキーと善光寺を兼ねまして、1人1万円でバスを運行しております。スノーモービルがつくと2万円になります。これはないんですけれども、松本城が見たいということで時々行かれますけれど、余りにも白馬松本間の交通の利便性がないので、そういった意味でもいろんな意味のご努力をお願いできればなあと考えております。

この2点について、追加ですみませんがお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

新民宿事業について、太谷議員の方から大して効果がないのではないかと、こういうふうに言われましたけれども、先ほど最初のお答えで、たしかしたとは思いますが、私は白馬には多様な受け入れ施設があつていいと思っておりますし、それがお互いに相乗効果を出すことにつながっていくだろうと、こういうふうにも思っております。私はそこで一番大事なことは、人のところの施設云々よりも、やはり今のお客さんのニーズに合わせた商品提供をしていくというのは、ホテルであっても、ペンションであっても、民宿であっても、それぞれに応じたお客さんが満足

するサービスを提供することが、一番何より大事なことだと、このように思っております。

そうしたことから、こういうお宿のことまで果たして我々が観光局として踏み込むことがいいかどうかという問題は、この新民宿について、いろいろご批判をいただいたところでもありますので、もっと検討の余地はあろうかと思いますが、モデルになっているお宿さんにおいては、本年度も、もう百数十%という伸びをしているということも、ぜひご覧になっていただきたいと、このように思っております。

それから、庄屋丸八の営業については、今、申し上げたとおり、今のところ順調にいったいるということでもありますので、結構なことだと思いますけれども、私が強く要望していることは、建てた趣旨、保存をするための趣旨について、ぜひ理解をして、その趣旨を曲げないようにということをお願いはしてございます。業者の方もその辺は理解をしてくれているものと、このようにとらえております。

山麓線につきましては、村長全くやる気がないというようにおっしゃられましたけれども、多額な投資を必要とするには、財源確保をどうするか、全体には村の予算を計画的に、まさにそれこそ財政状況も把握しながら、かつ有効に財源を活用し、地元の要望にこたえていくという中で、この道路は将来に向かっては必要な道路だと、このように思っております。将来と例えば10年先か20年先かという話になりますけれども、長として、私は財政的に支障がないような状況が作り出されるならば、大型事業として計画をすることも可能であろうと、このように思っているところでございます。何よりも増して、この道路の必要性、地元の皆さん、関連する皆さん方の強い要望も上げていただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

それから、花三昧の企画については、今までのままで続けていけばいいというものではなくて、次の企画については、観光局が指導してというご指摘をいただきました。まさに言われるとおりでありますので、この花三昧をさらに充実していくためには、そこにまた新たな付加価値を高める企画をつけていくことが大事だと思っておりますので、十分その辺のところは承知をしながら進めていきたいと思っております。

リフト券の周知については、先ほど申し上げましたけれども、索道事業者さんの営業方針等にも大きくかかわることですので、その券があるという情報の発信については、局も一緒になりながら、その情報を出していきたいと、このように思っております。

それから、冬季のインバウンド事業につきまして、白馬へ来るには利便性がよくないというお話をお聞きをいたしましたけれども、これは飛行場の関係もあり、何ともいたし方ないところがありますけれども、それがなくても、一般の海外のお客さんにお聞きをいたしますと、成田から移動して東京、そして東京から新幹線で長野と、非常に乗り物は快適でぐあいがいいと。ただあえて言うならば東京駅の中の移動、これがもうちょっと簡単にならないものかということと、1つの選択肢としては、成田へ着いたら白馬へ直行バスがあるというような環境づくりができない

かというのも、海外の皆さんの要望の1つとしてお聞きをいたしております。そういう意味では、ホテル関係の皆さんが連携をして、今、名古屋から直行バスを運行しているようにお聞きをいたしました。今後これが観光局、村が全面的に表に立って指導できるかどうかという点については、いろいろ課題もあろうかと思えますけれども、それが観光振興になり、またお宿の皆さん方の役に立つとするようなことになれば、この資金負担は別の問題として、こういう選択肢もあり得るというふうに思いますので、また、その実績等についてもお聞きをしてみたいと、このように思っております。

それから、長期滞在をするには、この白馬の地は無理があるのではないかと、こういうふうにおっしゃられておりますけれども、私どもはやはり特にインバウンド事業については、実績として、長期滞在をされているのが実績としてあるわけでありまして。まだこの上に、さらに付加価値の高めることのできる商品を作成をして、いかに安定的に長期滞在をしていただけるか、山岳リゾート地としての構築をいかにしていくか、これはもう大きな課題だと思っておりますし、そのために何をするか。

1つの例で申し上げますと、私は白馬には美術館もございます。そして木彫をされている方も大勢います。そういうことから考えて、何とかこの日本文化、伝統文化を知っていただく、そうした商品作成は間違いなくできると、何とかそういうところを充実したいもんだという思いをしていたところ、最近、八方のある方から、海外のお客さんを連れて美術館、木彫の展示場を回ったら、本当に日本文化のすばらしさにびっくりしていたと、村長、これは考えようによっては、長期滞在をするには、やっぱりこういう商材を新たにつくっていかなくちゃいけないぞと、こんなことをお聞きもいたし、力づけられたところでありますので、関係の皆さんとも、やっぱり長期滞在をするに、大きな1つの商材として検討をしていくよう、関係の皆さんと今後話をしていきたいと、そんなふうにお思っております。

松本までの距離が長いことをおっしゃられておりますけれども、このスノーモンキー、それから小布施、須坂市の方までも、冬もそうではありますが、グリーンシーズン期には民間のエージェントが企画をしながら、白馬から大勢のお客さんが行っていることを考えれば、決して悲観することなくて、前向きに取り組みたいと思えますけれども、ただ一言申し上げたいのは、観光事業は観光局、行政だけが動けばできるものではなくて、やはりその恩恵をこうむる、また自分たちがなりわいとする、それぞれのお宿の皆さん、地域の皆さん方が行政、観光局といかに協働して、この観光地づくりを進めていくかと、これが一番の課題であろうかと思っております。

議員には、お宿もやられ、その辺のところは十分おわかりだと思いますので、ぜひまた我々も先頭に立って頑張りますけれども、そうした議員の立場も、外に大きく声として出していただき、連携した協働による観光リゾート地ができるようにご協力いただければと、このようにお願いをし、再質問のお答えとさせていただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ありがとうございます。観光につきましては、まだまだ幾らでも課題があるわけですので、これでとんざしたということではございません。まだまだ先があるわけですので。ひとつ私どもも頑張りますので、村長のさらなる努力をお願いしたいところでございます。

次の問題に入らせていただきます。白馬クロスカントリー競技場の改修事業について。

2月7日の新聞で、白馬スノーハープに全天候型競技場構想の発表があり、事業費5億円という内容で掲載がありましたが、村民から、この計画は決定したのかと問い合わせがありました。村民運動会が雨となれば、会場は使用できず、移動して行っている状態の場所でございます。さらに場内の高低差が1メートル60センチあり、排水の悪さから異臭がすることもあります。

排水事業と高低差フラット化工事等で5,235万となっておりますが、果たしてこれで万全な状況になるのか不安でございます。サッカーコートが1面減という計画ですが、サッカー人口の方は安定し、これからも増える状況にあるかと思えます。今、どこかに減った分のコートをつくる計画はあるのか、お伺いします。

3番目としまして、陸上競技場を使用する人口の今後の予定や計画は、どのように予想されますか、教えてもらいたいと思えます。

4としまして、現在、合宿の多い菅平や妙高の標高は、競技者の心肺を強化するのに適しております。白馬の場合は750メートル前後でございます。競技者に合宿してもらおうメリットというものはあるのかどうか、お伺いします。この計画については、今回はもう少し計画を練り直すということですが、新聞で出ましたので、こういった質問をさせていただきます。そのことをご理解してください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員、2つ目のご質問であるクロスカントリー競技場の改修事業について、このうちの4つある項目をいただいておりますけれども、順次お答えをさせていただきます。

太谷議員から今ご説明ありました、新聞に出たことを受けてお尋ねをしておられること、重々承知しておりますし、あの報道については全員協議会で皆様にお話ししたことが、ああいう記事になって出たということ、ぜひ私の方からもご理解をいただきたいと思っております。

そうした状況の中で、太谷議員から排水事業とその高低差を改善するフラット工事5,230万円となっているが、これで万全な状態になるのかというご質問でございます。クロスカントリー競技場建設当時、自然保護を主眼とした整備で、観客席及びコースは表土復元を行っており、その表土からのにおいとメイン会場も雨天が続くと排水条件は芳しくないため、土壌から異臭が発生することもあり、利用者に大変ご迷惑をおかけをしているのが現状でございます。

太谷議員ご質問の金額は、2年前に白馬クロスカントリー競技場利活用検討委員会での検討資

料でございまして、専門家によれば、メイン会場の排水工事はかなりしっかりと施工されているというふうにお聞きをしておりますが、長年の使用によって地表面の一部の砕石層が固まり、水を通していないとの、こうした見解もありますので、今後調査、研究をする中で、しっかりとした工事費をお示しをしていきたいと考えております。

それから、2つ目のサッカーコート1面減った分のコートをどこかにつくるのかというご質問であります。現在、グリーンシーズンにおいて、スノーハープのメイン会場の利用は、芝生の養生のためにサッカーは試合のみに使用制限をしている中で、1シーズン25日、延べ5,000人ほどの利用者にご利用をいただいているところであります。この利用者数は、民間がサッカー大会の誘致を進めてきた努力の結果であり、サッカーによる誘客も大変重要でありますけれども、スノーハープの芝生広場は、サッカー専用のコートとしてつくられたものではないとお聞きをしており、サッカー、ランニングコース、夏の距離スキー練習コースとして、多目的に使用ができる広場として、当面は継続して使用することができるようにと考えているところでございます。

それから3つ目の、陸上競技場を使用する人口の今後の予定や計画はというご質問でありますけれども、マラソンブーム、大都市においては東京マラソン、大阪マラソン、神戸マラソンなどの大会を初めとして、地方においても健康重視によるランニングなどのイベントや競技会も開催をされており、大変人気も出ており、今後も続いていくものと予想がされるところであります。

近年、合宿地として長野県が標高や気候の関係で注目をされ、信濃町や菅平などにおいては、陸上競技者やランニングトラックを整備して、多くのランニング合宿を誘致をしております。合宿においては、1カ所の滞在期間が10日間ほどで、数カ所の合宿地が必要であることも理想とされておりますので、県内の合宿地と受け入れ時期をずらすことにより、本村への誘客を図ることも十分可能であろうかと考えております。

また、合宿のみならず、増え続ける都会のランニング愛好家も、すばらしい景観の中でランニングを楽しんでいただけるよう、誘客を図ってまいりたいと、このように考えております。

どのスポーツも走ることが基本であり、トレーニング環境を整備することが、スポーツ観光の推進につながるものと思っております。現在、スポーツ観光については、スポーツ観光推進会議を中心として検討しているところでございます。もちろん施設をつくれれば、黙っていてもお客さんは来てくれるという時代でないことだけは、我々も肝に銘じておるところであり、今後、誘客に向けては、それぞれの関係の皆様とも連携をしながら取り組みを進めていくことは、これひとつ陸上競技に限ったことではないと、このように思っているところでございます。

それから、4つ目の菅平や妙高の標高は、競技者の心肺強化をするのに適していますが、白馬は750メートル前後だけれども、競技者に合宿してもらったメリットはあるのかというご質問でございまして。太谷議員議員が言われるとおり、菅平は標高1,253メートルから1,500

メートル、妙高高原は標高1,300メートルで、高地トレーニングに適していると言われております。しかし、信濃町は本村とほぼ同じ700メートル前後であるにもかかわらず、NPO信濃町スポーツサービスという法人が関係しているだけで、9,000泊の需要があり、大学陸上部だけでも10校が訪れているそうであります。合宿を行うランナーは、トレーニングの効果を上げるため、会場へ移動しトレーニングを行っているところであります。そうしたことから、今、申し上げた妙高、信濃町等も十分連携がとれるものだというふうに考えているところでございます。

そうした中で、北アルプスのこの景観の、すばらしい景観の中でのトレーニング、メイン会場を中心とした5キロのクロスカントリーコースの活用もできる白馬村は、選手にとって、ほかの会場にはない違った練習環境を与えることになり、自然環境のよさ、宿泊施設の充実、源泉の多い温泉施設等、他の地域にはない特性を持っていると、ランニングの専門家たちからも、非常に適地であるというふうに言われているところであります。

また、スノーハープだけではなく、村内の道路を使用してのコースや、昨年、八方観光協会を中心に始まったマウンテントレイルランのコースを利用したトレーニングも、また大きな魅力の1つとなっておりますし、多種多様な企画をするにも、あのスノーハープの場所は、そのメイン会場となり得る地域だと、このように理解をしているところであります。

いずれにいたしましても、この観光に携わること、前にも申し上げましたように、とにかく官民一体となつての取り組みが何よりも大事であることを申し上げて、クロスカントリー競技場の改修事業については答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ちょっと時間が少なくなってきましたので、村長は十分できる場所だというふうにおっしゃっておられましたけれど、私はできない場所であるからこそ、こういったちょっと質問をしているわけでございまして、丸っきり反対のことになってしまうんですけど、あの場所で、じゃあ辺地債が使えるから十分大丈夫だという見解のようでございますけれども、私からすれば、辺地債でも一般財源を少しでも入ってくれば、我々とすれば、その計画は中止してもらいたいという立場の中でのお話になってしまうのかなあと思っております。

グラウンドであれば、どこでも、どんな農地等でも後継者がいなくなったり、離農する農家が大分増えておりますので、グラウンドをするための村での利便性、行政の指導さえあれば、幾らでも、どこでも民間と協力すればできるのではないかなあということもございまして、今回の計画も、やっぱり予算を調査をしっかりした中で、現状が十分わかった上での計画予算を上げてくるべきじゃないかなあと思っております。排水のための造成工事、競技場建設の詳しい、そういったことをすることが、まず前提になってくるのではないかなあと思います。

それから、陸上はこれからどんどん増えてくるんだという、村長のお話でございましたけれど

も、確かにジョギングで皇居の周りで、かなりの人数が走っております。健康のための志向ということで、そういう形では人口は増えてきておりますけれど、さて陸上競技となると、話はまた違ってくると思います。その辺のご理解をお願いしたいと思います。

北アルプスも見えない場所であり、標高もそんなに大してない、よそから来たときの、都会から来た人たちの白馬らしい環境という場所は、スノーハーブでなくても、他のよい場所が幾らでもあると思いますので、ここにこだわる必要はないと思います。冬のクロスカントリーをする場所、それから夏の蛍を見る場所で十分じゃないかなあと考えております。

こういった場所は、白馬でなければこういう施設はできないところがございますし、皆さんの理解がある中でこういったスノーハーブだと思っております。夏の蛍も内山の人たちが一生懸命やってもらっています。でも、安心できる事業ではないわけです。青木湖ではボートに浮かべてお客を乗せて、湖上での蛍見学をもう民間が動いてやっております。ですから、蛍をやる内山の人たちの思いもしっかり抱いた中で、専門のそういった事業にする場所ではないかと思えます。ここでどうしても固執して陸上競技というのは、私はちょっと理解できませんので、再度、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、辺地債があるから、あそこを改善するんだという表現は、私はしたつもりもありませんし、決してあそこへ手をつける動機が、辺地債があるからやるんだじゃなくて、あの場所はオリンピックをやった、数十億もかけた非常にこの村の財産として残された地域であるということ、そしてそれを後世につなげながら有効活用ができるなら、していくのが、それもまた村の使命だと、こういう考えが原点にはなっております。

陸上競技場と言われますけれども、結果としては、それがサッカーもでき、トラックが1つあるということで、利用が増えるということになれば、私は大いに結構なことだと、決してサッカーがだめで陸上競技がいいとか、その逆であるというようなことも、一切言っておりませんが、ただ本当にあそこのところ、今、一番問題になっている、何の競技をするにしても、あの排水の悪さ、そして悪臭、それから南北高低差、これが問題となっていることは事実であります。

ですから、そうしたことを改善することがも何に利用するにしても必要だということで、これについては議員ご指摘のように、もう一度精密なと申しますか、専門家の詳しい調査によって、その一番基本の排水、悪臭、高低差が十分改善されるかどうか、そこの調査を見て、次のステップに進むというのは、これはもう当然のことだというふうに考えております。

ただ、あえて申し上げさせていただければ、どこにでもできることはもう間違いありません。ただ、くどい話になりますけれども、スノーハーブに隣接するクロスカントリーの競技場として使えるあのコースの存在というものは、おいでになる大学、実業団の皆さんから大変、2つがこ

う隣接しているから価値があるということを言われていることもつけ加えさせていただきたいと、このように思っておりますし、今後、白馬村の将来の観光を考えたときには、それプラス、やはり健康というものは常について回りますし、そしてその健康のためのひとつスパの活用というようなことも、今後の観光の目玉になってくるのではないかと、こんなふうに思っております。

えらい悲観的にならずに、議会の皆様のご理解もいただきながら、調査等を十分した段階で、また皆さんと協議をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ただいま調査費を、これからおつけになると思いますが、この辺であきらめてもらえれば一番、私はうれしいなあと思っております。あの場所はスノーハープで冬のトレーニング等には適した場所だと思いますので、そういう状態で作った場所ですから、私は申し上げているので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。ごみ処理場の施設について、広域連合では新たに自治会などの地域単位で候補地を募り、関係3市町村、それぞれ地域振興を交え調整、11月をめどに絞り込むとしておりますが、今までの2カ所の候補地の反対で、住民、自治会は手を挙げることもできるのか、余りにも市村の関係者は地区に頼りすぎではないか、自分の近くではいやだ、でも必要な施設であるという認識はみんな持っております。非常に都合のよい考え方であります。行政とすれば、もっと広くわかりやすく、もっともっと理解をしていただくための環境をする努力が必要ではないでしょうか。

反対運動が激しくなってくると、地区とすれば、もう手を挙げられない。また対応できない、その反対者に対応できない事情もございます。それから、こういったことにつきましては、村長を初め行政、議会等々でやっぱりそういったものが必要なんだということで、賛同の意味で、だれかに、どこかに手を挙げてもらうという意味では、大変必要ではないかと思っております。

大町では、生ごみの堆肥処分場を八坂村、元の八坂地区に新設するというので、予算を1億円以下ということで表面化しております。白馬ではいかがでしょうか。持ち込みの多い白馬・小谷地区では、どうしても利便性がポイントとなると思いますが、村長のご見解をお聞かせください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。村長、時間が4分少々でありますので、お願いします。

村長（太田紘熙君） 太谷議員、最後のご質問であるごみ処理施設について答弁を申し上げます。

このご質問は、本日、最初の太田伸子議員のご質問とほぼ同じ内容かと存じますが、太谷議員におかれましても、このことについては大変真剣にご心配をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

今回、地区の手挙げ方式、立候補方式、あるいは地区単位の公募方式と、いろいろ言い方はありますが、とにかく過去2回の選定方法、すなわち行政が地図上で選び、地元の地区や自治会へ出向いて説明会を開き、お願いをするという方法ではなくて、地元理解の要素を何よりも重視し、可能性のある地区と地域の具体的に振興策などの話し合いも交えながら進めていくという方法で、平たく言えば、焼却施設を使って地域の課題を解決をしませんかということになるものであります。

全国的にも、こういった方法はとられているものであり、4月の区長会議においては、具体的にお願ひできるようにしていきたいと思っております。もちろんそれを受けて、各地区において真剣な議論をいただければ幸いですし、地区での検討には、求めに応じて説明に伺うことはもちろん、議論にも加わりたいと考えております。

飯森の発表から早5年、努力の空回りや広域で進めることの難しさも感じていますが、それを乗り越えて協力しながら、新年度においても先進施設の視察や講演会なども計画し、広報活動もしながら、できる限り迷惑施設というレッテルをはがしつつ、地区単位での候補地探しを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁を含めて2分です。質問はありませんか。太谷議員。

第11番（太谷正治君） ただいまありがとうございます。要は、みんなでもってつくるんだよと言ってはいるんですけど、さあ、これで反対の人たちが固まりになって来れば、今までの飯森しかり、三日町しかり、そういった状況になってしまうんじゃないかという意味で、私は申し上げたんで、どうしても必要な施設だと私は思ひますし、行政当局もそういうふうと思ひます。

そういった意味で、つくることの大事さというものを、もっともっとわかってもらう必要がありはしないかなあと思ひますので、答弁は結構でございますけれども、まだまだ迂曲していきと思ひますが、行政の長である村長に、強い指導力をお願ひするものであります。

以上で終わります。

議長（下川正剛君） 太谷議員の質問時間が終了をいたしました。第11番太谷正治議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番田中榮一です。今回は、質問事項2つ用意をいたしました。1つ目は、観光振興対策についてであります。2つ目としまして、防災対策についてであります。

初めに、観光振興対策でありますけれども、村長はこのほど「総合スポーツ合宿と癒しの聖地白馬」構想という案を議会に提案をし、明確に白馬村の観光のビジョンを掲げました。冬季観光客が減少している今、グリーンシーズンの宿泊につながる構想であり、多くの誘客実現に向けて一刻も早い対応を望むものであります。

1として、ハード面の整備、誘客活動のソフト面の整備など、スポーツ課、観光農政課、観光局、それぞれに関係する構想であり、主となる担当課はどこなのかを伺います。

2つ目として、場合によっては課の再編や庁内プロジェクトチームをつくるなどの体制づくりが必要かと思いますが、考えをお伺いをいたします。

3といたしまして、この構想実現には、当然村民との連携強化や積極的な情報公開により、協働で事業を推進していかなければならないと思いますが、考えをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光振興対策について、防災対策について、2項にわたってご質問をいただいております。

観光振興対策については3点にわたって質問を受けておりますが、相互に関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、冬季観光客が減少している今、グリーン期の誘客対策を庁内挙げて取り組みということであろうかと思えます。本定例会冒頭のあいさつで、今シーズン2月末の観光客の入り込み数を説明したところですが、前年対比92.2%の67万8,000人で、このまま推移すれば92万人を割り込む事態になりはしないかと、大変危惧をしているところであります。スキー市場の減少傾向が激化する中で、通年観光へシフトさせていくことは必然的なことであります。グリーンシーズンの観光を推進する上で、今まで以上の良質なサービスの提供と、あわせてソフト、ハード面の整備が急務であることは言うまでもありません。

このような状況の中で、新たな観光振興策として「総合スポーツ合宿と癒しの聖地白馬」をスローガンに、スポーツツーリズムを展開したいと考え、スノーハープの改修を計画したところであります。

この事業の推進に当たり、ハード面の整備、誘客等のソフト面の整備など、担当窓口はどこかとお尋ねですが、施設管理の担当は教育委員会スポーツ課でありますことから、施設整備の担当は教育委員会スポーツ課で、またスポーツ合宿等の誘客活動は、観光農政課が事務局のスポーツ課観光推進会議と連携を図り、当然のことながら私が先頭に立ち、トップセールスに当たり、さらに観光農政課、観光局が一体となりPR活動に努める覚悟でございます。

したがって、関係する課が連携を持ち、白馬村の観光を冬から夏へ大きくシフトさせよう

と取り組むプロジェクトであり、組織は大きくなくとも関係課が連携することにより、チーム機能を発揮させていただきたいと考えております。

構想実現のためには積極的な情報公開とのご意見であります、まさにそのとおりでありまして、事を成すには、住民の理解が一番大切であるとの認識に立ち、常に身近な村政の創出という視点で取り組んでいるつもりであります。

今回のスノーハープの大改修には、ある意味、白馬の観光再生の浮沈をかけて臨むものであり、村民の皆様のご理解や、協働のもとに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、観光振興対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 第4次総合計画の後期計画が策定をされましたけれども、第3章の施策の大綱、第5章すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築く。それでアルプスの里観光プロジェクト、観光行政というその項目の中で、行政は観光局が設立されたことにより観光振興、観光推進は局に任せて、観光局を支援する組織になったと書かれております。

観光局設立というものは平成17年のことでありますけれども、今までこのようなスタンスで観光行政をやってきたということであると私は思っております。やはり時がたっているわけですが、そこで村が将来を目指す方向、観光というものはどういうものかというところが、だんだんどう、ぼやけてきたのが今の現状ではないかというように思います。どうしてもそういうところが村民の不満と、観光に対する不満というものが多少出てきているのではないかというように私は思います。

質問でありますけれども、村長が今回掲げた構想なんですけれども、観光局に対しては、これまでの支援を続けながら、本当に今答弁にもありましたように、村長みずから旗を掲げて、今後の村観光の目指す方向を示し、庁内一体となって本当に観光をリードしていくと、そういう私は決意と今、答弁をお聞きしまして感じたところであります。まさにこのことは、私にとってこの言葉は、待ちに待った言葉であり、村民も本当にこの言葉を待ち望んでいたのではないかというように思うわけであります。

行政の中でも、本当に先ほど申しましたように、庁内の中でも観光がちょっと見えなくなっている。この構想により、きつともう庁内の中でも観光というものが、職員一人一人の中に見えてくるのではないかというように思います。職員のことは、ふだんは一生懸命やっつけらっしゃるんですけれども、観光で生きる村の職員は、常に課が違っても、現在の仕事を忠実にこなしながらも頭の片隅には観光という文字がなければならないはずであります。

そういう意味合いにおいて、非常にこれから村長は、庁舎内で旗を掲げたわけであります。この構想を職員一人一人に情報を提供し、職員は優秀な方がいっぱいいらっしゃいます。シンクタ

ンク、頭脳集団でありますので、そういう職員の優秀な方々の情報をやはり集約をして、それでやっていかなきゃならないということで、私は庁舎の中にきちんとした課を設けてほしいと、そういうふうにお尋ねをしたわけでありまして。

質問でありますけれども、今のこの職員に対する意識改革というところを、村長はこれからどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。

大変穏やかな中にも、大変厳しい問いかけをされたように感じております。私自身、この村の将来どうあるべきかということを考えてときに、何としてもこの村は、観光が基幹産業であるということは、今後についてもこれは決して変えることができないだろうと、変えたくても今の段階では非常に厳しい状況にあるということは、お互い共通認識として持っておられる方が多いというふうに思っております。

そうしたことから、簡単に2次産業への移行、あるいは1次産業だけですべてが成り立つわけではありませんけれども、庁内では1つの方針が出れば、今、議員もご指摘いただきましたように、私自身もこの行政職員、それなりに優秀な職員だと思っております。そうした職員も、1つの方針が出れば、一致団結して必ず連携のもとにすばらしいチームをつくってやってくれるものと、こんなふうにも思っておりますので、そのチームのリーダーとして、私がいかに今後取り組みをしていくかということにかかってこようと、こんなふうにも思っておりますので、そのつもりで取り組んでいきますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、2つ目の質問をいたします。

国と県とのかかわり、この構想を打ち出したわけですが、国と県のかかわりをどう進めていくのかということをお聞きをしたいと思います。

官公庁は、スポーツツーリズムということで、海外のマラソンランナーとか、そういうものを誘致をしようとしております。それで日本の方々もホノルルマラソンとかいうことで、もう1,000人単位でもう行ってホノルルマラソンをやっていると、北京マラソンもそうだというように聞いております。そのように世界じゅうで今走るというところを、非常に人口が多いところで、先ほど村長もお話の中にもありましたけれども、官公庁はスポーツツーリズムを打ち出しております。

それで、文部科学省がスポーツ基本計画というものを、今、策定をしようとしております。その中に地域スポーツの充実ということも含まれているわけですが、それが上からおりてきまして、県は来年度からスポーツ合宿誘致推進事業というものを始めるということでもあります。

それに当たって、この3月22日に県政タウンミーティングというものが大町で開催をされます。これは知事との意見交換でありますけれども、長野県で知事はタウンミーティングいろいろやっていますけれども、大北地域でもってテーマがですね、スポーツツーリズムというところを主題としてタウンミーティングをやるということでもあります。

白馬村の中から、1名その会に出席をするということで、まさに大北地域で、そのようなタウンミーティングをやっているというところは、白馬を含めてスポーツ観光の先進地というところ選ばれたものではないかと、私は思っております。そんなような意味合いにおいて、これから国や県のことに對して、もう先手を打つといいますか、まさにこの旬の施策だと思しますので、これから国と県のかかわりというところを、村長ご自身どう考えているのか、お聞きをしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

一括してお答えをいたしました、その中のご質問の中で、県とのかかわり合いというお話で、今ご質問をいただきましたけれども、私どもこのスポーツ合宿を誘致しようという、私どもの動きは、県に先駆けて発想をしたものであります。知事自体も、やはり今のスポーツの現状を見ただ中で、やはり長野県としてはスポーツ合宿を受け入れることで、スポーツ振興、地域振興を図っていこうという、強い思いの中で自分の決意を表明をされていることは、私どもにとっても大変ありがたいことだという思いと同時に、心強く思っている点でありますので、今後機会を通じて、県の皆さん方と、この話については共通認識のもとに話ができる機会も出てくるものと期待しておりますので、私どもも積極的にそうした話を上部に上げていきたいなあと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、3つ目の質問をいたします。

これから村長みずから先頭に立って宣伝に行くということをおっしゃったわけでありまして。これから宣伝の方法とかいろいろあうかと思えますけれども、やはりスポーツ合宿と、いやしというところで宣伝していく上でも、やはり白馬村は本当に世界を目指しているトップアスリートが何人もいるわけでありまして。そういうトップアスリートのトレーニングの場所、それか軽スポーツといいますか、全日本クラス、それから県クラスとか、いろいろそれぞれアスリートのランクがあるわけですが、普通のランナー、市民ランナーという方もいらっしゃるわけでありまして。

その意味合いにおいて、やはり白馬村独自のもの、オンリーワンといいますか、本当に白馬でしか経験ができない合宿を組めないかとか、そういうところを、やっぱり目指していかなくちゃいけないということで、やはりその意味合いにおいて、本当にトップアスリートの力も、ぜひ必要

になってくるわけであります。その意味合いにおいて、やはりその後の活用ということも当然出てくるというようなことであります。

それから、先ほど地域スポーツということで、村民のための健康のお手伝いというところも十分やっつけていかなきゃいけない。それで、そのようなことで、これから宣伝について質問をしたいというふうに思います。当然、村民に対してのこのご理解をいただいでいかなきゃいけないわけですが、ぜひ外に向かっての宣伝でありますけれども、今まず、ゆるキャラといいますか、マスコットキャラクターというのが今はやっているわけであります。県ではアルクマくんとか、しゅんちゃんとか、そういうような着ぐるみで宣伝をしていて、非常に子どもたちにも好評なキャラクターであります。そのように、白馬でも本当にそういうキャラクターというものをつくって、それでみずからみんなで村民一丸となって宣伝をしていくと、そういうところも、やはりこれからこの構想が成功する秘訣ではないかというふうにと思いますが、その点をお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

私は先頭に立って宣伝するという意味ではなくて、その1つの目的に向かって、庁内できちんとしたチームができれば、その先頭に立ってまとめていくという意味で、先ほどは申し上げましたので、それと観光宣伝の先頭に立っていくということも、重なる部分はありますけれども、両方ともに一生懸命やっつけていこうという気持ちには変わりがないので、よろしく願いをいたしたいと思います。

そしてまた、宣伝の方法についても、私もつくづく感じているのは、いろいろなイベントへ出て行って見ても、そのイベント会場でパンフレットを配るとかということ以上に、やはりトップアスリート、人と人とのつながり、そういうものが、このスポーツ合宿の誘致等には大変大きい効果があるというふうに思いますし、幸いにして、いろいろこの白馬にもスポーツに関連した優秀な方がおいでになり、そうした人たちを通じての人脈もでき上がりつつあるというふうに私は認識をしております。そういう人たちと連携を深めながら、やっぱり白馬の地の宣伝をしていくということは、大事なことであろうと考えております。

そしてまた、その一翼を担うために、ゆるキャラをつくったらどうかというようなことも、大いに参考にすることだと思っておりますし、そのキャラクターを成功して、各地が効果を出しているというようなことも聞いております。専門家がデザインするのではなくて、何とか大勢の皆さんの知恵を出していただく中で、この、ゆるキャラなんかでも宣伝の1つとして大きな効果を発揮してくれるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、前向きないいご提案をいただければと、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） まさにこの構想を、ぜひ成功しなければならないというふうに考えますので、本当に必死になって取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。防災対策についてであります。

1年前、突如としてあたりを圧するすさまじい、想像を絶する大津波が東北地方太平洋岸に発生をしました、と昨年、この定例会冒頭、一般質問を始めたのは昨日のこのようであります。それから1年になりますけれども、死者・行方不明者は1万9,000人に上り、避難生活を強いられている方が34万人を超えているといます。復興のつち音は聞こえてきますけれども、震災後2年目に向けた課題は多いものがあります。大規模災害は、いつどこでどんな形で起こるか分からない、村としても災害に強い村をどうつくるのか、それでも災害が起きたらどうするかというもとに、村としても1年間、防災についてやってきたかというように思います。

私が防災訓練の実態と見直しについて、昨年6月の定例議会で一般質問をした折に、村長は答弁の中で、災害発生時に災害対応の中核となる災害対策本部の運営訓練を計画すると答弁をし、約束どおり今年に入り、大規模土砂災害を想定したロールプレイング防災計画が1月、役場多目的ホールにおいて開催をされました。私も見学していましたが、今後の危機管理対応について、大変意義ある訓練であったというように思います。

ロールプレイング方式というのは、後で説明をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、村民の方々には、この2月に「広報はくば」に説明が掲載をしておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

質問をいたします。1つとして、この訓練で得られた成果と課題について伺います。

2つ目として、今後、村防災計画改定を考えられますが、考えているのであればその方向と期間をお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員、2つ目のご質問であります防災対策についてお答えをいたします。

最初に、訓練で得られた成果と課題について、順番に従って順次お答えをしていきますので、お願いをいたします。

平成24年1月20日金曜日、午前10時から午後2時まで、多目的研修集会施設において、平成23年度大規模土砂災害を想定をしたロールプレイング防災訓練が開催をされました。この訓練は、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所が実施したものでございまして、松本砂防事務所のほか、長野県からは砂防課、危機管理防災課、北安曇地方事務所地域政策課、姫川砂防事務所、大町建設事務所が参加をし、白馬村からは私と副村長、災害対応4課として総務課、建設水道課、観光農政課、住民福祉課が参加をいたしました。訓練当日の参加者数は、総勢84名でありました。

この訓練のポイントは、次の3点が挙げられておりました。

1つ目のポイントは、土砂災害防止法の一部改正に基づく各機関の対応を確認することでありました。国または長野県による緊急調査の実施から土砂災害緊急情報の通知、そして白馬村による避難指示の判断、発令までの一連の流れの中で、各機関が適切に責務を果たすことができるのかという点でございます。

2つ目のポイントは、実時間による対応の流れを確認することでありました。時間軸の圧縮を極力排除した中で、遅滞なく対応を行うことができるのかという点でございます。

3つ目のポイントは、情報伝達、共有ルールを検証することでありました。災害発生確認から一般への周知、避難情報の発令まで、適切なルートで遅滞なく情報を伝達、共有できるのかという点でございます。

これら3つのポイントから、白馬村としては、その訓練を災害対策本部の運営訓練としてとらえて取り組みをいたしました。昨年の第2回議会定例会において、田中議員から防災訓練の実態と見直しについてというご質問があり、私は災害発生時に災害対応の中核となる災害対策本部の運営訓練の必要を感じているところであります。災害対応の一連の行動において、スピード感を高めることができるような訓練を、計画をしまいたいと考えておりますというふうにお答えをしたことを記憶しております。今回の訓練は、まさにあのときにお答えした内容に合致する訓練でありました。

ご質問の訓練で得られた成果と課題につきましては、2月中旬に反省会を実施しておりますので、その内容について説明させていただきます。まず、成果としては、災害対策本部内の情報共有の方法、意思決定と指示系統を確認することができた点が挙げられます。具体的には重要な情報が入った場合には、一たん各部長を招集して、同一情報を共有した上で、その後、各部が対応する内容にかみ砕いて指示を出し、各課が必要な対応をとるといった情報の取得から共有、意思決定から対応策の実行までの一連の流れを、実時間の中で確認することができた点であります。

また各部においては、必要な対応をとるとどまらず、複数の意見をもとに、関係する機関や関連する事象も視野に入れながら検討を進めていましたので、災害対応の流れと、その中で注目すべき点を確認することができたと考えます。

次に、課題としては、住民やマスコミに対して、積極的に情報を提供することができなかったという点が挙げられます。災害発生情報や避難情報といった災害対策本部本位の情報は、提供することができていましたが、刻々と変化する時々の状況、災害対応方針や見通しなどといった住民が求めている住民本意の情報の提供において課題が浮き彫りになりました。また、これは時間的な制約があったからのことではありますが、土砂災害緊急情報が発表され、これから避難、勧告、指示を発令し、住民の避難誘導と安否確認へとといった段階で訓練が終了となってしまいました。白馬村としては、住民の安全確保といったポイントも重要視していただけに、非常に残念であり

ました。反省会においては、課題を浮き彫りにすると同時に、改善方法についても検討しましたので、今後はその方針に基づいて改善を進めるとともに、今回の訓練でやり直したこともやり遂げながら、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、白馬村地域防災計画の見直しについてのお尋ねであります。東日本大震災を受けて、国では昨年12月に防災基本計画を、長野県では本年3月に県地域防災計画をそれぞれ修正しましたので、これらの修正内容を反映するように早急に白馬村地域防災計画の見直しにも着手しなければならぬと考えています。

国の防災基本計画では、東日本大震災を踏まえて、地震、津波対策が抜本的に強化されています。また、県地域防災計画では、原子力災害への対応、市町村、都道府県間の相互応援体制の整備、災害対応を行う県の組織整備、災害応急対策対応タイムスケジュール等の作成、観光客への対応といった5つのポイントにおいて修正がなされています。これまでの県地域防災計画は、風水害対策編と震災対策編により構成されていましたが、今回新たに原子力災害への対応として、原子力災害対策編が創設されています。加えて、地域防災計画を補完するマニュアルとして、避難所マニュアルを策定、指針等の改定も成されております。

白馬村地域防災計画は、各方面の委員の皆さんにご協力をいただきながら、白馬村防災会議において見直しを進めてまいります。平成23年に各地で発生した各種の大規模災害等への対応において、浮き彫りになった課題等について検証、検討し、防災体制の整備を図るべく、見直し作業を進めてまいります。

なお、議会からは、下川議長と太田総務社会委員長に委員としてご参画いただきますので、見直しに当たっては、日ごろの議会活動を通して得た経験や知識に基づいて、それぞれの立場からご意見やご提案をいただきたく、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

防災対策については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、今回の訓練は、国と県の合同訓練ということでしたけれども、これは毎年行われるかどうかということ、それからやらなければ、村が主体となって、村独自で開催はできないかということ、ひとつお伺いします。

それから、昨年、専決処分といいますか、専決で100万円ほど東日本大震災被災者の方に義援金を送りましたけれども、平成24年度予算には、この支援金といいますか義援金、支援金ですかね、載っていませんけれども、村としてのこの震災に対する考え、それから村民の防災意識の高揚と、そのような意味で、東北地方と震災を受けた方々と、どういう形であれ、やはりつながっていると、つながりを持つということが必要ではないかということで、やはり私は予算として計上してほしかったというところであります。計上しなかったその理由というものをお聞きしたいのと、これから補正対応で計上をしていくのかどうか、そのところをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） それでは、第1点目の質問につきましては、太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 田中議員の毎年実施してはどうかということですが、実は先ほど村長の答弁にもございましたが、このロールプレイング防災訓練、合同訓練につきましては、国交省松本砂防事務所の実施でございまして、それに対して県、それから対象の市町村が参加をするというものでございまして、松本砂防事務所の方では昨年からはじめてございまして、松本砂防事務所の管内市町村を対象に行っておりまして、昨年度は、22年度は生坂村で、本年度23年度は白馬村が会場地に選定をされたという経過がございまして、毎年白馬村でやるということは、多分、国交省の方でも考えてはおりないと思います。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、今、田中議員からご指摘ありました、東日本被災地の皆さんと、さらに連携をしていくために応援、支援のための予算計上をしなかったのは残念だというお話でありますけれども、今後、補正予算で対応するのかというお話もございましたが、正直、これ以上のという言い方が適切かどうかわかりませんが、今の状況では、新たに補正をしてやるという考えは持っておりません。

ただ、つけ加えさせていただきますけれども、村もさることながら、やはり白馬村経由でオーバervィーゼンタルの皆さん、そしてレツヒの皆さんからも復興支援として、この村を通じていただいたことは、現地の皆さんにも十分伝わっているかと思ひますし、今後、不測の事態と申しますか、近隣でも積極的に応援をしなければというような具体的なものが出れば、それはまたそのとき考えていかなければいけないと、こんなふうには思っているところであります。

それ以上に、私は、あの震災が教えてくれた、まさに人と人の支え合い、協働による地域づくり、コミュニティーづくりに必要である、きずなの大切さを改めて認識をさせていただいたことを、やはり村民全員がお互いに理解し合いながら、東日本にそうした一日も早い復旧、復興を願いながらも、やっぱり村づくりに生かしていくことも、やはり東日本大震災が教えてくれた大きな財産だというふうに思ひ、その気持ちだけは大事にして村づくりを進めていきたいと、こんなふうに思ひます。

議長（下川正剛君） 職員の防災意識の高揚の関係については答弁は、村長ですか、総務課長ですか、どっち。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 一応、職員の防災意識の高揚につきましては、例年、消防団におきまして、小谷村と白馬村交代で開催をしているわけですが、その中で関係する課に参加をしていただきまして、検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（下川正剛君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、村長は支援の方法についてお答えしましたけれども、直接現地に対しての支援というのは、村長お答えしたとおりであります。白馬村としては受け入れる、避難する人たちを受け入れる態勢としましては、避難者支援要綱というのをつくりまして、そちらについて白馬村に滞在した場合、一定の助成をしたいということで要綱をつくってございます。具体的には、まだそういう申し出がありませんので、そういったものが出来れば補正もあり得るということでご理解いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 私は、これをどうして申しましたかと言いますと、今、全国的に問題になっております瓦れき処理のことであります。やはり白馬村として、瓦れき処理をしたかったんですけれども、終末処理場の関係でもって断念をしたということをお聞きしております。そういう意味合いにおいて、やはり支援金をというところを私は申しただけであります。

ぜひ今、副村長がお答えをいただきましたように、こんなような支援を、そういう発生した場合にはもう支援をしていくと、補正でもこれ対応していくということをお聞きして、ぜひ、よろしくお願いをしたいというように思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 田中議員の質問がありませんので、第7番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日3月15日は議事の都合により、特に、午後1時に繰り下げて本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日3月15日午後1時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 3時57分

平成24年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成24年3月15日（木）午後1時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成24年3月15日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告された方は8名です。5名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番高橋賢一議員の一般質問を許します。第8番高橋賢一議員。

第8番（高橋賢一君） 8番、高橋賢一です。このたびの一般質問では、水源地保全に関しては、水源地の白馬村村営水道の地下水に分けて伺います。2問目は、工事分担金条例に関する事、3問目は空間放射線調査について伺います。

最初に、水源地保全について、水源地の公有化についてであります。昨年9月、議会定例会の一般質問におきまして海外資本による水源林等森林売買の規制、管理体制の構築を図るための条例等、法整備を行う必要性について質問いたしました。白馬村には条例として環境基本条例があるが、外国資本に限って民有林の所有権移転を妨げることや、土地売買の権利制限を規制することは無理であるとの答弁でありました。

その後、時が経て長野県では市町村と連携して、水資源の公有化を促進する動きがあり、国では地下水を含めた水を国民共有の貴重な財産として位置づけて、無秩序な売買に歯どめをかけて、水行政の一元化を視野に入れた水環境基本法の制定に向かって重い腰を上げました。国の水行政は、水道は厚生労働省、水源林売買は林野庁と国土交通省、地下水の水源は環境庁などと、法律ごとに所管が分かれ、機動的、総合的な対策がとりにくいようではありますが、一元化された水質資源保存にかかわる基本法が一日も早く実現されますことを望むものであります。

さて、水源には地下水と湧水、わき水がありますが、地下水は土地使用者にくみ上げる権利があるとされており、河川法に基づいて利用目的が制限される表流水と異なります。水源地の土地所有権は、民法によりその上部に及ぶと定められており、私有地の地下水は基本的に土地所有者

が権利を持つ自由に使える私の水、すなわち私水ということになります。したがって、水源地に規制がかかっていない場合、周辺の土地を含めて容易に買収、取水の対象になるとの見方もあり、世界的に水の資源価値が高まっている中で、外国資本を含め、取水を目的とした水源地及びその周辺の土地取得に関して、可能性は否定できないものではないでしょうか。

昨年9月、長野県に隣接する群馬県嬭恋の山林43ヘクタールを、シンガポール在住の個人が購入し、隣接地からわき水について、湧出量の4分の1を使用する権利が設定されたという事例が報道されました。買い手が外資か否かにかかわらず、土地や水資源を守るルールが必要であり、今取り組まないと手おくれになるとの声が日増しに大きくなってきております。白馬村では、現条例下では、民有林の所有権移転、土地売買の権利制限を規制することは無理であるとしていますが、条例改正はスピードが大事であると、幾つかの市町村が動き始めております。

そのような背景の中、長野県では水資源の公有化に向かって、市町村と保全連携を図り、取水目的の森林買収などに対処しきれない水源地の取り扱いについて、水源地や周辺の状況に応じ、市町村の判断を仰ぎたいとしております。県の提案に対して、財源、時間や権利など、それぞれの状況が違いますが、どのような判断をもって白馬村は選択されるのか伺います。

1つ目は、市町村が水源地を取得、管理する公有強化。2つ目は、県が保安林に指定、伐採や土石の掘削を制限する保安林化。3番目は、土地所有者が水源地保全を目的とした契約や協定を結ぶ。以上、3つについて回答をお願いいたします。

次に、2番目でございますが、村営水道と水源についてお伺いいたします。長野県の利用可能な最大の湛水量水源は、全国2位の182億トンであり、使用量は推計で19億トン、そのうち農業用水が80%を占めているようであります。湛水資源量とは、年間降水量から蒸発する水量を引いた量を示すものですが、水資源量に対する使用量が20%未満程度であろうと言われております。水資源量に対する使用量が20%未満、この数値はわかりませんが、白馬村では地形が急峻で川が短く、降水の大半は利用されずに海へ流れてしまっていますが、3,000メートル級の山々や豊かな森林から流れ出る水は、資源量は定かではありませんが、地下に浸透する豊富な伏流水の流れを生み出しております。

そこで、村営の水道水源は楠川の湧水、源太郎の伏流水、二股の表流水から取水され、1日2万1,150立方の水を配水する上水道管路の総延長は200キロにも及ぶ長さであり、平成22年度使用量は232万3,096トンであります。水道管から各戸に分配される引き込み管を通じて個別の蛇口に水が届きますが、大量に水を使用する大型施設につきましては、引き込み水量が足りずに貯水槽を設置して水道水をためたり、井戸水をくみ上げて使用したりしております。井戸は長野県の許可があれば、私有地に自由に掘ることのできる個人管理の私の水、私水であります。法律では水道と井戸水を接続するクロスコネクションと呼ばれる使用は禁止されておりますが、調査しても実態はなかなか掌握しにくいようであります。

近い将来、白馬村でも条例を制定して、地下水を公の水、すなわち公水として保全し、管理規制をすることが必要になると思われませんが、それには実態を掌握する時間と相当の経費が必要であり、最終的には資源保存の責任を負うことになると思われま

す。次について伺います。1つ、下水道の22年度事業収入は概算で18億9,600万ほどですが、村内で井戸水をくみ上げて使用しているホテル、旅館などの営業施設は何軒ぐらいあるのか、井戸水の使用量は年間何トンぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目、白馬村の水道事業は、観光事業の影響を受けて23年度は大幅な減収予算を計上し、今後は下水道との連携を図り、給水収益の増加に努めるとしておりますが、私水が増えれば給水量が減り、使用量の増加は望めないと思うのですが、その対策について伺います。

3番目、地下水を自由にくみ上げ、飲み水や企業活動に消費している白馬村ですが、私的所有権の強い法律のもとで、水資源を公の水として保全し未来に引き継ぐためには、地下水資源保存条例の制定がぜひとも必要であります

が、法整備への戦略・戦術を伺いたいと思

います。以上3点、よろしくお願

いいたします。
議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。
村長（太田紘熙君） 高橋議員から水資源、水源地保全についてを初め、3項目にわたってお尋ねをいただいております。

まず最初に、水源地保全についてお答えをさせていただきます。信濃毎日新聞でシリーズものの特集記事「青い金・水は誰のものか」で取り上げられ、関心が高まってきていることは承知しております。また、関連するご質問については、昨年

の9月議会でもちょうだいをいたしているところでありま

す。地下水や湧水などの水資源が、地域共有の公共的な財産であるという考え方の一方、民法で強く土地の所有権を保障している我が国にあつて、地下水は土地に帰属するという考え方もござ

います。しかしながら、9月にもご質問いただきましたように、外国資本が水資源目当てに日本の国土を買いあさるとい

すけれども、県に確認をいたしましたところ、営業施設が75軒とのことであります。使用量は把握できませんが、井戸水を使用し下水道へ流入している施設については、使用量は約9万トンとなっております。まずは地下水などの水資源を公水、公の水としていくかの議論から始めなければならないと考えております。単なる保全という考え方だけでなく、本村のような豊富な地下水は、逆に積極的に利用するという考え方もあるのではないかと思うところであります。

いずれにいたしましても、県の動き、また新年度における広域単位での検討会議の議論も見ながら、白馬村としての考えもまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。水源地保全につきましては、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） ただいま答弁をいただきましたが、私の1番目の質問は、この3題の質問を各市町村に届けるという、こういう記事でありまして、市町村では、私はこの3つの問題というのは、提案というのは、どれを欠けてもいけないんだというふうに思っているわけでありませぬ。

まず1つ目に言いました水源地を取得、管理する公有化の強化というのは、範囲の設定と、それから取得財源が大変必要になるんじゃないかというふうに私は思います。

それから2番目は、県が保有林に指定して伐採や土石や掘削を制限する保安林化というんで、保安林化にするとありますと、法による規制と条例による管理がこれ必要になってくるというふうに思います。

3番目は、もちろん水源保全を目的とした契約や協定を結ぶという、財産権の承諾が必要になってくるというふうに思いますので、これどれか1つだけというわけにはいかないんですが、この1つのもし、1つを選べというような設問があったとすれば村は大変困るだろうなと思っております。事前に質問をさせていただいたわけでありまして、村の見解で結構ですので、こういう場合はこうだろうというような見解がありましたら、村長からお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、今おっしゃられましたように、水源地の取得というのは大変難しい問題でありますけれども、条例をつくる傍ら、1つは外資が進行してきたから、あるいは外資に買い取られたからというようなことだけを問題とするわけではなくて、長野県の水というのは、かつてフランスのエビアンという水がそうだったように、大変良質な大きな産業経済力を持つ長野県の水だと思っております。ですからこれは外資を遠ざけるのではなくて、反対に外資を呼んでくるというような方法にも使えないことはないわけでありまして、今はとりあえず、日本の水は日本が使うというふうな形で水資源の保全をしないと、大変なことになるんじゃないかなあという提案であります。

特に白馬村の場合には、もう既に、この伏流水の上方と下方で井戸を掘ったときに水が出なくなりまして、隣人同士でけんかをするというような、地下水の奪い合いが起きているというよう

な事例もありますので、この辺を踏まえて、もう一度村長の考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） お答えをしたいと思います。

議員、最初におっしゃいました市町村が水源を取得、管理する公有化、それから保安林等の指定、土地所有者が水源保全を目標とした契約を結ぶ協定というような提案がありました。これ、それぞれ地権者のご了解をいただかなければ、もちろんできないことでもありますし、またご指摘のとおり、村が取得するという事になれば、大きな費用が伴うということでもあります。

それから、保安林ということですが、これについては現状では保安林が土砂流出防備保安林、それから水源涵養保安林というような指定があるわけですが、この趣旨からすれば、水源涵養保安林ということになるかと思えます。これは法律に基づいて指定するものでありまして、登記行為が伴うということで、こちらも地権者の理解が必要かなと思っております。

いずれにしても、今現在、「青い金・水は誰のものか」というようなことで報道されており、県内各地でいろんな議論がされております。特に佐久地方では先進的な取り組みをしておりますし、先ごろの報道では中信4市、塩尻、松本、安曇野、大町市が中心となって検討しているということでもありますので、村もそれらに参加しながら、情報を得て検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、副村長の方からお答えをしたとおりでありますけれども、私自身も実はこれが新聞の話題になる前に、北海道の事例を聞く中で、白馬村としても何とか乱開発と申しませうか、ある程度制限が加えられるような方法ができないかということで、下調べをした経過がございますけれども、今まで答弁を申し上げましたように、また副村長が申し上げましたように、大変いろいろな関連、そして所管の官庁もそれぞれの担当分野があるというようなことから、非常に難しい事務手続がついてくるということも改めて知ったところでもありますけれども、今、世の中の流れが、この水資源、保全についての関心が高まっている中で、県も動き出したということから、我々のところにも詳しい情報が入ってこようと思えます。そうした情報を得ると同時に、近隣市町村との連携も含めて議論をしながら、この水資源の保全を図っていく方法に、一生懸命取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） すみません、ちょっと質問が、答弁がかみ違っているようでありますので、もう一度念を押したいと思います。

まず白馬村では答弁の中で、9月でありますけれども、現条例下では民有林の所有権移転、土地売買の権利制限を規制することは無理であると、こういうふうにご回答をいただいております。

あります。ですから、そこを今度の問題では、何とかそこを突き崩して、土地のいわゆる転売を防ぐことはできないか、水源を外資に移転をするようなことができないかと、こんなことをまずどうしても聞きたいということが1点であります。

それから、もう1点は、その土地の利用規制によって、諸外国と比べて日本の土地利用の規制は大変緩くて、土地は一度占有されたら取り返すことは難しいし、買われた後では手の打ちようがないのだから、時の仲介を置かずに、フォアセルフ、売りますから売れませんへと、ノットフォアセルフへのスピードある条例制定の対応が必要だと考えていますが、この辺いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

私は決して、質問と答弁が食い違っているとは思いませんけれども、今、高橋議員が言われることは、今の現状では、白馬村一村で解決できる問題ではないということが、大きな問題だと思っております。私有権を制約をする根拠になるものが、今、白馬村独自で持ち合わせているものもありませんし、なかなか個人の私見を、現状でとめることはできないということが大きなネックであろうかと思えます。

こうした点についても、当然今後、県が出される方針の中で、こうしたことも含めて方針が出されるものと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 約束の質問の3回目の質問が終わりましたが、4回目の結びと、もう一問お許しをいただきたいと思えます。

佐久地方の市町村から提案された、地下水等水資源の保全及び管理に関する法整備、地下水等水資源の利用を目的とした外国資本等による土地売買の規制に関する法整備への提案は、自治体独自に条例等法整備が必要であるとして、北アルプス広域連合からも意見書の採択を求める要請があり、この議会中に皆さんにご相談申し上げて発議をしていく予定であります。

このときに、白馬村は世の中の出方を見て決めるという方針も1つの方針でしょうけれども、条例が必要であるから、条例を制定すべきであるというような考えが、もっと前に出していただければ、私どもも条例の制定でありますので、細心の注意を払いながら、北アルプスの方に回答してまいりたいと、こんなふうに思っているわけでありましてけれども、その辺、答弁をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 明確な答えができないところがございましてけれども、私は趣旨としては十分理解をし、賛成もしたいと思っておりますけれども、私権を侵害することになりはしないかという意見が一方ではあることも承知しております。そうしたところの整合性を私ども村だけで制

約をするような条例整備というのは、非常に難しいところがあるかと思えます。そういう意味で、我々の思っている範囲を超えて、県の方針等でそういった私有権を制約できるような状況と申しますか、方針が出されるとするならば、我々もさらに一步踏み出した結論が見出せるのではないかと、こんなふうに思っております。

決して今、議員おっしゃられた趣旨について反対をしているものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） すみません、水道の関係でちょっと答弁をいただかなかったことがありますので、この件について課長の方でわかりましたら、ご答弁をいただきたいと思いますのですけれども。

2番目の白馬村の水道事業は、観光事業の影響を受けて23年度は大幅な減益予算を計上していると。つきましては今後は下水道との連携を図り、給水収益の増加に努めるとしておりますけれども、私水が増える、いわゆる地下水の利用が増えれば給水量が減って、使用量の増加は望めないと思うんだが、その対策についてお伺いをしたいと思います、資料がありましたらお答え願いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 営業施設については、先ほど村長の答弁にありましたが、件数としては把握できておりますが、営業施設以外の住宅、それから別荘等につきましては、特に届け出は必要ないものですから、実態の把握はできておりません。また、使用量につきましても約9万トンということで、下水分のみ量は把握できております。

水道、下水ともご指摘どおり使用量は年々減っている状況でございます。これはひとえに営業施設のお客さんの減少に伴うものではないかというふうに推察しているところでございますが、はっきり申し上げまして、いわゆる使用量の増に当たっては、妙案は今のところないというか、のが事実でございます。期待しているところは、きのうもちょっとお話ししましたが、下水道の接続率が7割くらいでございます。ですので今後、大きな営業施設等で浄化槽から下水道に接続していくのを期待しているところでございます。昔から下水道の普及促進ということで、対策を練っておるところでございますが、なかなか効果が出ていないというのが現実でございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 地下水という大変、姿の見えないもの、そのものは伏流水でありますので、いつ枯れるのか、いつどうなるのかわからない不安定な水であることは事実であります。これに責任をとるといっても、なかなか村は難しいわけでありすけれども、いずれ村が保全をしてい

かなければ、例えば砂れき化現象というような現象が起きて、地下水が枯渇したようなときに、大変につちさっちもいなくなるんじゃないかなと、こんな気がいたします。

近くではちょっと事例が違うんですけども、美麻村の道の駅の温泉につきましては、もう掘り進んだところで真水にぶつかってしまって、要するに伏流水にぶつかって、温泉の機能を失ったと、いわゆる含有物が少なくて温泉として認められないというようなことになりまして、今、大町の温泉を持ってきて入れて、そして温泉機能を満たすようなやり方をしているということで聞いたことがあります。いつかその伏流水ではなかなか私、当てにならないものではないかというふうに思います。十分に掘れているうちはいいんですが、掘れなくなってくると上下に影響が出てまいりますので、この辺、念頭に置いていただいて、条例の検討についてよろしく願いをしたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。次、工事分担金について伺います。

白馬村の工事負担金条例においては、工事とは、道路、橋梁、上下水道、堤塘、開拓建設、農業土木、観光土木、及び営造物及び修理のため白馬村において施工する工事をいうとしております。工事に対して利益を受けるものから分担金徴収要綱に基づいて、減免、免除を含み分担金を徴収することができるものと定めております。また、分担金の範囲については、昭和41年改正の条例によって、工事件名、負担額、関係範囲は議会の議決を経てこれを定めるとしておりましたが、昭和54年施行の要綱により、予算の議決をもって議会の議決を得たものとみなすとなっております。

行政区が担う負担金は、長期にわたって償還するものもあり、観光産業の落ち込みは関係集落に厳しいものともなっております。次について伺います。

1つ、分担金の額については、姫川以東の行政区については、工事金額から特定財源を除いたものの5%、姫川以西の行政区については15%を徴収するとあります。ここでいう特定財源とは何でしょうか。

次に、2番目として、地方自治法第224条の分担金では、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収できるとしてありますが、特に利益を受ける者とは該当行政区の住民のみをいうのか、あるいは受益の限度とはどのように見立てをするのか、分担金一律15%とした根拠と、姫川以西の行政区については特定財源を除くとなっていないのはなぜなのか伺います。

3番目、予算書には土木費分担金の総額と道路工事、農業土木の工事費のみが記載されており、上下水道については特別会計でありますので、分担金を支払う工事件名の記載がありません。議会での予算の議決とは何を審議した結果をいうのか。

以上3点について伺います。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員 2つ目のご質問であります、工事分担金についてお答えを順次させていただきます。

1つ目のご質問であります特定財源とは、当該工事に対する国庫及び県費補助金でございますが、条例には特定財源云々という文言はございませんし、また分担金徴収率についても表記してはございません。

2つ目の、工事分担金を徴収する地区についてのお尋ねでありますけれども、その地区が要望した工事箇所が存在する地区としているところであります。また、神城山麓線のように、複数の地区が要望して、複数の地区にまたがる工事の場合は、該当するその複数の地区から徴収をさせていただいております。受益の限度という文言はございませんが、分担金徴収率については、条例制定以来変わっておりません。何分、条例制定が昭和31年と古く、その根拠については、まことに申しわけありませんけれども不明でございます。

なお、姫川以西の行政区においても、特定財源を除いて分担金を徴収させていただいているところでございます。

3つ目のご質問についてであります、新年度予算を審議していただく、本3月議会定例会で工事及び分担金について、議会で予算審議をし、議決をしていただくこととなっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

この工事分担金については、それぞれ地区からの要望等もございまして、今申し上げましたように、この制定が昭和31年と大変古い時代であり、その後、社会情勢等もいろいろ変わってきているところから、また議会の皆さんにお諮りをしながら検討をさせていただければと、このように思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありますか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） すみません、私も今、手元に地方自治法の224条の分担金の記事がありませんので、お伺いをいたしますが、今、皆さんのお手元に、地方自治法第224条の当該事件により特に利益を受ける者から、その利益の限度において分担金を徴収できる1項をお書きになった条例をお持ちでいらっしゃいますか。

見ていただいて、その件について、私の聞きたいのは、当該行政区の住民というのは、どの程度の範囲までなのか。例えば、それを基準にして受益の限度とはどのように見立てをするのか、それによって15%とする根拠と、以西の行政区については特定財源を除くとなっておりますが、その辺ちょっとお調べをいただきたいと思っておりますが、もう1回答弁をよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 地方自治法の224条につきましては、今、私の手元でございます。その中の先ほど高橋議員がおっしゃる受益の限度につきましては、この限度については、

それぞれの分担金を徴収をする事業によって決定をしているという状況でございます。例えば工事でございますと、先ほど言いました5%、15%、あと、ほかにもさまざまな分担金がございます、例えば我々の業務の範囲の中では、水道の加入分担金、下水道の受益者負担金、そういったようなものがありまして、都度、事業の内容、事業費等を考慮しながら、それぞれ見立てをしているということでございます。

また、ちょっと姫川以西が云々というのは、村の工事分担金条例には文言としてございませんので何とも言えないんですが、村長答弁のように、姫川以西についても姫川以東と同様、特定財源を除いて分担金徴収率を乗じているということでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 今、課長からご説明をいただきましたけれども、昭和41年の改正によって条例が改正になりました。その後、54年度の要綱によって今の以東、以西の問題が出てまいっておりますし、特定財源の記載もあろうかというふうに思います。

もう1つは、今言ったその受益の限度というのはどのように見立てるのか。今言ったように、下水道の分担金ではなくて、工事分担金でありますので、水道工事というのも当然この上に、最初に申しあげましたように、下水道工事、上水道工事というのは、その工事に伴う分担金は当然伴うわけでありますけれども、負担金ではなくて工事の分担金でありますので、その分担金が一律15%とした根拠、これについて何で15%なのか。

今お聞きしておりますと、中には緩いのもあるというのは、それはあつて当然かと思いますが、その根拠というのはどのようなことをもって15%とするのか、複雑でありますれば結構でありますけれども、決めると何でもかんでも15%ということではないような気がいたしますが、その辺、もしそういう何か約束事があれば、お知らせをいただきたいと、こういうことでありますので、よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 地元分担金の15と5の根拠というお話であります。私、昭和45年に入職して建設課で工事を担当させていただきました。たしかその当時は記憶では、20分の10%だったかと思うんです。受益の特定については、当時、地区内道路、議員さんのところと言えば新田地区内道路、私のところと言えば飯森地区内道路ということで比較的、受益の特定しやすい事業が多かったということでもあります。その20、10が当時から高いのではないかというような背景がありまして、昭和54年に見直しで15%の5%ということで決めたというふうに想像しております。

ただし、最近になりますと、道路改良も地区をまたがるような事業も多々出てきておりますので、そういったものにつきましては関係する地域の皆様方にご了解をいただいて、分担金をお願い

いしているという状況でありますし、特定財源の扱いにつきましては、例えば100万円の工事費で50万円の補助金があれば、残りの50万に対して負担率を掛けていただいているという状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 建設課関係の皆さんに、これすぐ15%というんだけれど、どうなっているのかなというようにお話を現場でお聞きしたことがあるんですけども、特に以東の場合は、工事のかかる見積もり、いわゆる見積もりをつける段階で、その見積額とか、あるいは土地の購入額の一部とか、そういう経費としてかかるものを除いた工事金額の5%であるというようにお話を聞いたことがあるんですが、その点、おぼろげながらでありますけれども、そういう方法もあるのかなと、じゃあ以西についても、もしそういうものが行政で持てる工事費の中に含まれないとするならば、そういうものも当然、以西の方についても、そういうやり方があるのかどうかということを疑問に思ったわけではありますが、ちょっと質問がまずいか、その辺についてお答えをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 負担金の算出につきましては、姫川以東、それ以西とを差別なく同じ扱いで、それぞれの率を掛けて協力していただいているという状況であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 何か、私の条例の読み方が間違っているのか、何が間違っているのかわかりませんが、また場を改めてご相談に伺いたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、空間の放射線量測定器について、お伺いをいたしたいと思います。

環境衛生事業の位置づけで空間放射線量測定器が購入されましたが、測定機器の使用について伺います。空間放射線量の測定は、屋上などに固定して常時計測するのか、あるいは移動して随時実施の簡易測定も実施するのか伺います。

2番目として、長野の過去最高放射線量は、2011年3月15日の0.107マイクロシーベルトであったとの報道がありましたが、白馬村の測定データについてはどこで管理され、どのようにこれを活用するおつもりなのか、お伺いをいたします。

3番目、空気が汚染されれば水にも影響があるものかと思われませんが、水道水の放射性物質、放射性元素とセシウムは検査されたのでしょうか、または予定されているのか。3点について伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員、3つ目のご質問であります空間放射線測定器についてお答えを申し上げます。

この機器の購入については、既に議会の皆様にもご理解をいただいておりますけれども、なかなか品物が、注文が集中して間に合わない状況でありましたけれども、2月下旬ようやく納品となったところでございます。これはシンチレーションサーベイメーターと申しまして、空間の放射線、ガンマ線を測定する機器で、放射線による人体への影響度合いをあらわすシーベルトという単位で測定をいたします。持ち運べるもので、移動して測定できる機器でございます。

運用について今考えていますのは、子どもたちが日中生活する村内の小中学校3校と、しろうま保育園、また観光客が訪れる施設としてジャンプ台、大出公園、スノーハープなどを定期測定の場所としたいと考えております。測定は雪解けを待って、月1回程度のペースで行ってまいりたいと考えております。当然、公表を前提に行うものであり、学校と保育園には直ちにその場でお伝えをし、村民、観光客へは時間をおかずホームページに掲載するとともに、広報誌などでも公表してまいりたいという考えでおります。

なお、水道水の放射性物質、沃素とセシウムにつきましては、昨年7月14日に検査をいたしました。検出されませんでしたのでご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 空間放射線量の測定につきまして、今朝の新聞をご覧いただきましたでしょうか。新聞の見出しによりますと、長野、上小、松本変わらずと、こんな見出し、あるいは学校給食の食材放射能物質不検出、あるいは水道水放射性物質、長野では検出せずと等々が報道されています。

これからちょうど白馬は春一番が吹いて大風が吹く黄砂の季節であります。影響が出ないかも知りにかかる季節であります。今、子どものお話が出ましたが、保育園で昨年の秋、恒例の焼き芋会を開く予定で、たき火の準備が進められておりましたが、直前になって県からの枯れ木を燃やすたき火を自粛するというような通達があったということでもあります。保護者には文書によって連絡され、この焼き芋会は中止になりましたけれども、楽しみにしていた園児たちには、どんな言葉で中止になった状況が伝えられたのか、大変気になるところであります。

調査のデータに基づいて、今、報道いろいろ広報されたり、報道されているようにお聞きいたしました。村民が不安に陥らない、事実に基づいた広報を心がけるべきであると思いますが、この点、担当の課で特別、心がけていることがあれば、お伺いをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 先ほど、村長がお答えしたとおりでございますけれども、昨年2回、長野県で測定に参りましたときの値でも、例えば役場の前では0.1マイクロシーベルトということで、高い値は出ていないものでございますが、福島第一原発の収束までには30年、40年

とかかると言われている中で、これからも引き続いて村民、また観光客の安心・安全のために、この機械を有効に利用していきたいというふうに思っております。

ちなみに、試しに一昨日、役場の前で新しく来ましたこのサーベイメーターを使いまして測定を試みに試みましたが、0.09マイクロシーベルトということで、昨年11月の長野県で測定した値とほとんど同じ値だったものでございますことを、ご報告いたします。

議長（下川正剛君） 高橋議員、先ほどのたき火の関係で、園児たちがどういう考えを持ったかという、そういう質問があったと思うんですが、その質問でよろしいでしょうか。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 県の方から通達がまいりまして、しろうま保育園でのたき火については、保護者の方に心配をかけないようにという配慮をして、一応中止にいたしました。園児に対してどのようにお知らせしたかという話については承知はしておりません。

以上です。

議長（下川正剛君） 高橋議員、よろしいでしょうか。ほかに質問は。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 先ほどは、空間放射線量の調査ということで、調査の実態についてお伺いをいたしました。放射線量の調査で、この記事の中に例えば、放射線量というのか、学校給食用の食材は放射線物質不検出であるとか、あるいは飯田では施設内栽培のキノコのほだからは検出せずとか、こんな記事があったり、県産牛肉も不検出というような記事が、毎日新聞の方に報道されてまいるわけでありましてけれども、これは放射線量の、いわゆる空間ではなくて、そういう機械は特別に持たなきゃできないかと思うんですが、そういうものは白馬では購入するか、あるいはどこかへ委託をしてはかってみるかというようなことが、やる気があるのかどうかというのは、もしこれ出るとなったら大変なことになってしまいます。そうかといってそれは事実でありますので、すぐその場で手を打たなければならないことでもありますけれども。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、非常にこの時期、風が舞ったりなんかしてくるので、当然、空中にあったものは水に溶けるといような循環を繰り返します。そして春から農耕が始まりますが、そういうものが住民が不安に思っているときに、もし仮にそれをはかるとい、測定するということになると、どこへ持っていけばいいのか、あるいは白馬村ではそういう機械を準備するのか、あるいは借りてきてやれるのかということについて、わかりましたらどうぞ答弁してください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 食品の放射性セシウム等を測定することは、今度買いましたサーベイメーターではできません。そういったものを行うには、ゲルマニウム半導体検出器、あるいは簡易スペクトロメーターというような機器が必要なものでございます。ちなみにゲルマニウム半導体検出器につきましては、1,500万から2,000万かかると言われております。簡易スペ

クトロメーターの方は250万程度で購入できるものですが、今のところ白馬村でそういったものをご購入する予定はございません。

なお、学校給食につきましては、たしか県の環境保全研究所に持ち込んで検査をしていただいているというふうに聞いておりますが、もしあれでしたら、また教育委員会の方で答弁していただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 学校給食につきましては、先ほど環境課長の方で申し上げたとおり、県の方へお願いしまして、月1検査をしております。検出結果につきましてもホームページに載せていますし、学校給食での食材につきましても、どこの県産等についてホームページで公表しているところであります。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありますか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） いろいろご苦労さまでございました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第8番高橋賢一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） よろしく願いいたします。10番、小林英雄です。

質問に入る前に一言、申し上げたいことがございます。東日本大震災、長野県北部地震、そして福島原発、この事故から1年が経過をいたしました。犠牲となられた方々とそのご家族、関係者の皆さんに深い哀悼の気持ちを表明いたします。そして、被災されたすべての皆さん、とりわけ今なお避難生活を強いられている方々に心からのお見舞いを申し上げます。

さて、そうした中で、家も職も失い、いまだに収入の道が閉ざされている方も少なくありません。それなのに野田内閣は、庶民に増税を押しつける冷たい政治をゴリ押ししようとしております。これは被災地だけの問題ではありません。この間のマスコミの世論調査によりますと、増税反対が増税賛成を上回っております。増税されたら商売を続けられない、今でも家計が苦しい、どうやって暮らせと言うのか。このことは我が白馬村も決して例外ではないと思っております。

厳しい話をさせていただきましたけれども、14年連続でもって、みずから命を絶つ方が3万人を超える、生活保護者が200万人を優に超える。年収200万円以下の人々が急増をしている。とても観光どころではない、こんな気がいたします。これからも観光客の長期低落傾向は続くのではないかと、そういう心配をいたしております。

冒頭に以上のようなことを申し述べさせていただきましたけれども、質問に入らせていただきます。

今回、テーマは2つでございます。項目は2つでございます。図書館の問題、そして木彫り文化というふうに書いてあります。この2つでございます。この図書館にしろ、木彫り文化にしろ、私はいずれも気持ちの奥底には、これは観光問題であるという気持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

白馬村の図書館の運営理念、大変立派なものであります。村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指すと書いてあります。そのとおりだと思います。そうあってほしいと思っております。インターネット時代に突入している今日、図書館は時代に取り残されたものであってはなりません。膨大な情報が交錯する中で、そういう中でこそ図書館の真価が試されるのではないのでしょうか。図書館は厳しい言い方ですけども貸本屋ではない、同時にまた本を読むだけの場所でもありません。

そこで、図書館については3点ございます。1つ目は、全国的に複合施設としての図書館が増えています。いろいろ複合ですから、いろんな施設が考えられるわけですけども、まず1つ目は、そういう図書館づくりを目指す、そういう村長の考えはいかがかということでございます。

そして2つ目は、現在の施設の増改築か、新たに建設するのか、調査、検討はどこまで進んでいるのでしょうか。これが2つ目でございます。

そして3つ目は、図書館協議会がございましてけれども、これも議会の方で私、出させていただいております。これはちょっと単純な質問なので、簡単にお答えいただければいいんですけども、図書館協議会の開催回数、これが少ないように思うので、増やしたらどうかという単純な質問でございます。

図書館につきまして、以上3点について答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から、2つの項目でお尋ねをいただいておりますが、最初に白馬村図書館問題についてお答えをさせていただきます。

図書館は、村民の暮らしや学習に必要な資料、情報を収集し、それらを提供していくことにより、一人一人が生活や仕事に役立つ知識を身につけて、生きる力と知恵を生み出す生涯学習の中核の施設と考えております。文化水準の向上や情報化の進展等、社会情勢の変化に伴い、図書館の役割も変化をしております。図書情報の電子化に対応したサービスを初め、子どもから高齢者まで手軽に学習できる機能を充実することが求められているところであります。

そこで白馬村図書館では、図書館協議会において、さまざまな視点から図書館サービスの充実を図るために、白馬村図書館計画の策定に向けて検討をしていただき、平成22年9月に策定することができました。

この図書館計画では、住民が必要とする資料、情報を迅速かつ確実に提供するために、村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指しますという運営理念を掲げ、その実現、具

体化のために、住民の知る権利を守り、その必要とするあらゆる情報を提供するように努めること。子どもたちの豊かな心と生きる力をはぐくみ、また高齢者が豊かに暮らせるように支援をする。図書館の利用が困難な方を含め、あらゆる村民が利用できるよう支援をする。学校図書室、県内図書館や関連機関と連携し、資料、情報を提供するとともに、村民の享受できる図書館サービスの充実を図る。村民の村政参画を積極的に支援し、村の活性化の一たんを担うとともに、村の文化振興に役立つ図書館を目指す。という5項目の運営方針を定め、取り組んでいるところであります。

まず、1つ目の全国に複合施設としての図書館が増えているが、村長の考えはというご質問でありますけれども、複合施設は地域文化のシンボリックな施設として、情報発信力の強化、生活文化、学習活動の連携によるさまざまな分野の交流促進、子どもから高齢者まで多様な世代の人々の触れ合い、相互支援の拡大など、施設相互の結びつきによって地域社会の活力をはぐくむ効果が期待されますので、当然必要と考えているところであります。

2つ目の、現在の施設の増改築か、新たな建設をするのか、調査、検討はどこまで進んでいるのかというご質問であります。第4次総合計画後期計画の施策にありますように、図書館施設整備については調査、検討をこれから行ってまいります。図書館協会からも、図書館建設の要望をお聞きしておりますので、今後、多種多様な要望にこたえる蔵書、ゆったりとした読書環境、問題解決支援型サービスといった観点から、新たな図書館の整備を検討してまいりたいと考えております。加えて、既設の施設利用かというようなお話がございましたけれども、ままたこの複合施設として新たに建設をしていくためには、既設の施設を利用してというのは、大変困難部分が多かろうと、このように考えております。決して箱物という狭義の視点でとらえるのではなくて、今目指す図書館づくりのためには、やはり場所の問題も含め、どういった建設が好ましいのか、これも含めて前向きに検討をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 小林議員さんからの図書館問題の関係の3つ目の項目について、答弁申し上げます。

小林議員さんの図書館問題の関係につきましては、委員さん、図書館協会の委員になっておられます。総じて図書館のことについて若干申し上げますと、今の白馬村の図書館は、平成10年の10月に旧法務局の跡地に開設をしまして13年が経過をしております。現在、蔵書されている冊数は3万5,000冊余りありますけれども、訪れてくる村民方に目に触れるところに置かれている図書は2万冊余りというようなことで、6割くらいしか開架されておらず、残り4割は書庫といいますか、そういった場所で保管されて、非常に手狭な状況というような感じを受けておられると、そんな中での図書館の問題のご質問かと思えます。

その中で、3つ目の項目といたしまして、図書館協議会の開催回数を増やすべきだと思われるがどうかということでございますけれども、図書館協議会の開催状況につきましては、平成21年度に2回開催され、平成22年度も2回という状況でありまして、本年度は平成23年度は8月に1回、図書館運営についてのご協議をいただいております。小林議員は図書館協議会のメンバーでもあり、協議のその内容についてはご承知のことと思います。

今後につきましては、先ほど村長の答弁の中でも若干触れましたけれども、第4次総合計画の後期計画、そして図書館計画の中で、図書館の施設整備についての調査、検討をしていくということがうたわれておりますので、新たな機能を付加した図書館の展開も含めまして、協議会で調査、検討をお願いしてまいりたいと思っております。

この図書館計画を策定していただきました、その中には数々の検討項目がございまして、まだまだ実施されていない多くの項目もございます。そういった項目をクリアしていくために、委員会の皆さん方のご意見等をお聞きして、利用しやすい図書館を目指しての対応等を検討していただくためには、当然、協議会の開催回数も増やしていただいて、審議、検討をいただきたいというふうに思っておりますので、今後、委員の皆さん方にはお手数をおかけするというようなことになりすけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 答弁をいただきました。私は、この図書館の問題については、たしか今回で二度目かもしれません。前福島村長時代に一度、質問をさせていただいた記憶がございます。そのときには、もう随分昔になりますけれども、今度もしこの村でそういう事業と申しますか、手をつけるとすれば、今度は図書館だなというようなお話をいただいたことがあるので、それで、それから随分年月がたっております。

それで今、教育長も言われておりますけれども、これは参考までに、これはちょっと記憶を呼び起こしていただきたいんですけれども、私は第3次の後期計画審議会というのが、この第3次の中で書かれている文面は、先ほど村長が言われた図書館のいわば果たすべき役割、理念、こういったものは既にうたわれております。それで第4次になって、初めて、とにかく4次計画、後期の中では現在の施設では限界に来ていると、限界だと、だからいろいろ理念として立派なことがうたわれていて、私はそのことに何ら不満は一切持っておりません。大変すばらしい理念のもとに図書館の生涯教育、そういう言葉もありますし、公民館と並んで図書館の位置づけ、理念、これは3次のときにも、それから4次後期計画の中でもうたわれておりまして、全くそのとおりでございます。

先ほど村長が言われた言葉のとおりだと思いますけれども、そういうものを実現するにはですね、ちょっと余りにも、年数がたちすぎているのではないかということなんですよ。せっかく繰

り返しますけれども、そういうものを実際に実現するためには、現在の施設では限界に来ているということで、それで建てかえるか、増改築するか、増築か改築か、いろいろ申し上げさせていただきましても、これは私の記憶に間違いがなければ、この図書館問題というのは、これは図書館といえるかどうかわかりませんが、村誌によれば昭和57年8月というような記録が、これ間違いがなければ、これはまあ図書館とは呼べない、図書室と言った方がいいのではないかと思うんですね。約30年前ですね。

それで3次のとき、第3次にやはり同じ理念が書かれているんですけども、これは平成12年の10月、これは太田村長が答申されているわけですね。それからもう今日まで10年、この間に本当に白馬村の図書館が、図書館はこの図書館も日進月歩ですから、もうすばらしい図書館が次から次へと生まれております。そういう中で、本当に白馬村、世界の白馬、村ごと自然公園と言われているこの白馬で、理想的な図書館というものは、みんなだれしも望んでいるところだと思いますので、先ほどこれから、それから新たに、この2番目の現在の施設の増改築か、新たに建設するのか、調査、検討はどこまで進んでいるのかという、そういう設問に対しまして、できるだけ早く増築、改築というのは私は無理だと思いますけれども、新たな建設、そのところでこれは余りにもね、時間が経過が長すぎると思うんですね。ですから、もう少し明確に、いつごろというようなことを言っていただけると、大変助かるんですけども、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、私自身の考えも小林議員、言われたとおり、現在の施設は図書館と言えるような施設ではないというふうに認識をしております。就任当初からも、この図書館の建設については、私自身の考えとしても何とか今、申し上げたような、最初に答弁申し上げましたような内容を考えると、やはり充実をしていく必要があるということで、増築等で解決ができる問題ではないというふうに考えております。

複合施設としても考え合わせると、これはもう新築をする以外にないというふうに考えております。場所については、現在の場所がいいのかどうかは、これから協議によるところでありますけれども、今後の取り組みとしては新築という方向で私は進んでいきたいと、このように考えております。

ただ、ここでまた大きな課題になってまいりますのは、厳しい財政の中でありまして、こういった施設建設に向けて、有利な起債というものが、なかなか今まで見当たらなかったというふうに私は認識をしております。今後は具体的に検討してまいりますけれども、今まで話題になっておりました辺地債というような、ああいう有利な起債というようなものは、私はないというふうに理解をしております。こういった辺地債等のような有利な起債があれば、また、ある程度早い時期に方向が出せるのではないかと、こういうふうに思っておりますが、現在のところ、

そうした資金的な財源確保の問題等も含めて、非常に確定した資料を持ち合わせておりませんので、明確な答弁はできませんけれども、建設に当たっては、どうしても有利な助成、あるいは補助等を求めながらやっていかざるを得ないというのが現状でありますので、その辺のところは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

ただ申し添えておきますけれども、いたずらに、ただ先送りをするということでのいるわけではございませんので、ぜひご理解はいただきたいと思います。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 図書館のことにつきまして、実は私もこの村に移住して15年がたとうとしております。なぜ私が、ちょっといろいろ、私見を述べさせていただきますと、この村の品格とか、町の品格とかっていう、そういう言葉があるんですけども、国家の品格なんていう言葉もありますけれども、やはり文化レベルを象徴する、もう図書館を見ればこの村がわかる、町がわかると、今そういう時代に入っていると思うんですね。そういう意味で、今、答弁いただいたんで、かなり前向きな答弁をいただいたと思います。つまり、その村なり町なりの文化レベルがわかると、そういう象徴する存在でなければいけないというのは先進事例、先進地ではもう常識になっておりますので、ぜひ、できるだけ早い機会にですね、理想的な図書館を、ぜひ建設の方向で実現してほしいと思います。

それから、こういう理想的なことをちょっとお話しさせていただきますと、私は大変苦い経験がありましてね、こだわるようなんですけれども、ちょっとお聞きいただきたいと思うんですけども、私が移住してきて1年、2年目ぐらいのときに、私の場合も東京の人間ですから、東京に長く暮らしていて、私も本が大好きで、そうしましたら、やはり東京や名古屋、大阪あたりから移住してこられた方が、もう本がたまっちゃってしょうがないんだと、何とかしてほしいという相談を何人かの方から受けました。その都度、図書館でいろいろ、現図書館ですね、ちょうどそこで、実はなかなか未整理の状態がまだ続いているんで、ちょっと白馬村の今の図書館では無理だというようなことで、私自身も何か変わって、お断りしたケースがたくさんございます。

それから、もう1つは、これは余り申し上げたくないことをあえて申し上げますと、もう十何年前か、長野県図書館大会というのがウイング21で開かれました。それで、そのときの記憶を申し上げますと、記憶に残っているんですけども、とにかくあのウイングの会場、500席、もう超満員なんですよね。それで特に踊り場の中2階のところには、いろんな機器メーカーが来て、もう先進的な、もうそれは十何年前に、もう既にそういう方向で、それぞれの市町村の図書館関係者は、もう各地から全県から集まってきて、熱の入った討論がされた、そういう記憶がございます。

私も図書館大会が白馬村であるんだよということを、友達が大勢、やはり長野県下におります

ので呼びかけました。そうしたら10人くらい友人が来てくれまして、白馬村の図書館をぜひ見たいと、それが楽しみで来ましたと言われたときに、本当にこれは嫌みでも何でもなくて事実を申し上げているんですけれども、閉館しちゃってたんですね。そういう寂しいというか、ちょっと残念な記憶がありますから、それで図書館問題については非常なこだわりを持っているわけです。

それで今、村長の方から新築という形をとるといふ、そういう答弁をいただいたんで、ちょっと安心はしたんですけれども、私は今度はその中身の問題になると思うんですけれども、私は以前、最初の図書館問題で白馬村にふさわしい図書館って何だろうということをしきりに考えました。そうしたら今、そのときに私はスキーのことなら何でもわかる、歴史もわかる、それからもう世界じゅうのスキーのことが全部わかる、それから山岳都市ですから、もう山の本がすべてある。今の法務局の建物では、そういう理想的なものはとても追求しても意味がないと思っておりましたので、どうせのことなら、とりあえず今のあの場所は、学校にも近い、それから駐車場もそれなりに役場の駐車場もあります、学校も近い、そんなことで決してあの場所そのものはね、私は利点と考えれば、便利なところと言えば便利なところだと思っております。そういう利点もある反面、あの建物のあのスペースではとても特徴は出せない。どんどん先進地の図書館に追いつかれていくということが目に見えていたものですから、白馬村ならではの図書館というものを、あえてそれこそ図書館協議会の皆さんとも、回数を増やすというのはできるだけ中身の濃いね、そういう集まりにしたいと思っておりますから、どうでしょう。

質問の2つ目に入りますけれども、本当に特徴ある図書館というのはね、もう観光スポットになるんですよ。いい例は小布施町です。特に用はないんですけども小布施町へ行ってみようというのは、1つは図書館を見に行くという人が非常に増えております。ですから、もう図書館というのは、いろんな意味で特徴を持って、それが観光スポットに、必ずいい図書館はみんななっています。

これもちょっと話が長くなりますけれども、私の都合で申しわけありませんけれども、例えば、築地には魚の図書館があります。それから草津には温泉図書館があります。それから新潟でこれは有名なんですけど八蔵という、これは八海山のお酒ですね。もうお酒のことなら、日本酒のことなら何でもわかると。それからそういう特殊性を、これは成田山には仏教関係のことはすべてわかると。それは特異な例ですけれども、私はやっぱりこの白馬村、この観光の村であり、山岳リゾート地、もう白馬に来たらもう絶対図書館を寄れよというくらいの、そのくらいの観光スポット、それでしかも複合施設というようなものを夢に描いております。

それから、質問事項にも言いましたように、ただ単に本を読むだけの場所でもない。本を読まなくてもいい。1日そこでぼんやり過ごせる、そういう場所であってもいいんじゃないかと、そんな夢みたいなことを考えておりますので、もう一度、その特色ある図書館づくりという点につ

いて、村長の考えを聞かせていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 図書館の内容について、そしてまた小林議員、理想とする図書館についてのお話を伺いましたけれども、私も小林議員のお考えに、何一つ反論をするところは持っておりません。まさにそうならばいいという思いは、一緒だというふうに思っております。

ただ、何しろ今、蔵書の問題についても、小林議員おっしゃられましたように、本の好きな方というのは白馬村内にも大勢お見えになります。そういう意味で蔵書を集める、本を寄附していただくということになれば、私は相当数の方からご寄付もいただけるだろうと思っておりますが、今の現状であります、ある蔵書すべてがまだ閲覧できないというような、非常に手狭の中で求められないというのが、今も現状としてあろうかと思えます。

そうしたことを解決するについても、最終的にはもう申し上げたとおり、新たな施設整備をする以外ないというふうに思っております。そしてまたその内容の一部としては、この白馬の生い立ち、スキーに関する資料、あるいは山岳関係にかかわる資料は、この白馬の図書館で間に合うというようなことも、私は大事なことであろうかと思えますし、そういった意味では八方尾根、八方区の地区の皆さん方が、地区を挙げて資料館の建設に取り組んでいただき、ご覧になったかと思えますけれども、やれば村民の力で、ああいう資料館なんかができることを考えれば、この図書館建設についても、またその内容についても、協議会等で十分ご審議をいただければ、内容は整えていかれるだろうと、こんなふうに思っております。

私も一番つらいのは、小林議員言われたことは、数名の方からお聞きしておりますけれども、その村の図書館を見れば、文化レベルがわかるというお話は聞いておりますが、本当に聞くたびにちょっと胸の痛む思いもしております。近隣でも、やはり最近ようやくできたというようなところもあります。時間も必要でありますし、資金の裏づけも必要であります。ただ、そればかり言っているわけにも、いかないう時期にも当然来ているわけでもありますので、厳しい中でも取り組みを進めていきたいと、そして観光の一翼を担える図書館としての役目も、当然求められるところでもありますので、くどい話ですけれども、今、小林議員が言われたことは、私も同じ気持ちとして持っておりますので、ぜひご理解はいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 図書館全般にわたるお話をさせていただきました。これは質問ではございませんけれども、ワンダーランドという言葉があります。図書館は本来そういうものであってほしいという、そういう気持ちが私、強くあります。これは日本語に訳しますと、不思議の国というふうに言う人もいます。それから、おとぎの国と言う人もおります。それから魔法の国、こんなふうに訳されているようですけれども、いずれにしろ、そこでのんびり1日過ごすだけで1冊の本も読まなかった。中にはお休みになっている方もいると、でもこれは本当に白馬村のこう

いう、どこへ建てても、風光明媚というんですかね、建物そのものも、1つだけ申し上げておきますけれども、あの建物何だろう、入ってみたら図書館だったと、それは建物の魅力ですね。そのようなことも非常に大事だなと、こんな夢みたいなのを申し上げておきます。

それでは、次の2つ目の質問に入らせていただきます。私、どういうふう言葉を使っていいか、よくわからなかったんですけども、木彫り文化ということで呼ばせていただきます。

人口が9,000人の村において、木彫りのたくみとして知られる方々が複数存在し、そして日夜その技量を発揮されています。ご存じのとおりだと思います。そして、このような村は日本広しといえども他に例がないのではないのでしょうか。改めて木彫り文化の再生と隆盛を目指し、村として以下の助成を行うことにより、木彫り文化の里づくりを志向してはいかがでしょうかということをございます。

幾つか、今のある木彫りセンターですね、作業所のことだと思います、作業所ですね。どういうふう呼ばれているか今はわかりませんが、実際にたくみの方に直に伺いましたところ、大変あそこの地代が高いと、そんな悩みを言われておりました。それから、作品展示の新設または拠点づくりみたいな、そんなようなこと、それから後継者、これはもうかなりお年を召した方もいらっしゃるの、その後継者を何とかつくりたいと、この木彫り文化が廃れてしまうという、なくなってしまうという、そういう危機的な状況が考えられますので、その辺について全般にわたって、木彫り文化について、村長の今考えていられることとお話しいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員2つ目の質問である、木彫文化の再生についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

木彫文化の里づくりを志向してはどうかと、こう言っておられるというふう理解をしております。白馬村における木彫文化は、上田市の農民美術に由来をしており、大正時代、上田市出身の洋画家、山本鼎氏が、冬場の農家の副業として広げた木彫手工芸で、上田市の伝統工芸でございます。白馬村で美術を志す若者たちが先生のもとに足しげく通い、木彫技術を習得したのが白馬村における木彫文化の始まりであり、当時、白馬中学に在籍しておられました石沢清先生の功績が非常に大きかったというふうにお伺いしております。また現在は、公民館講座などを通じて、趣味として木彫を楽しむ人も多いというように聞いているところであります。

さて、ご質問の今ある木彫センターの地代などに対する助成についてのお尋ねであります。木彫センターについては、昭和56年に村内で木彫を営む方々7名が白馬木彫連組合をつくり、事業主体となって、国の林業構造改善事業の補助を導入し、施設を建築し、正式名称を白馬木彫研究センターとして使用が開始をされました。公民館成人学級の木彫教室の開催や、修学旅行の体験教室等を行うなど、組合で施設の運営を行っておられました。運営は建物の償還も含め、会

費や村からの助成、講習会、教室の参加費等で賄われてきたところでございます。時間の経過とともに7名の会員の方々、それぞれに展示販売の店を持たれるようになり、現在センターは木彫同好会の教室の開催と修学旅行の受け入れ等で、年間二百数十人程度のご利用となっている状況でございます。

ここで、質問の地代に対する助成でありますけれども、現在は組合で教室の収入や会費を中心に経理がなされておりますので、特に村としての助成を考慮はしておりませんが、いろいろな経緯もあるようでございます。小林議員もこの件については多分、木彫組合のどなたかからお聞きになったと思いますけれども、私も実のところ、この木彫組合の方々から、いろいろ相談にあずかりました。今までの経緯も含め、そして実情と、そしてまた、この後の小林議員の質問にもお答えをしてみたいと思いますが、これも大変、観光の一翼を担っていただける、そういった本当に貴重なものだと、こんなふうを考えておりますので、何とか木彫組合の活動がさらに充実するような、そんな方法をともに考えていければと、こんなふうに思っているところでございます。

次の、作品展示場の新設または拠点づくりという点についてでありますけれども、当初、同センターを建築するに当たりましては、作品の展示場としたい考えがありましたけれども、補助事業の制約から展示場だけでは採択にならず、木材加工のできる施設となったところであり、その後、会員それぞれが個々に施設をつくってまいりましたので、今さらでありますけれども、展示場の新設や拠点については、組合自体も必要としないように聞いております。今後、先ほど申し上げましたように、組合で必要ということであれば、ご相談に応じて公共施設等の開放も、また最初のお尋ねの問題も含めて考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

3つ目の後継者の育成のための助成についてでございます。後継者育成のための助成については、修学旅行の受け入れでも平成4年以降、受講者が激減しているのが現状であります。その理由としては、おいでになる方々、全生徒ではなくて、希望者だけの選択制となったことなど、また木彫を行う機械が学校の中でも減り、木彫同好会の受講者でも、若い方がいないような状況であり、村の助成だけで希望者が出てくるというような状況にはないと思われまます。一方では、木彫連合組合の方が講師を務め、公民館の成人学級として昭和54年より木彫教室を開校しており、現在は白馬村木彫同好会として15名の方が木彫美術を愛好し、文化祭などでその結果を発表しているところでございます。

前述のとおり、なかなか若年後継者が育ちにくい状況でございますが、農民美術に端を発したこの白馬村の木彫技術は、愛好者を通じて脈々と受け継がれているものと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、この白馬の観光、文化をやはり伝承していただくという意味でも、この木彫工芸に携わる後継者の育成は、私どもの力だけではどうにもならないところはあります

けれども、こうした点についても、木彫組合の皆さん方と将来を含めながら、ご相談に乗りながら、また村も協力できる点についてはご協力を申し上げて、なるべく木彫組合の皆さん方の意に添えるような形づくりができればと、こんなふうに思っているところであります。

以上で、木彫文化の再生については答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 今、答弁をいただいて、認識は変わらないと、私もそういう意味でちょっと安心した部分もあります。

今、非常に話題になっておりますのは、飯山市の高橋まゆみさんの博物館ですか、あれは年間30万人をというように、テレビでも何回か放映されております。ああいう、それぞれが、村長言われておりますけれども、それぞれが作業場を持たれていて、それなりの美術館と展示場とまではいかないまでもね、それぞれお持ちになっていらっしゃる。

ただ、私はこの木彫り文化の里という、とても格好いいんですけども、やっぱり私は最初に、私もさっき村長が言われたように山本鼎のお話、それから伝統的にこういうものが村にあるんだと、脈々と続いてきているんだという話も全くそのとおりだと思って、認識は全く同じなんですけれども、私も何人かのたくみの皆さんと、中途半端ではありますけれども、完全な形でもっともっとお話を聞きたいことがたくさんあるので、これからもお会いする機会があれば、どんどんお話を、こちらから質問もあるし、またいろんな貴重な話を積み重ねて聞かせていただいて、自分なりの知識を得たいと思っておりますけれども、いかんせん何と申しますかね、拠点づくりというちょっと大げさなんですけれども、やっぱりもっとね、これも先ほどの図書館と全く同じように、あそこへ行けば、もう白馬へ来れば、あそこは木彫りの里だよと、私は本当にお一人お一人のたくみの方たちのわざ、作品ですね、そういうのは一通り全部拝見をしたわけです。私も何点か買わせていただいておりますけれども、もうそれはね、もうここに冒頭に、この質問事項に書いてありますとおり、もうもったいなくてもいいし、こういうものがね、やはり言葉は悪いですけども、放置してしまうと廃れてしまうと、なくなってしまうと、これは、これが1つはこういう木彫り文化と一口に言えますけれども、もう本当にもったいない話だと思っているものですから、そういう熱い気持ちがあるものですから、白馬村へ行ったら、こういう作家がいるよと、こういう人があるよと、こういう作品があるよ、こういうものが見られるよと、それであるならば、本当に行政というか、あるいは観光局もそうだし、それから観光農政課もそうだと思うんですけども、やはり強烈なそういうものを、そういう里なんだというものを発信する、そういう意味で、強烈なインセンティブをとっていただけたらと、そういう熱い気持ちがあるものですから、それでこういうテーマを設定させていただいたわけです。

先ほど、高橋まゆみさんの話をしましたけれども、これはちょっとずれるかもしれませんがけれども、岳の湯の話がこのところ、昨日も出ておりましたけれども、ああいう施設、これから利

活用をどういうふうにするのかということは、まだわかりませんが、あの利活用の中で、いろんな提案がされたようですけれども、私、直に会った方では、あの中にそういう展示場できないかなと、そういう提案された方も何人かいらっしゃいます。

やはり拠点というと大きさですけれどもね、できるだけあそこへ行ったら見られるよと、それから実際に習うこともできるよと、そういう意味での何というんですか、精神的な拠点づくりというものも含めて、やはりこの白馬の文化レベルの高さみたいなものを、もう少しアピールできるんじゃないかなと、そんな思いもありますので、もう一言で結構ですので、やはり何かそういうたくみの皆さんの作品がですね、まとめて見られるような場所というのを、そういうものが拠点づくりとは言いませんけれど、考えられないものでしょうか。もう一言お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、小林議員おっしゃられた拠点づくりということについても、現有の施設の有効利用とか、いろいろ方法論はあろうかと思えます。

ただ、当初みんなでまとまってやろう、組合の木彫、組合の拠点づくりとしてつくろうという皆さんの思いで、ああいう施設ができたわけでありましてけれども、やはりいろいろ時間が経過するとともに、やはり同じ木彫をされる方でも、おのおのやっぱりそれぞれの考えがあり、現状のような形になってきたのではないかと、こんなふうに思っておりますが、そうした個々での活躍をするときに長く続き、そしてその現状がいろいろ問題も新たに出てきたというようなことから、小林議員も会員の方からお話をお聞きして、興味と申しますか、いろいろお考えになるところがあったことと思えますけれども、そのことも含めて、私も皆さんとお話はさせていただきたいと思えます。個々の具体的なことについては申し上げられませんが、またそれぞれお話をし、その求めるところが明確になれば、対応できる点については私どもも応援はしていきたいと、このようには考えているところであります。

加えてまた、こういった文化というものは、お金を出したから、外から応援をしたから、すぐ育つというような、結果がすぐに出るようなものではない、やはり今までこうして木彫という、たくみのわざが評価されるようになってきたのには、相当年数かかっております。その中で、もう白馬でもこの組合に所属している方々、それぞれ全国的な展覧会の中で相当な優秀な賞をいただいている方、大勢おいでになります。そうしたことで、そうした現在いる人たちをこのまま埋もらせてしまうというのは大変、我々としても、村としても大きな損失だと思っております。その辺も含めた、今後やっぱりお話をお聞かせいただきながら、将来への取り組みもお聞かせいただくことが大事な事かなと考えておりますので、取り組みはしていきたいと、こう思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 今、お一人お一人と、私もお会いしてですね、正直に皆さんおっしゃるのは、みんな一国一城のあるじだよと、偏屈だよと、変わり者もいるよと、ざっくばらんにだんだん打ち解けてくると、いろんなことをおっしゃるんですね。遠慮なくもう打ち解ければ打ち解けるほど、ざっくばらんな話ができるようになって、これはとてもうれしいことなんですけれども、やはり作品によってはね、例えばお話を申し上げてあれですけども、例えば堀之内の高橋本栄さんなんかは、あれは作品が大きいですからね、ですからああいうものは、しょっちゅう日展で入選されて、賞を取られていると、もうほれほれするような作品なんだけれども、いかんせん作品が大きいので廊下に立てかけてあると、ところ狭しと、そういう事情もあって、それぞれやはり作風も違うし、それから作品そのものも違います。大きい小さいももちろんあります。

そういう意味では、なかなか一同にというのは難しいかもしれませんが、しかし今、村長が言われたように、改めて一人一人の本当の気持ちというもの、なかなかそのときそのときをもって、いろんなお話しされるんで、なかなかまとめ上げると、集約するということは、非常に難しい方たちなので、ぜひ働きかけの方をお願いして、本当の気持ちというものをやっぱり、全部できれば、全部一たん受けるというような、そういう心構えでもってぜひ接していただいて、さっき村長も言われたましたけれども、本当に損失だという点では私も全く同じ感覚でありますので、繰り返しますけれども、本当に白馬村というのはすごいなと、もちろん村内にいらっしゃる方も興味ある方もそうですし、やはりこちらへ訪れる皆さんが、やはり白馬を旅してよかったと、そういう思えるような、そういう村づくりを、その一環として図書館の問題と、この木彫りのことについて質問をさせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問時間は終了をいたしましたので、第10番小林英雄議員の一般質問は終結をいたします。

ただいまより3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第12番松沢貞一議員の一般質問を許します。12番松沢貞一議員。

第12番（松沢貞一君） 12番、松沢貞一でございます。私は、財政運営についてを質問をさせていただきます。

1、現状と今後の見通しについて。2、臨時財政対策債について。3、事業の見直しと選別について。大きく3項目で質問をさせていただきます。

まず、現状と今後の見通しについてでございます。平成24年度予算の概要によると、次のように書かれております。平成24年度は固定資産の評価がえの年となり、村の税収の69%を占

める固定資産税の減少が予想される。平成22年度決算数値に基づく財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率19.2、将来負担比率64.4となっている。実質公債費比率は平成23年度決算数値では、起債発行に国、県の許可が必要な18.0を下回る見込みである。財政健全化の兆しが見え始めたとはいえ、公債費の支出額は依然として7億円台で、歳出の14%余りを占めている。今後は広域連合における施設整備の負担なども計画されており、依然として厳しい財政状況が続く見込みである。というふうに書かれております。

村の財政を経過によりますと、長野オリンピック関連事業によりまして、村債残高はピークの平成9年度には117億7,300万ありましたが、平成22年度には60億6,200万円までになっております。また、公債費負担はピークの平成11年度には15億5,200万円となっておりますが、平成22年度は7億7,000万円までになってきております。公債費負担適正化計画、財政健全化計画により、順調に減少してきたと言えます。一方で、村税収入は、ピークの平成8年度には23億7,600万円ありましたが、平成22年度には15億3,000万円までになっております。

このような状況になっているわけですが、現状は健全性の観点からはどの程度のレベルにあるのかをお伺いいたします。

また、今後についてでございますが、人口の減少、それに伴う税収の減少、あるいは経済環境の厳しさからの税収の減少、高齢化の進行による福祉、医療、保険関係の負担増等々で、懸念材料が山積しておりますが、財政の今後の見通しについてお伺いいたします。

2番目に、臨時財政対策債についてでございます。昨年9月定例会の一般質問において、この問題をお聞きしましたが、もう一度お聞きいたします。その際の村長答弁によると、臨時財政対策債は通常の地方債と違い、地方交付税の交付にかえて地方債の発行額が配分されるものであり、財源としては一般財源扱いされるものである。その配分額の元利償還金に当たる金額は、後年度の普通交付税に算入され、新規発行により地方の財政状況に悪影響を及ぼさないように配慮されている。配分されている金額は地方自治体が地方債として発行する限度額であり、実際の発行については地方自治体の裁量にゆだねられている。白馬村では、毎年度限度額までの地方債の発行を行っている。という答弁がありました。

平成24年度も限度額2億6,050万円が計上されております。この臨時財政対策債の推移を見ますと、平成21年度年度末現在高でいいますと、平成21年度16億8,000万、22年度19億3,800万、23年度見込額で21億3,500万、24年度見込額で22億7,600万というふうに年々増えてきている現状でございます。平成24年度末の地方債の見込額で見ますと、合計57億4,900万のうち、臨時財政対策債は22億7,600万ということで、かなりの幅になってきております。

というようなことですが、この臨時財政対策債については、後から地方交付税に算入

されるとはいつでも、借金であることには変わりはなく、また国の情勢も、また交付税の状況もどう変わるかわからないという懸念もあり、財政健全化の観点からは過度に依存しない方が健全と言えると思いますが、この臨時財政対策債の金額の妥当性についてお伺いいたします。

3番目に、事業の見直しと選別についてでございますが、財政健全化のために国、県において、いわゆる仕分けが実施されていますが、白馬村においても財政が厳しい中で課題が山積しており、限られた財源をより有効に活用するために、絶えず事業の見直しが必要と思います。継続的に施行されているものについては聖域なき見直しをすべきであり、新規のものについては、あらゆる面から十分に検討し厳選をすべきであると思います。また、いずれも経常経費が多額になるような施策は、特に慎重な検討が必要と思います。

事業の見直しや選別がどのように行われているのかをお伺いいたします。また、選別された事業の優先順位はどのように決めているのか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員から財政運営全般についてご質問をいただきました。質問順位に沿ってお答えをしておりますのでお願いいたします。

まず、予算の概要に記載をいたしました財政健全化についてご説明をいたします。予算の概要の当該箇所の説明は、公債費負担適正化計画に沿い公債費が順調に減少しており、平成23年度決算数値では実質公債費率が1.8を下回る見込みとなったことが、財政健全化への兆しと表現したものであります。

ご存じのとおり、実質公債費比率は3カ年平均数値が1.8を上回ると、起債発行に国、県の許可が必要な団体とされております。その数値を下回る数値であれば、数字的には財政は健全であると申し上げてもよいかと思っております。しかし、公債費支出は24年の予算でも6億円台、予算全体の1.5%を占めており、まだまだ公債負担が軽くなったとは言えない状況であります。

議員ご質問の健全性のレベルについて、明確にお答えするのは非常に難しいところでありますが、あえて申し上げれば、平成16年度の三位一体改革に起因する地財ショックからの危機的な状況は去ったものの、他市町村に比較すると、まだ公債費が高めの団体に位置しているというふうに見ております。

また、議員がご指摘のとおり、白馬村の国勢調査人口は、平成17年9,500人から、平成22年は9,207人と減少をしており、高齢化率も平成17年21.4%から、平成22年23.4%と上昇をしております。国民健康保険や後期高齢者医療等の負担、また老人保健施設の改築等に伴う広域連合への負担増なども控えております。

そのような状況の中で財政見直しについてはいかがかのご質問ですが、まず村税収入であります。平成24年度は固定資産税の評価がえの年度に当たり、6,000万円余りの減収見込みとなっております。固定資産税は村の期間税目であり、減収が村財政に与える影響は大

きなものがあります。しかし、固定資産税は住民税などと違い景気に左右されづらい税目であることと、評価がえなどで課税標準額が減少する場合は普通交付税が増額要素になることなどから、税収減が急激に財政を圧迫することは少ないと見ております。また、国の中期財政フレームなどを見る限りでは、今後数年は現状レベルを維持すると見込んでおります。また、普通交付税算定は国勢調査人口を採用しており、既に平成23年度算定から22年国勢調査人口算定をしております。次回の国勢調査までは、平成22年国勢調査人口で算定されるため、人口面では交付税算定に大きな影響はすぐには出てこないと見ております。

このように、村の主要な歳入である固定資産税、普通交付税については、ここ数年で大きな増減はないものと見込んでおります。また、平成24年度当初予算における公債費は6億7,300万円余りを計上しており、24年度末の起債残高は5億7,900万円余りを見込んでおります。過去の財政推移を見ますと、平成4年度ごろの公債費、起債残高近くになってきており、オリンピック施設建設等で大きく膨らんだ財政規模が、ほぼ平常に近くなってきており、平成4年度当時に比較して、村税収入は減少しておりますが、今後オリンピック施設規模の大規模集中投資は考えづらい状況でありますので、計画的な投資事業を行うことで健全な財政を維持していけるものと考えております。

次に、2番目の臨時財政対策債へのご質問にお答えをいたします。臨時財政対策債は、地方交付税の交付にかえて、国から地方債の発行が配分されるものであることは、議員もご存じのとおりかと思えます。しかし、国から配分されたとはいえ、全額借り入れするのはいかがなものか、起債に依存せず自主財源で事業を行った方が財政的には健全ではなかろうかといった視点からのご質問かと思えます。

通常起債は、社会資本整備を世代間で平等に負担するための手段として、建設事業に充てられております。しかし、臨時財政対策債は交付税の財源不足を補てんする目的で創設された起債で、一般財源に充てられるものでありますので、通常の福祉や維持管理などの行政サービスに充てられるものとなっております。行政サービスの単年度負担の平準化や建設事業の一般財源分の世代間負担などができることを考慮すると、臨時財政対策債については配分された額を借り入れした方が財政上有利な場合もあると考えております。

平成24年度においても予想される配分額を計上してございますが、前述のとおり考え方によるものであり、100%後年度において元利金が措置をされますので、財政状況が悪化しているために運転資金として借り入れを起こすものではなく、一般財源として運用しているものであることをご理解をいただきたいと思えます。

次に、3点目のご質問であります。事業の見直し、選別につきましては、3年ごとの実施計画を策定し、毎年これをローリングしながら事業を組み立てております。もちろんこの計画は中長期的な財政計画ともリンクしてきますので、事業の取舍選択が必要になってくるわけでありま

すが、その優先順位をつけるに当たっては、村民要望の有無、費用対効果、特定財源の有無等を総合的に勘案して決定をしているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

財政運営については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 財政状況につきましては、順調に改善されているというふうなことでございますので、健全な財政は維持しているということでございますので、今後もそういった方向でといたしますか、財政健全化に向けて進めていっていただきたいと思っております。

また、そうは言いながら、他町村に比較しては、その公債費率のレベルが高めであるというふうなことも答弁でございましたが、そういったこともありますので、より一層の努力をお願いしたいと思っております。

それから、臨時財政対策債でございますが、これは専門的なことはよくわかりませんが、一般的に簡単に言うとですね、一家の中で息子が何か事業をやるのに親に金がないんで、息子に立てかえて借り入れて事業をやって、親が後から20年かかって元利とも息子に返していくというような感じだと思いますが、非常に使い勝手のいいといいますか、そういう財源だとは思いますが、ただ借金は借金というようなこともございます。

それで、ちょっとこの臨時財政対策債とは違いますが、平成の大合併に伴う合併特例債につきましての記事が、1月27日の信濃毎日新聞にありまして、これをちょっとお話ししたいと思っておりますが、この1月27日の信毎の特例債の記事によりますと、見出しはですね、特例債慎重派が過半数、県内大合併調査、使うべきだ15%、有利な起債に危惧というような見出しがありまして、記事の中身はですね、平成の大合併を経た県内18市町村の旧市町村地域の住民を対象にした県世論調査協会の調査で、合併後の施設整備などに充てる合併特例債（借金）について、発行を極力控えるべきだとする人が4割近く、使うべきではないも2割近くと慎重派が過半数を占めた。限度額まで使うべきだは15%程度にとどまり、将来負担の増加に対する懸念も広がりつつあるというようなことで、年代別では、極力控えるべきだは40代から60代で4割前後、20代、30代、70歳以上で3割前後と各年代で高い割合を占める。使うべきではないは20代が3割余りと年代別で最も高い。借金返済の一部に交付税が充てられることなどから、有利な起債とされてきたが危惧が強いことを伺わせた。

限度額まで使うべきだは、いずれの年代でも2割を下回ったということで、この合併特例債は、起債分の元利償還金の70%を国が地方交付税で措置するが、残りは自治体の負担となるというものでありまして、私もよくわかりませんが、その使い道等はいろいろあるかと思ひまして、一概にその臨時財政対策債と比べるわけにはいきませんが、こういった慎重派が過半数というような意外な調査といいますか、結果が出ておりまして、これを少し考えてみますと、この背景にはですね、国の財政に対する不信感というか、懸念といいますか、そういうものがあるので

はないかと思えます。これも2月2日の朝日新聞ですけれども、日本国債急落に備え、三菱UFJ銀行数年後を想定とか、あるいは国債急落少しづつ現実味、三菱東京UFJ試算本腰とか、というような記事が載っておりまして、これはよく言われておりますけれども、国債と申しますか、国の借金が約1千兆ありまして、これを国民の金融資産が1,400兆あって、これが国債を買い支えているので、日本の国債は信頼があるというふうなことで、優良など申しますか、信頼のあるレベルにあるというようなことを言われておりましたが、ギリシャの問題に端を發しました欧州の政府債務危機で、欧州各国の国債が急落し、先進国の国債への信用が揺らいだというようなことで、こういうような記事になっているかと思えます。

この白馬村の議会において、この国の財政の問題を言ってもしょうがないんですけれども、ただこういうものが記事に出たりですね、国債暴落といったような見出しが出たりするようなことから、国の財政に対する不安感と申しますか、懸念が少し、一番根底にありまして、先ほどの特例債に対して慎重派が過半数といったようなことにもつながっているのではないかというふうな懸念があります。ですので、非常に使い勝手のいい臨時財政対策債でございますが、いずれにしても慎重によく検討をした上での起債と申しますか、それが必要ではないかというふうに思いません。

それから、それと3番目の事業の見直しと選別についてと関連してきますが、今の新聞記事にもあったとおりでございますが、国家財政を見ても、世界の動きを見ても、時代は変わっているという実感があります。今までの延長上にはないという実感でございます。今日の延長上に明日があり、前例に倣っていれば、やりたいことがある程度はできた時代、そういういわば幸せな時代は過ぎ去ったのではないかという感じがしております。

高齢化の急速な進行、それから少子化の問題等々を考えれば、これから先は福祉や医療、介護といった避けて通れない重大な課題に、ますます大きな負担が必要となってくると思えます。そういう時代背景を考えれば、やはり基本は必要なものはやる、必要でないものはやらない。その選別を厳格にやっていくことに尽きるのではないかと思えます。村民益がどこにあるかを常に考えていく、それを考えて取捨選択をしていくことが必要であると思えます。

負債を次の世代に先送りするようなことは、厳に避けなければならないと思えます。今から30年後、次の世代になったときに、批判に耐えられるかどうか、常に考えていくべきだと思います。そういったことから、財政運営目標とか、財政規律とかいったものがよく言われますけれども、そういった財政運用目標、財政規律といったようなことにつきまして、どういうふうにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

それから、財政再建は先ほど来のお話の中で順調に進んではいますが、まだ厳しいというような状況、まだ道半ばではないかというふうに思えます。今の村の財政の環境としましては、村が率先してリスクをとってまで投資的事業をするまでには至っていないと思えますが、どういうふう

うにお考えかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から全体的なことを申し上げ、そして細かいことについては担当の方から補足はさせますので、お願いをいたしたいと思います。

合併特例債のお話をされましたが、合併特例債の交付税算入される部分70%、自己財源30%というお話でございますけれども、幸いという言い方かどうか、私どもは合併をしておりますので、合併特例債を使うような状況にはございませんので、その合併特例債の使用状況については、それぞれの自治体の判断にゆだねられることでありますので、私の方からはとやかに申し上げることはできませんけれども、ただ、それはそれとして、今この日本の財政状況が厳しい中、とりわけ報道等にも出ておりますけれども、日本国債の暴落、ギリシャの金融破綻等が引き金になって、日本の急激な円高に進んだわけであります。景気回復が道半ばのときに、こうした予期せぬ円高は、景気の低迷にさらに拍車がかかり、厳しい状況にあることは、私も十分理解はしているつもりでございます。

厳しい経済状況の中で、民間であればすぐ投資をやめるとか、相当な自己改革、自分の考えでできるわけでありますけれども、自治体というのはなかなか民間企業と同じレベルでの改革というのは、大変難しいことがあるかと思えます。しかしながら、民間では恐らく観光事業に携わる方、うちを建てられる方も25年、30年というような長いスパンで投資をされた方が圧倒的に多いのではないかと。そうした人が今、大変ご苦勞をされているという実情は十分推測もできますし、ご苦勞は今後も大変だろうと、こんなふうに思っております。

村の場合においては、いろいろな数値からして、私は大変オリンピックをやった後の財政的な負担というものは大きいものがあつたと、こう思っておりますが、そのオリンピックにかかわった必要経費も返済が終わつたと言える状況になってまいりました。そのときには本来、村民要望にこたえられない時代も長く続いたと、こう思っておりますし、私も就任した当初は、何としても財政健全化へ向けて取り組まなければということで、村民要望を、住民の皆さんの要望を大分制約をいたしました。決してそれが行政の健全化のためには、やむを得ないということでやったわけでありますけれども、そうした経過の中で、何とか財政健全化へ向けての見通しが立ったという表現をしたことは申し上げたとおりでありますけれども、決して私は楽になったということを言ったつもりはございません。

何としても、方向が見えるようになってきたと、今後もこの財政健全化のためには、新規事業等については、相当留意をしていくのは当然でありますし、そういった新規事業を導入するに当たっても、今の状況で大変な負担になるかどうか、申しわけない言い方でありますけれども、あらゆる角度で検討をした結果、出しておりますので、ぜひご心配されることは、十分承知もしております。私も企業を営んできた中で、その企業の厳しさも十分承知をしているわけであります。

民間の企業にとっては、その自分の投資の過ちが企業の命を、存続を危うくすることも多々あるわけでありますので、より以上に慎重に対応するとともに、厳しい中でも村民の皆様の要望にいかにかたえるかということでの取り組みは、常に心の中に置きながら取り組んでいるつもりでありますので、全般的な財政運営については、ご指摘のとおり松沢議員の意向も踏まえながら取り組みをしてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 松沢議員さんから、合併特例債の例を使って起債の関係、ご心配をいただいた質問をいただきました。確かに今、合併特例債、理論値は70%というような形になっていますが、それが40%の交付税算定だというような方向に変わってきております。それから、もう1つ裏がありまして、その市町村の財政力指数で再算定するという状況になっておりますので、実際には理論値どおりに行かない場合があるということであります。

そんなことで、白馬村の場合も、これまで地域総合整備事業債ということで、ジャンプ台の建設、あるいはウイング21の建設に、こうした起債を使ってきて、ちょっと当初のもくろみと違ったなということがありましたので、ご心配されるような内容のことが、当然、財政担当の方からはそういう結論として、意見も出ているのではないかというように推測をします。

ただ、ご心配をいただいております臨時財政対策債、これは先ほど村長の答弁にもありましたように、国が交付税として出すお金がないもんですから、その分を各市町村で借りていいよということで、それを補てんする形で後年度、20年間に分けて元利償還分を払っていくという理屈のものであります。もちろんお金のあるところは、これを借りなくてもやっつけていけるわけでありまして、20年後に20年分それを元利償還でもらっていくのがいいのか、最初にお金をもらって、それを一般財源に使っていくのがいいのか。それはいろいろ財政、その市町村の状況によりいろいろあるかと思ひます。ただ、三位一体改革が今後ないとは限りませんので、そのような状況も想定しながら、当然、計画的な基金積立は必要だと思ひますし、長期財政計画をローリングする中で、事業の取捨選択等をしながら起債を進めていくということは当然必要だと思ひておりますので、そんな形で財政の中では検討をしてみたいと思ひます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） ただいま村長、あるいは総務課長から言われましたが、臨時財政対策債につきましても、また、それを含めた財政運営につきましても、ぜひ慎重にといいますか、厳格に取捨選択、あるいは検討、対応をお願いしたいと思ひます。

それから、事業の選別、優先順位に関してでございますが、きちんと行われているとは思ひうんですが、中にちょっと疑問なところも見受けられるようなところがありまして、よく言われます、その縦割り行政の弊害とかよく言われていますが、この小さな村役場の中ではありますが、そう

ということがないことを祈っておりますが、各課のそういった事業についての横断的な検討がなされているのかどうか、そういうこともお聞きしたいと思います。

少し例を挙げたいといいますか、感じたことを言いたいと思いますが、スノーハープの橋の架けかえといいますか、改修架けかえ、これ23年度の予算書上では金額もわかっていまして、4,800万くらいですが、承認をしております。

しかしながらですね、予算書上では理解しているんですが、実際に現場に行ってみると感覚がちょっと違ってきまして、昨年、議会でスノーハープの現場視察に行きました。それで、その橋を実際に見ましたところ、私も含めて多くの議員が多分驚いたといいますか、これがいわば5,000万の橋かということでございました。それは非常に立派な橋でして、しかしながらただか30メートルぐらいな橋だったと思いますが、これに5,000万かけるのかなあというのが正直な感想でございます。そのときに、ある議員の声として、田中康夫元知事のときに、むだな公共事業というのわかるよなあというような声も出ました。その後ですね、担当課長からいろいろ説明がありまして、これから順次橋の改修を、架けかえを行っていくという話がありまして、正直申し上げまして、大げさに言うと開いた口がふさがらなかったというのが感想でございます。

平成24年度予算で橋の架けかえ5,800万盛られておりますが、こういうようなものを含めまして、スノーハープの橋の架けかえに億単位の金がかかっているわけでございますが、こういうようなことも、きちんとその中で検討されているのかどうか。事業の優先順位、選別等というようなことが少し疑問に思える例でございます。

そういうことはですね、例えば学校給食の床がどうのこうのとか、あるいは学校給食センターそのものの問題とか、そういうものが後回しといいますか、なかなかできなくてですね、こういったものに、それだけのお金をかけることが果たして妥当なのかどうか。それから、先ほど話しもありました図書館の問題とか、あるいは教育関係で、もう少しお金をかけるべきものがあるのではないかなというようなことも含めまして、そういった感じを持ったわけでございます。

これはあくまで感じといいますか、そういうレベルでございまして、それが当たっているかどうかはわかりませんが、素直な、感想としてはそういうものがございました。

それから、地区役員懇談会、毎年やっているわけでございますが、ああいう場に行きますとですね、毎年出しているんだけど、なかなかできないけれど、やる気があるのかというような意見も出ますし、その地区の事情もありますし、また、果たして村でそれだけのことをやるのかどうかという、そのもの自体の問題もあるとは思いますが、よくその地区懇談、役員懇談会に行くとそういう話を聞きます。

そういったこととかを考えますと、スノーハープの橋に戻りますが、先ほど言ったような感じを持つわけでございます。したがって、その事業の取捨選択をきちんと各課で上げていくとは思

いますが、各課の間の横の横断的な検討と申しますか、そういうものがなされているとは思いますが、あえてお聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 橋の件についてお答えをいたしますけれども、庁内で横断的に検討をされているのかというお話であります。起案は、それぞれスノーハープの問題に限らず、それぞれの課が抱えている問題に対しては起案は担当課の方で上げておりますけれども、その事業については課長会議、課内会議等でそれぞれ議題として検討をしてきているというふうに理解しております。

ただ、金銭的なことは当然、配慮をしていかなければいけませんけれども、今、松沢議員ご指摘の非常に啞然としたという言われ方をしましたけれども、いいか悪いか、それぞれ意見が分かれるところでありまして、オリンピックをやった村、そして少なくとも世界大会、国際大会等が来てでもできるだけの最低限の基盤整備はしておかなければいけない、その中の橋梁整備の1つだと、こんなふうに思っております。

そうしたことから、本来あの場所にどうかと、あれだけのものが必要かどうかということになれば、いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけれども、総額で5,000万かかる橋が、先ほどの話題にもなりました辺地債を使うことで、8割が国の補助、そして残りも交付税に算入をしてくれるということになれば、村の負担は非常に少ない額でできるということで、実施に踏み切ったわけでありまして、それ以上に、今、松沢議員、図書館、それから共同調理場の整備の必要性等も言われましたし、私自身もそれは考えていることではありますけれども、補助の状況等を考えれば、やはり一番有利だった辺地債、そして地元の村の負担が最小で済む事業にあわせて、優先順位としても、いつ大会があってももう橋が落ちると、走った人がけがをするというような状況は、早いうちに改善をしなければいけないということで、手をつけたわけでありまして。

その後、まだまだ橋の整備箇所、何カ所もあるわけでありまして、今、松沢議員が言われたことを十分我々も考えており、木材でかけた橋梁をボックスカルバートにするとか、全く違う発想でその維持をすることを考えておりますので、ぜひこの大きな橋3つにつきましては、財政負担がないようにということで取り組みをしておりますので、ぜひその辺ご理解をいただければと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） すみません、ちょっと言葉が足りなかったと思いますが、何と申しますか、やめろというようなことに聞こえたかもしれませんが、そうじゃなくてですね、もっとほかに方法がないのかというようなことを言うのを。ちょっと言葉が足りなかったと思いますが、できるだけ何と申しますか、利用状況から見てもですね、余り過大にかけるところではないと思っておりますので、十分ご検討をお願いしたいと、今後についてはご検討をお願いしたいと思

います。

それから、昨日の一般質問の中でも、スノーハープの陸上競技場の問題につきまして出ましたので、私の方でも少し触れさせていただきます。この問題については、いろいろと議論がありますが、簡単に言うと、まだ議論がなされていない段階というようなことでございます。

今までの経緯から、私が感じていることをお話ししたいと思います。まず、スノーハープの利活用問題ということで、利活用と言いながら陸上競技場ありきで進んでいるような感じがあります。それから、今まで何事にも慎重な村長が、この問題に関しては余りに拙速で、私としては少々驚いております。それから、検討委員会が提案を出してから長い時間、何も検討もなされずにいた経緯があり、その後、突然やりたいということに進んでいるという感じがしております。それから村民の皆様もこのことにつきまして、まだ知らない人の方が大多数というか、多いというふうに感じます。それから、先ほど言いましたが、議会においてもまだ議論がなされていないという感じとっております。結論を出すには、まだまだ審議が不十分だというふうに思います。それから検討するための資料も、判断できるだけの価値あるものが示されていないと思います。今まで示された数字の中にも根拠のないもの、裏づけのないものもありまして、判断できるだけの資料がないという感じでございます。それから、マーケット調査もなされていない状況で、やりたいというだけで進むには問題が多すぎるのではないかと考えています。

それから、私個人のことでございますが、私の周りで村民の皆様に行った範囲では、賛成という意見はほとんどありません。五竜の皆様を中心として、賛成の人がいるということでございますが、多分、村民の中で賛否が分かれている状況だと思います。それにもかかわらず、庁内は賛成だけで進んだような感じがありますが、庁内できちんと議論がされたのか。検討がなされたのか。先ほどのようなことで優先順位、あるいは財政面から、庁内での検討がきちんとなされたのかを、少々疑問であります。お聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

あそこのスノーハープの利活用については、私も1期目のときから公約の1つに掲げてまいりました。そうしたことから、最初にあそこの利活用をしていくには、どうしたらいいだろうかとということで検討委員会を立ち上げて協議をいたしました。それに前後して、地区の皆様から要望書をいただきました。

今、松沢議員、五竜地区というお話でしたけれども、ぜひそれは五竜地区が進めたということではなくて、前回の議会の皆さん方、そして北城地区の観光関係の皆さん方、そういう方々も入って検討委員会を構成をして出た結論でありますので、その辺のところは、やっぱり村民の声として、大事に受けとめていただきたいと、このように思っております。

検討委員会が出したものから、その結果を得てから、今日まで時間がかかったという点につい

ては、それぞれの代表の皆様からすれば、スキーが十分にできて何ら支障がなければ、ぜひ今後の白馬村の観光振興としてぜひ進めてほしい。それから、サッカー関係の方々も一緒でございます。そして陸上の皆さん方もそれぞれ合宿誘致をして、それぞれの大学等も来ている中で、スノーハープという広い地域がありながら有効活用がされていないと、ぜひ陸上トラックとして使える場所を考えてほしいと、こういうそれぞれ三者三様と申しますか、答申がなされたところでありますけれども、答申を受けた私としては、余りにも要望が大きくて、すべてを受け入れることが非常に困難だということで、今できることは何かということから、とにかくそうした要望を聞く前に、オリンピックが残してくれた、あそこの大きな財産である2ヘクタール近くの広場が、村民の皆さん自身も有効に使えないというような、地盤の排水が悪いための芝生の生育の悪さ、そして悪臭、さらには運動会等で使いたくても、前日雨が降ればもう会場を変更しなければいけないというような状況を見るにつけ、上に、何をつくるについても、その悪い環境だけは何とか整備をしなければいけない。

そして、その整備ができた上で何をするかということになれば、1つには、今、全面芝生化しているところに、その外周にトラックを1つつくって、さらにはクロスをやる皆さんが走れるコースを別につくっていくと、そういう状況であります。私は陸上競技場化するという、新聞に出たときの全員協議会は松沢議員も当然出席をされていて、私がどういう表現をされたかご存じのことと思いますが、もう陸上競技場化ということで、トラックそしてほかの陸上競技種目もできる総合陸上競技場的なニュアンスととれる報道が先行してしまったことは、私も大変残念に思うと同時に、陸上競技場化という表現を使ったことについては、私自身も反省をしているということは、あの全員協議会の席でも申し上げたとおりであります。報道は報道なりきの表現をされたわけでありまして、ぜひその辺のところはお間違えのないようお願いをしたいと、このように思っております。

その村民も一般の観光客もあわせて、あその場所を有効利用するためのことは、私は必要なことだと、こんなふうに思っております。ただ、トラックにおいて、ここの白馬の地で合宿したい企業の皆さん、そして大学の陸上部の皆さん方、駅伝チーム等、やはり自分のタイムを計測するには、その基準となる400メートルのトラックをつくってほしいということで十分という話をお聞きをいたしました。そうしたことから、確かに400メートルのトラックをつくるにはお金はかかりますけれども、私はそれ以上に悪い排水、悪臭をとる方にお金がかかるのではないかと、このように素人的に判断をいたしているところであります。

そうしたこと、そしてまた議会の皆さん、今、松沢議員からもご指摘をいただいたように、本当に数値としての確な資料がない中で協議ができないというお話もありましたので、今までの経過を踏まえて、上程をしたかったものを取り下げて、今後、技術的な調査を具体的に、そして金額をはじき出す調査から始めるということでご理解をいただいたと、このように思っております。

すので、慎重な上にも慎重を期してやっていきたいと、このように思っております。決して…。

議長（下川正剛君） 村長、時間がありませんので、村長1点、今の質問の中で、課長単位でよく検討されたのかどうかと、そういう質問でありますので、それを端的にご答弁をお願いいたします。すみません、庁内で、松沢議員ということだね。

第12番（松沢貞一君） そうです。庁内で。

議長（下川正剛君） 質問は、庁内でよく検討されたのかどうかという質問です。

村長（太田紘熙君） 庁内でやるべき検討はしてきたつもりであります。ただ、推測しますと、何をやるにしても、人、顔がそれぞれ違うように、思いの違うところはあるけれども、やはりそういうことを前提にしても、庁内でこれが今後の白馬村のためになる、観光振興のためになるということになれば、一たん事が決まれば、それはその方向で進むということになるのは当然のことだと、こんなふうに思っておりますので、決して庁内全員が反対の中で、私一人が頑張っているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、あと質問時間、答弁を含めて1分です。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 最後に一言だけ、どうしても言いたいことがあります。私も含めまして議会の多数は、今の段階で判断は不可能という認識でございます。賛成とも反対とも言えないというのが、今の多数の議員の立場だというふうに思っております。

最後にですが、私の質問の要旨であります。財政運営上の観点から、また、あらゆる面から検討、議論する必要があると思います。30年後の批判に耐えられるように、リスクの大きな事業とは思いますが、村民の大多数の理解を得て一步を踏み出すべきであり、拙速にこれを進めるべきではないと思います。そのことを村長にお願いしまして、質問を終わります。

議長（下川正剛君） 松沢議員の質問時間が終了をいたしました。第12番松沢貞一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日3月16日から3月18日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり全員協議会等を行い、3月19日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日3月16日から3月18日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり全員協議会等を行い、3月19日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

平成24年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成24年3月19日（月）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 ごみ処理特別委員長報告並びに議案の採決

平成24年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成24年3月19日（月）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 4 議案第26号 村道路線の認定について
- 日程第 5 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 発委第 1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書
- 日程第 8 発議第 1号 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成24年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成24年3月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) ごみ処理特別委員長報告並びに陳情の採決
- 4) 追加議案審議

議案第26号及び議案第27号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、委員会付託・質疑・討論省略、採決

発委第1号（産業経済提出議案）説明、質疑・討論省略、採決

発議第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 5) 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

- 6) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 7) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成24年第1回白馬村議会定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案11件、陳情3件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてであります。

指定管理者となる団体の名称は、財団法人八方振興会で、指定期間は、平成24年4月1日から29年3月31日であります。八方体育館の設置条例にある、指定管理者による管理ができるという規定のもと、八方振興会に指定管理者としてお願いするというものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定については、可決すべきものと決定されました。

議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定についてであります。

白馬村の辺地は内山、嶺方、青鬼、落倉、野平の5辺地であります。

内山辺地は、観光リクリエーション施設の整備事業と村道1001号線の改良事業で、総事業費として5年間で6,060万円。うち辺地対策事業債は5,860万円を活用。

嶺方辺地は、村道1033号線ほか改良事業で、5年間で1,000万円、うち1,000万円の辺地債。

青鬼辺地は、村道3041号線ほか改良事業に、5年間で300万円、一般財源を使います。

落倉辺地は、村道3101号線改良事業に、5年間で1億3,600万円で、1億3,600万円の辺地債の活用。

野平辺地は、村道3038号線の舗装新設事業、5年間で100万円を、一般財源の活用を計画しています。

辺地対策の総合計画に基づき、5年間の財政計画を総務大臣に報告。事業化したものについて特別な措置があるということで、辺地対策債の利用が認められます。

質疑に入り、一般財源の活用の事業計画も総合計画に載せるのかとの質疑があり、辺地債を起債する計画ではなく、辺地を整備する計画なので説明がありました。計画の立て方はどの質疑があり、地元要望、緊急性など、いろいろなパターンがあると説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定については、可決すべきものと決定されました。

議案第7号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

あくまでも、単年度主義ではあるが、リース契約等複数契約をするものについては、それぞれができるようにする。限度としては5年間とする。

質疑に入り、役務に関してはどの質疑があり、セコムなど設備を設置しているものなどですとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第7号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、可決すべきものと決定されました。

議案第8号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

昨年、スポーツ基本法が制定され、体育指導員をスポーツ推進委員に改め、外部評価委員を外部関係者評価委員に名称の変更であります。また、社会福祉推進委員及び食育推進会議委員を新たに設けるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第8号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第9号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

たばこ税の税率の改正であります。県のたばこ税が同額減税されるため、売価には影響はありません。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第9号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

公民館審議会の委員の項に、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公募による者を追加するものであります。

質疑に入り、家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、どのような者との質疑があり、子育てサークルのリーダーとか、子育て経験を有する者、家庭教育に関する相談員、児童福祉士などですと説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村図書館協議会の委員の項に、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公募による者を追加するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

しろうま保育園の定員、3歳以上を150名に、3歳未満を30名に変更するものであります。総定員の変更はありません。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項についてであります。

平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,929万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ45億6,894万3,000円とするものであります。

総務課、税務課、教育委員会、住民福祉課、それぞれ事業により減額するものであります。

ほかに税務課関係では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費476万3,000円の増額です。滞納者財産整理調査中に滅失届がなかったため、課税していたことが3件見付き、補てんするものであります。

総務課関係では、2款総務費4項選挙費3目長野県議会議員選挙費337万1,000円の減額です。昨年の県議会選挙が、無投票であったための減額です。

スポーツ課関係では、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費2,215万6,000円の減額です。観光レクリエーション施設の木橋工事事業の変更による減額です。

住民福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費6目住民総務費788万円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金です。

質疑に入り、観光レクリエーション施設の工事事業の変更内容の質疑があり、全面改修の予定

でありましたが、既設のものが使用できたという説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項は、可決すべきものと決定されました。

議案第15号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてであります。

白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ12億2,287万9,000円とするものであります。事業確定により減額するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第15号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、可決すべきものと決定されました。

議案第16号 白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6,508万円とするものであります。事業確定により減額するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第16号 白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、可決すべきものと決定されました。

陳情第10号 平成24年度税制改正に関する陳情について。受理年月日、平成23年12月13日。提出者、社団法人大北法人会会長松下睦治、白馬支部長太田勝であります。

陳情の趣旨は、毎年税制改正に関し、政府、政党、関係省庁に対し、建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えており、今年も平成24年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

審査に当たり、経営環境が厳しいことはわかるが、村としては財政面から税率を下げることは難しい。法人税額割のところ、小谷村を除き大北市町村で足並みをそろえている。国の動向もあるため、一部採択すべきなどの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第10号 平成24年度税制改正に関する陳情については、一部採択すべきものと決定されました。

陳情第12号 耐震診断、耐震改修に関する陳情書。受理年月日、平成23年12月13日。提出者、長野県建築士事務所協会会長新井典夫、大町支部長荒山行雄であります。

陳情の趣旨は、特定建築物及び公共建築物の耐震診断と耐震改修について、早期に推進していただきたい。

審査に当たり、昭和56年以前の対象となる特定建築物の学校や集会所は、すべて耐震改修まで終わっていると行政から説明がありました。反対する理由はないと意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第12号 耐震診断、耐震改修に関する陳情書は、採択すべきものと決定されました。

陳情第2号 国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書。受理年月日、

平成24年2月20日。提出者、北アルプス民主商工会代表種山博茂であります。

陳情の趣旨は、政府に対し消費税増税反対の意見書を提出していただきたい。

審査に当たり、民主党の中でも意見が割れているとき、タイミングが問題である。もう少し検討が必要。すべてに納得できる内容であるなどの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第2号 国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書は、継続すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村公民館条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村図書館設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村保育所設置条例の一部を改正する
条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘
定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求め
ます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。
平成23年陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決をいたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。平成23年陳情第10号 平成24年度税制改正に
関する陳情についての件は、委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方の起立を求め

ます。

(多 数 起 立)

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、平成23年陳情第10号は一部採択とすることに決定をいたしました。

平成23年陳情第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。平成23年陳情第12号 耐震診断、耐震改修に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択すると決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、平成23年陳情第12号は採択とすることに決定をいたしました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。陳情第2号 国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成24年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において産業経済委員会に付託されました議案7件、陳情2件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第4号 白馬村グリーンスポーツ夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理の指定についてであります。

行政より、平成23年11月14日から12月28日まで一般公募を行った結果、財団法人白馬村振興公社1社のみの応募があった。平成24年1月23日に3名の外部審査委員と庁内課長、公社の理事、評議委員を除き、5名が加わり、8名のメンバーで審査をした結果、審査委員全員の賛成により、白馬村振興公社を候補者と決定し、指定期間は平成24年4月1日から平成27

年3月31日までの3年間との説明がありました。

質疑に入り、外部審査の構成メンバーはどの質疑があり、区長会長、婦人会長、商工会事務局長との答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第4号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、議案第5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定についてであります。

平成23年3月まで白馬村観光局にお願いしていましたが、同一敷地内にあること、維持管理運営を行う上で一体的管理してもらえるとということから、引き続き指定管理者として、公募ではなく非公募で、観光局に指定管理者として指定をお願いする旨の説明がありました。

期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間とし、建物の償還期限、用地の借り期限が平成26年3月31日までということで、それにあわせての2年間という説明がありました。

討論がなく、採決をした結果、議案第5号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

地域主権改革一括法による公営住宅の改正に伴うもので、入居者資格のうち同居親族要件が廃止になり、老人や身体障害者が例外として入居できることが認められる規定、豪雪地帯に同居親族要件を適用しないこととする規定も削られました。同居親族要件を維持するかは自治体の判断となり、村はこれにより廃止とし、単身入居も可能とする幅広い入居者募集を行うこととし、今回の条例改正を行うこととしたとの説明がありました。

これといった質疑、討論もなく、採決をした結果、議案第13号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の所管事項であります。

これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,929万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,894万3,000円とするものであります。

環境課関係ですけれども、塵芥処理事業755万5,000円の減額。塵芥処理委託料209万9,000円の減額、これは粗大ごみ集積所不用額を減額するものであります。白馬山麓環境施設組合負担金363万6,000円の減、ごみ集積所設置補助金が175万9,000円、これは予定していたほどの設置がなかったためであります、減額。し尿処理事業521万4,000円減。これはクリーンコスモのものでありまして、村の1号、2号補正を行っていないので、この額になったという説明がありました。

質疑に入り、ごみ集積所設置補助金が減った理由は何かという質問があり、大町三日町の焼却施設がだめになったので、様子を見られたのではないかという答弁がありました。

観光農政課関係ですけれども、観光局負担金240万円の減額、これは職員の退職のため、ほとんどの給料であります。観光振興負担金30万円の減額。これは商工会の行った元気づくり支援金の、2分の1の負担金ということであります。海外観光客受け皿事業整備事業として134万4,000円の減額。これは白馬村地域公共交通会議の方で執行するということでもあります。商工振興費300万円の減額。これは住宅リフォーム補助事業増額対応で、2,200万円としたものが増額よりも減額が多かった。業者も値引き、そして取り下げもあったということでの減額であります。災害復旧費として、現年発生林道施設災害復旧事業として226万7,000円の減額。これは林道細野線の工事をやったところ、設計変更などの減額というような説明がありました。

質疑に入り、住宅リフォーム資金補助金は、住宅のみの補助かというような質問がありまして、同一敷地内であれば、車庫、土蔵、造園なども対象になるとの答弁がありました。

有害鳥獣24万円の減額はとの質問があり、おりが必要がなくなった、くくりわなの補助金を予定したけれども少なかったがためという答弁があり、有害鳥獣が増えているので、減額するのではなく、しっかり執行すべきというような意見がありました。

建設水道課関係ですが、道路維持費、道路補修事業400万円の減額。これは道路の穴埋めやオーバーレイなどによるものであります。増額です、400万円の増額。除雪事業委託料に2,000万円の増額。これは2月の雪の量が多かったという説明がありました。それに伴い原材料費97万円の増額。これは塩カルなどによるものであります。道路新設工事1,504万円の減額。これは現年発生公共土木施設復旧工事費災害復旧工事311万4,000円の減額。青鬼、菅下などの入札差額というような説明がありました。

質疑に入り、道路新設改良1,504万円の減額の詳しい説明をとの質疑があり、八方口歩道新設が降雪のためできなかったということで700万円ほどの減額。白馬町の舗装新設用地、用地交渉が未解決などで800万円ほどの減額があったという答弁がありました。

以上、議案第14号について環境課、観光農政課、建設水道課、それぞれの所管事項の質疑終了後、討論がなく、採決をした結果、議案第14号 平成23年度一般会計補正予算（第5号）所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）についてであります。

歳入のみの補正で、確定している繰越金の年度末補正するもので、下水道使用料を666万6,000円を減額しまして、繰越金を同額増額するとの説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第17号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてで

あります。

確定している繰越金の年度末補正をするもので、使用料を10万9,000円の減額、繰入金100万円の減額、繰越金110万9,000円を増額するものと説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第18号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出、収入として水道事業収益520万円減額するもので、内訳として水道使用料500万円の減、資材売却20万円の減額。支出としまして、水道事業費用として1,072万円の増額で、内訳として、営業費用配水及び給水費を203万5,000円の減額。これは主に職員の給料などであります。減価償却費として110万円の増額、資産減耗費1,010万円の増額、これは固定資産除却費であります。営業外費用155万5,000円の増額。これはほとんど消費税であります。

資本的収入及び支出、資本的収入1,650万円の増額。負担金として50万円の減額。企業債として借入れ1,800万円の増額。資本的支出として、企業債償還金1,835万9,000円との説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第19号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

陳情第11号 最低制限価格の設定に関する陳情書についてであります。受理年月日は平成23年12月13日。提出者は長野県建築士事務所協会会長新井典夫、大町支部長荒山行雄。

趣旨は、公共建築物の設計、工事、管理業務などを入札により発注する場合には、最低制限価格を発注予定額の85%程度に設定していただきたいとの陳情であります。

国、県としての流れは、最低制限価格についての通達は来ている。一定の品質を確保する意味で、最低の価格を出していくのが必要ではないか。会社の営業努力をどう反映していくかという問題もある。前回の陳情は平成22年12月17日付で、不採択として出されているが、将来に向けて検討していくと理由がつけられているなどの意見がありました。

討論がなく、採決をした結果、陳情第1号は委員長を除く委員全員により、継続審査と決定をいたしました。

陳情第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求めるについてであります。受理年月日は、平成24年2月13日。提出者は、国土交通省管理職ユニオン北陸支部実行委員長土肥和宏、国土交通省労働組合北陸建設支部松本分会分会長境和宏。

趣旨は、国の公物管理は、特に重要な施設を担当していますが、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであると考えている。緊急的な災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行

うことで、より早く確実に対応することができます。国民の生命、財産、生活を守る上で、国土保全を専門的に実施し、大規模災害の対応経験が豊富で、専門的な高い技術力を備えた国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが、最も適切であると自負しているところであります。

そのため、長野県全域の防災支援を担う国土交通省北陸地方整備局及び管轄する松本砂防事務所、松本砂防事務所姫川出張所を初めとする各出張所を存続することは、業務を担当する職員の立場としても、不可欠であると考えています。

質問、意見はなく、討論として、国として防災対策、災害対策体制強化面がまとめられている。国と協力して責任を明確にして進めるべきと考え、賛成との討論がありました。

採決をした結果、陳情第1号は委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をしました。以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、白馬村山小屋の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村オリンピック記念館の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。次に、平成23年陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。平成23年陳情第11号 最低制限価格の設定に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、平成23年陳情第11号は継続審査とすることに決定をいたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第1号は採択とすることに決定をいたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(下川正剛君) 次に、日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一予算特別委員長。

予算特別委員長(松沢貞一君) 本定例会において、予算特別委員会に付託された予算議案6件について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第20号 平成24年度白馬村一般会計予算について。

これは歳入歳出予算総額を44億600万円とするものでございます。前年と比較し8,800万円、2%の増でございます。

主な内容は、歳入では、村税13億400万円、対前年4.6%の減。地方交付税16億500万円で、対前年6.6%の増。村債4億8,600万円で、対前年19.8%の増などござい

います。

歳出では、普通建設事業ハード事業3億7,900万円で、対前年56.7%の増。補助費等7億5,200万円で、対前年2.4%の増。公債費6億7,400万円で、対前年5.4%の減などがございます。

総務課関係では、主な内容は地域公共交通会議の補助事業終了に伴い、負担金の支出は2,200万円の減額。姉妹都市提携30周年となる河津町との記念事業費に200万円。基幹系システム、戸籍システムのサーバーを大北管内市町村で共有したことにより1,900万円の経費を節減。消防費は小型ポンプ付積載車1台更新600万円。北アルプス広域連合負担金300万円増などがございます。

質疑において、委員より、消防費消火栓の負担と設置工事費について質問があり、行政側より、消火栓の管理については水道事業に委託しているので、水道事業会計に150万円を支出する。設置については、各地区から要望があったものについて、優先順位を決めて設置している。補助率5分の4で、40万円が上限で、3基分120万円を計上という答弁がございました。

ケーブルテレビ白馬管理運営事業について質問があり、電柱添架使用料は544万4,000円で契約者は村であるので、村が中部電力、NTTへ支払い、後からケーブルテレビ白馬が村へ支払う形となるという答弁がございました。

職員の県への研修派遣について質問があり、地方税滞納整理機構に1名、観光部に1名派遣する。任期はそれぞれ2年と1年という答弁がございました。

姉妹都市提携事業河津町との30周年事業について質問があり、イベントを行うが、詳細は未定。河津訪問の村民ツアーを予定という答弁がございました。

続きまして、建設水道課関係でございますが、主な内容は、平成23年度に策定した橋梁長寿命化計画により、24年度は楠川橋等の修繕工事費2,800万円、村道改良起債事業に7,800万円でございます。

質疑において、委員より、橋梁の長寿命化計画について質問があり、行政側より、国の施策であり、橋梁を全部点検し点数化した上で、点数の高い順に、緊急度の高いものは5年以内に修繕を実施する。その他は10年から15年で実施する。5年に1回点検しないと国の補助が受けられないという答弁がございました。

地域役員懇談会における道路改良の要望事項について質問があり、独自の選定基準を設けて、点数化し、点数の高いものから緊急度、優先度を評価し実施している。9路線の整備を予定という答弁がございました。

道路照明灯の費用について質問があり、内山、佐野、沢渡、三日市場地区の通学路の街灯をLED化し、経常経費の節減を図るという答弁がございました。

環境課関係でございますが、主な内容は清掃費2,100万円増額。これは白馬山麓施設組合

負担金の増額によるもので、クリーンコスモ姫川の設備補強工事のためでございます。温暖化対策で、太陽光発電装置の設置に対して補助金120万円でございます。

質疑において、委員より、太陽光発電の補助金について質問があり、行政側より、国が出資する財団からの補助金1キロワット4万8,000円で、それに上乗せする形で補助金を出す。1キロワット3万円で、上限12万円という答弁がございました。

廃屋対策の補助金について質問があり、規格により3段階、100平方メートル未満20万円、100平方メートルから200平方メートル未満40万円、200平方メートル以上80万円で、1件当たり上限80万円という答弁がございました。

税務課関係でございますが、主な内容は、賦課収納業務電算委託料1,131万3,000円、これは固定資産税の評価替えへの対応でございます。長野県地方税滞納整理機構負担金337万円でございます。

質疑において、委員より、地方税滞納整理機構について質問があり、行政側より、23年度は20件移管した。24年度も20件予定している。移管の予定通知について、機構の方から移管する件数の5倍から10倍出すように要請されており、昨年は50件出したが、今回は113件出した。また徴収額については、1月末で3,000万円を超えているという答弁がございました。

外国人が所有する建物が増えているが、固定資産税の徴収状況について質問があり、徴収率は低下している。現年分で90%くらいで、一般と同程度。滞納額は300万円弱という答弁がございました。

住民福祉課関係でございますが、主な内容は、乗り合いタクシー運行事業に1,337万6,000円、子どものための手当は制度改正により1億5,100万円で、改正前に比較して2,600万円の減額。介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療への繰り出しは総額2,700万の増。心身障害者福祉事業1,300万円増。保健衛生費は3,900万円の減でございます。

質疑において、委員より、乗り合いタクシー運行事業について質問があり、行政側より、23年度までは地域公共交通会議が補助金を受け、白馬村が運行受託して実施していたが、補助金がなくなったため村が独自に実施する。当面、運行形態は変わらないが、今後についてはアンケート等でデータを集め、検討していくという答弁がございました。

雪害救助員派遣事業について質問があり、賃金134万4,000円を計上した。村は時給1,400円を支払う。県から日1万1,000円で、計66万円の補助があるという答弁がございました。

保健福祉事業相談員の開所日数、資格について質問があり、小学校、中学校、保育園、幼稚園はそれぞれ週1回。子育て支援ルームは月1回開いている。教員をやめられた方をお願いしてい

る。一般の人については、ふれあいセンターで月1回相談日を設けているという答弁がございました。

観光農政課でございますが、主な内容は、奈良井地区の有効利用の用地取得費3,000万円。小水力発電は県営事業として施行されることになり、本年度設計等を行うため、県営事業負担金1,000万円、村内経済活性化策として住宅リフォーム補助事業1,500万円、また予算計上はないが、白馬尻荘基礎撤去及び登山道整備、白馬岳頂上宿舎ほか改修を長野県観光協会事業として実施する計画。事業は24年度に県観光協会が行い、白馬村はその事業費について、平成25年度から9年間の債務負担行為を設定するというものでございます。

質疑において、委員より、奈良井有効利用整備事業について質問があり、行政側より、用地取得の単価は未定だが、半分を想定した予算を計上した。単価が決まれば、予算の範囲以内で買収する。25年度は残りを買収する予定という答弁がございました。

平川地区小水力発電事業について質問があり、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を利用。長野県の土地改良施設エネルギー活用モデル事業に採択された。国庫補助50%、県費補助35%、地元負担金15%で、平成24年から26年度の事業。基本的には売電事業という答弁がございました。

観光局負担金7,800万円の算出方法について質問があり、算出方法についての説明がございました。

教育委員会、教育課の関係でございますが、主な内容は、義務教育施設整備基金を財源として、小中学校の中規模修繕を計画的に実施する学校環境整備事業に2,000万円。保健体育費ではプールの改修に8,500万円。社会教育費では伝統的建造物郡保存事業に1,400万円、2件の修復を計画しているということでございます。

質疑において、委員より、北小共同調理場に520万円計上されている。南小も20年以上経過している。新しい共同調理場を建設する考えはないかという質問があり、行政側より、これから検討していくという答弁がございました。

教育委員会スポーツ課関係でございますが、主な内容はスノーハープ木橋改修等に5,800万円、ジャンプ競技場の施設改修に500万円でございます。

質疑において、委員より、スノーハープの木橋改修について質問があり、行政側より、ボックスカルバート工法で施工する。圧雪車が通るため幅9メートル必要という答弁がございました。

各課ごとの所管事項の審議が終了した後、議案第20号について採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を12億3,158万5,000円とするものでございます。前年

と比較し8,270万4,000円、7.2%の増でございます。増の理由は、保険給付費と後期高齢者支援金の伸びが大きかったことによるものでございます。

主な内容は、歳入では国保税2億8,222万円。国庫支出金3億2,399万9,000円。一般会計保険基盤安定繰入金5,800万円、基金繰り入れ収支不足分5,276万4,000円などでございます。

歳出では、保険給付費7億8,224万7,000円。後期高齢者支援金1億7,416万5,000円。共同事業拠出金1億4,110万3,000円などでございます。

質疑において、委員より、保険税の改定について質問があり、行政側より、25年度は改定せずに済む見通し。現在基金が5,000万円あるが、1年で使い果たすことになるので、いずれ税率の改定を検討する時期が来るという答弁がございました。

特定健診の受診率について質問があり、年々下がっていて、47から48%という答弁がございました。

出産育児一時金について質問があり、1人当たり42万円の補助を出しているという答弁がございました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を6,793万7,000円とするものであります。前年と比較し268万4,000円、4.1%の増でございます。

主な内容は歳入では、保険料4,863万5,000円。保険基盤安定繰入金1,801万5,000円などでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合保険料負担金6,666万円などでございます。

質疑は特になく、討論もなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 白馬村下水道事業特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を5億7,791万1,000円とするものでございます。前年と比較し2,020万5,000円、3.6%の増でございます。

主な内容は、歳入では、使用料1億8,072万円。一般会計繰入金2億6,800万円。村債1億1,000万円などでございます。

歳出では、公債費4億7,026万5,000円。浄化センター長寿命化計画調査1,000万円。東部農排統合実施設計1,500万円などでございます。

質疑において、委員から、浄化センターの長寿命化計画について質問があり、行政側より、国交省の施策で、計画を立てて予算化しないと補助対象にならない。寿命の目安は電気設備は10

年から20年、施設は15年、建物は50年を想定という答弁がございました。

加入率について質問があり、22年度末で水洗化率は75.4%、大きな浄化槽を持つ施設は加入が難しい。逆に個人住宅で、区域外で少し外れたところからの加入が増えている。区域内で最も低い地域の加入率は38.4%だが、ほとんど営業施設で浄化槽を持っているためという答弁がございました。

討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を3,602万円とするものでございます。前年と比較して2万8,000円、0.1%の増でございます。

主な内容は、歳入では、使用料852万8,000円、一般会計繰入金2,500万円などでございます。

歳出では、公債費2,639万5,000円、維持管理費950万円などでございます。

質疑において、委員から、周囲が壊れているマンホールが非常に多いが、修繕費はどうかという質問があり、行政側より、一般会計の土木費の修繕費で対応しているという答弁がございました。

討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算についてでございます。

これは損益勘定では、収益は2億9,154万1,000円、費用は2億9,057万3,000円で、96万8,000円の経常利益を計上しました。

資本勘定では、収入は4,669万9,000円、支出は1億3,727万8,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,057万9,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

質疑において、委員から、自動検針の件数について質問があり、行政側より、23年3月末で水道加入件数は5,309件、そのうち自動検針は2,337件。以前に比べ携帯電話が普及しているので費用がかかるようになった。今後は隔測器を玄関に取りつける方法を検討したい。12カ月検針ができ、冬季暫定措置はなくなるという答弁がございました。

討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 平成24年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 平成24年度白馬国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 平成24年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 平成24年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 ごみ処理特別委員長報告並びに陳情の採決

議長（下川正剛君） 次に、日程第3 ごみ処理特別委員長報告並びに陳情の採決を行います。

ごみ処理特別委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一ごみ処理特別委員長。

ごみ処理特別委員長（松沢貞一君） 本定例会において、ごみ処理特別委員会に付託されました陳情1件につきまして、審査の概要と結果をご報告いたします。

陳情第9号 ごみ処理広域化の是非を再確認することを求める陳情について。これは平成23年12月13日受理。提出者は大町のごみ問題を考える会会長でございます。

陳情の趣旨は、1、ごみ処理の広域及び単独処理についてメリット、デメリットを示し、改めて各市村において住民参加により検証、議論し、合意を形成すること。

2、広域連合同議会及び各市村議会は飯森、三日町のとんざの理由を住民参加により点検し、報告すること。

3、住民に情報を開示して十分な説明の機会を設けることというものでございます。

質疑において、1、広域及び単独処理についてのメリット、デメリットについては住民参加の中で既に十分検証、議論し、その結果、広域で進めることで決定されている。現状では既存施設の維持、修繕費の負担が大きく、一日も早く新施設を建設すべきである。

2、広域では飯森の反省から、三日町の選定に際しては、住民参加の中で時間をかけてすべて

の情報を開示し、十分な研修、議論をした上で進めてきたものと認識している。

3、情報の開示については、今までもやってきているが、今後もこれまで以上に努めていくべきである。

4、住民説明会では、毎回同じ人が出席していた。今後は大勢の人の出席を求めていくべきであるという意見がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の反対により不採択、採択せずすべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

平成23年陳情第9号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。平成23年陳情第9号の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

陳情の件については、不採択とすることに、先ほど委員長報告がありました。この関係について、陳情の原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立なし）

議長（下川正剛君） 起立なしです。よって、平成23年陳情第9号は不採択と決定をいたしました。

議長（下川正剛君） 村長から議案及び同意案件提出の申し出、産業経済委員長高橋賢一議員より発議の申し出、また議会運営委員長より閉会中の継続審査の申し出、並びに各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。

お諮りをいたします。

これらを会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付をいたします。

配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第4 議案第26号及び日程第5 議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号及び議案第27号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第4 議案第26号 村道路線の認定について

議長(下川正剛君) 日程第4 議案第26号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) 議案第26号、次のとおり村道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

みそら野地区東カンの村道2264号線について、村道路線として認定したいものでございます。起点は北城字向原2443番の1、終点は北城字向原2448番の6です。

当道路は昭和50年に埼玉新聞が開発をした位置指定道路であり、既に所有が白馬村になっており、除雪路線にも指定されているため、周辺の旧位置指定道路同様、村道としたいと考えております。延長は118.47メートルで、幅員は4メートルでございます。

説明は以上でございます。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第26号 村道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（下川正剛君） 日程第5 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第6号）について、朗読説明をいたします。

繰越明許費第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第1表繰越明許費」による。

おめくりをいただき、第1表をご覧くださいと思います。

総務費につきましては、電算事業として外国人登録を同一システムの中で取り扱うためのシステム改修費630万円を翌年度に繰り越すものであります。

土木費の道路橋梁費は、村道改良国庫補助事業として神城山麓線にかかわる工事費を、1億54万3,000円翌年度に繰り越すもので、道路改良起債事業は、同じく神城山麓線を平成24年度12月までに供用させるために、国庫補助不足分の事業費について起債を借り入れ、前倒しをして事業を行うこととしたものを、2,386万6,000円繰り越すものであります。

また、災害復旧費につきましては、林道黒菱線の災害復旧をするための残工事部分の費用で、257万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第27号 白馬村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第6 同意第1号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決

をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

△日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(下川正剛君) 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 同意第1号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてご同意をいただきたいものであります。朗読して説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 白馬村大字北城10534番地1

氏 名 松 澤 一

生年月日 昭和33年4月2日

平成24年3月19日提出のものでございます。よろしく願いをいたします。

議長(下川正剛君) 採決をいたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

△日程第7 発委第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書

議長(下川正剛君) 続いて、発委の審議に入ります。

発委第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 発委第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への

支援を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・行政改革担当大臣・財務大臣・国土交通大臣・北陸地方整備局長）に提出する。

平成24年3月19日提出 白馬村議会産業経済委員長。

政府及び関係機関におかれましては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

① 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。

② 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。

③ 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。

④ 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成及び経営維持のための適正な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第1号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第1号 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第8 発議第1号 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議員。

第8番（高橋賢一君） 発議第1号 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見

書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・長野県知事）に提出する。

平成24年3月19日提出、提出者 白馬村議会議員高橋賢一

賛成者 白馬村議会議員横田孝穂、同 篠崎久美子、同 太田伸子、同 太田 修、同 柏原良章、同 田中榮一、同 小林英雄、同 太谷正治、同 松沢貞一。

なお、本文につきましては省略をし、一部紹介を申し上げたいと思います。

外国資本等による土地買収の脅威から、国民共有の貴重な財産である地下水等水資源を保全しなければならないと考える。

国においては、地下水等水資源の保全に関する下記の法整備を速やかに行うよう強く要望する。

記

1 地下水等水資源の保全及び管理に関する法整備

2 地下水等水資源の利用を目的とした外国資本等による土地買収の規制に関する法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発議第1号 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（下川正剛君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会

中の継続審査にすることに決定をいたしました。

△日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成24年第1回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

3月6日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出をいたしました全案件につき、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

お認めいただきました新年度の各事業の予算につきましては、村民の安心・安全と福祉の向上のため、産業や教育、文化振興のため、それぞれの分野において、創意工夫しながら有効に執行するよう努めてまいり所存であります。そして、未来に希望を、明日に豊かさを求めて、村民の皆様とともに、知恵を出し合い、自助、共助、公助による村づくりを、今年度も引き続き進めてまいりたいと考えております。

年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからずとはよく言ったもので、あたり一面を覆っていた雪も、このところの陽気で解け始め、朝夕の厳しい寒さも大分緩み、光の春を肌で感じられるようになりました。

さて、大震災から1年が過ぎましたが、瓦れきの処理の受け入れなど、全国的にはまだ積極的な支援が行われておりません。復興庁の発足が真の絆を築く転機となることを願っているところであります。

3月14日まで、宝くじ売り場では1等前後賞を合わせて5億円という復興宝くじが発売され、この23日が抽選とのことであります。復興に弾みをつけるために、多くの人が売り上げに協力し、復興に一役を担ってくれたらと期待して計画されたものだと思います。1等賞金総額の変遷にはそれぞれ時代の背景がありますが、宝くじの販売額そのものは年々減少しているとのことであります。若い人が宝くじに魅力を示さなくなったことも要因の1つとされていますが、これも世相と言えば世相で、先ほど述べました歳歳年年人同じからずを予測して、事に対処することの難しさをつくづく感ずる次第であります。

季節の節目がはっきりと感じられる新年度を間近にし、私も新たな気持ちでスタートを切りたいと考えております。議員各位におかれましても、集大成の年度を迎えることとなります。今後とも、それぞれのお立場で行政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、3月定例会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

長期間まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上をもちまして、平成24年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時47分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月19日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員